

ISSN 0448-4347

宗務時報

No. 117

平成 26 年 3 月

文化庁文化部宗務課

目次

論説

新宗教における過疎・高齢化の実態とその対応

—— 金光教と立正佼成会を事例として ——

明治学院大学社会学部教授 渡辺雅子…………… 1

宗教者による心のケアの課題と可能性

—— 臨床宗教師養成の試み ——

東北大学大学院文学研究科
実践宗教学寄附講座准教授 高橋原…………… 27

解説

戦後の宗務行政が実施した調査について

國學院大學神道文化学部長 石井研士…………… 45

インタビュー

戦後宗務行政調査の回顧

—— 井門富二夫氏，西平重喜氏，森岡清美氏に聞く ——

文化庁文化部宗務課…………… 65

行政資料

情報公開法に基づく不開示決定（存否応答拒否）に係る

異議申立てに対する決定（平成25年5月16日）…………… 91

宗務報告

1 宗教法人数・認証等件数の推移

（1）過去5年宗教法人数の推移（平成20～24年）…………… 97

（2）過去5年宗教法人認証事務処理件数（平成21～25年）…………… 97

2 宗教法人審議会

（1）宗教法人審議会委員の異動…………… 98

（2）宗教法人審議会の開催状況…………… 99

3	宗教法人向け研修会等の実施状況（平成25年度）	
(1)	宗教法人実務研修会	100
(2)	不活動宗教法人対策会議（包括宗教法人対象）	103
4	都道府県職員向け研修会等の実施状況（平成25年度）	
(1)	都道府県宗教法人事務担当者研修会（法令等研修会）	104
(2)	都道府県宗教法人事務担当者研修会（認証事務・不活動宗教法人対策）	104
5	東日本大震災により被災した宗教法人の建物等の復旧のための指定寄附金制度の 期間の延長等について	
(1)	平成23年3月15日付け財務省告示第84号	106
(2)	指定寄附金制度に係る申請の手引 （宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集する場合）	108
(3)	申請様式 （宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集する場合）	118
(4)	指定寄附金制度の概要	134
(5)	東日本大震災に係る指定寄附金の確認書の交付を受けた 宗教法人の一覧（平成26年1月31日現在）	135

※ 本書における外部有識者の寄稿文及びインタビューについて、文中における意見等は、著者及び発言者の見解である。なお、原則として、著者の意向に従った漢字と送り仮名で表記してある。

新宗教における過疎・高齢化の実態とその対応 —— 金光教と立正佼成会を事例として ——

明治学院大学社会学部教授 渡辺 雅子

はじめに

1960年代から1970年代の高度成長期の農山漁村の過疎問題は、若年人口の都市への流出による人口減少（「社会減」）によって引き起こされたものであった。これを第一次過疎問題という。1980年代には団塊世代のUターン、第二次ベビーブームによって過疎地域の人口減が持ち直され、「地方の時代」といわれた。しかしながら1990年代に入ると、引き続き若者が流出することによる社会減による過疎に加えて、「自然減」、つまり出生数より死亡数が上回ることによる人口の自然減少が始まった。これは「新過疎」、第二次過疎問題とよばれる。自然減による過疎は、若者が土地を離れた後、残された人口が高齢化し、他方で新しい人口が生み出されなくなったことによって生じた⁽¹⁾。

このように現在の過疎は地域住民の高齢化の問題を必然的に抱えている。2011年4月現在の数値をみると、65歳以上の高齢者比率は、全国は20.1%であるのに対して、過疎地域では30.6%である。過疎地域においては若年者比率の減少、高齢者比率の増加が共に全国平均よりも速いペースで進行している。過疎市町村の数は776で、全国1,724市町村の45.0%に当たり、過疎市町村の人口は全国の人口の8.7%にすぎないが、その面積は日本国土の57.2%を占めている。過疎市町村は大部分が農山漁村地域である⁽²⁾。

伝統仏教では、過疎地域の寺院の様相が以前から切実な問題として取り上げられてきた。伝統仏教は、江戸時代の檀家制度によってイエと結びついていた。イエ制度は敗戦後の民法改正によって廃止されたが、伝統仏教はイエの宗教として葬祭のニーズと結び付いていた。しかしながら、イエ意識の変容とともに、人口の移動によって寺院の配置に葬祭ニーズとの齟齬が生まれた。

森岡清美は、1970年代前半に都市化と宗教のテーマで寺院の分布に言及している。1965年の禅系S教団（曹洞宗と推測）の調査では、農業地帯に61%、これを含めて農林漁業地帯に84%の寺院が立地していた。浄土系H教団（浄土真宗本願寺派と推測）の1969年の調査では、寺院の38%が人口不変地区、33%が減少地区に立地していた。人口不変、減少地区は大体において農山漁村とみてよいとするなら、71%がそうした地区に立地していることになる。寺院の農山村偏在というべき状況がある。また、1970年には人口集中地区（人口5,000人以上の市街地）の人口は54%を占める。以上から1970年前半当時の人口の約6割は都市に集住すると考えてよい。ところが都市に位置する寺院はわずか2-3割にすぎない。市部人口比が約2割であった1920年（国勢調査

が初めて行われた年)にも寺院は農山村に多かったが、人口の分布と照応すれば偏在とはいえない。時代を遡れば、むしろいく分都市に傾斜していたとさえ考えてよい。なぜなら、寺院の建設地として町でも村でも選ぶ場合には、周辺村落から人々が集まりやすい町を選んだとみてよいからである。ところが今日では著しい農山村偏在が現出した。これはいうまでもなく、農山村人口の離村、都市集中のためである。国勢調査によると1920年には市郡の人口比は18対82であったが、1970年には72対28に逆転している。もっとも、この逆転は戦後の市町村合併のため市部人口が名目的に増大したことも影響している⁽³⁾。

『曹洞宗宗勢総合調査報告書』⁽⁴⁾によると、2005年時点の調査対象寺院14,637か寺のうち、寺院の周辺環境からみた立地の状況は、農業地帯49.3%、山林地帯11.4%、漁業地域が3.0%と、第一次産業地域が63.7%に及ぶ。さらに寺院のおかれた立地状況の変化について最も多い回答は過疎化であり、35.6%の寺院が過疎化の進行している地域環境の中にあると回答している。なお、寺院の所在地から行政上の過疎地域にある寺院を特定して集計したところ、過疎地域に立地する寺院は3,436か寺、24.5%であった。

過疎地寺院では専従の住職がない兼務寺院の割合は22.4%、無住は3.2%であった。そして、後継者不足は過疎・非過疎にかかわらず宗門全体の問題であるが、過疎地域の寺院で後継者がいないのは37.1%に達する。寺院運営上の問題として挙げられているのは、檀信徒の高齢化が54.1%と最も多く、非過疎寺院の32.6%を大幅に上回っている。檀信徒数の減少に言及するものは30.0%で、非過疎寺院の2倍以上の高い割合を示す。過疎地域では檀信徒の高齢化や減少が、寺院運営上の問題として、より深刻に受け止められている。

このほか、日蓮宗現代宗教研究所や浄土宗総合研究所においても継続的に過疎地域における寺院の実態調査が行われ、今後のあり方について検討が行われてきた。過疎地域では、檀信徒の減少、寺族の生活苦、住職不在、後継者不足、寺院建築物の維持困難が起きている。伝統仏教では過疎は寺院の存立基盤を揺るがす問題としてある。

1 新宗教にとって過疎は問題か

新宗教は、伝統仏教と比べて都市に基盤を置く宗教とみなされてきた。とりわけ高度経済成長期には農村部から都市へ移動した人々に対して新たな共同体を与えた。それでは新宗教にとって過疎はさほど問題ではないのだろうか。

全国的に展開している新宗教の場合、都市以外の地域にも拠点があるはずである。本稿では、新宗教の中で金光教と立正佼成会(以下、佼成会)を取り上げ、過疎化や高齢化の実態や影響、及びそれらへの取組についてみていくことにする。

金光教は幕末期の1859年に、岡山県で赤沢文治(金光大神)により開教された神道系新宗教である。金光教が布教を拡大したのは戦前昭和期で、1940年には信者数は120万人を超えた。『宗教年鑑 平成24年版』⁽⁵⁾によると、2011年の信者数は430,021人、

1,528 教会，7 布教所である。中心的な宗教行為は「取次」といわれるもので，取次者が参拝者の願いを神に，神の願いを参拝者に伝えて，神と人が共に助かる生き方を求める業であるとされる。教会には，広前という拝礼空間の参拝者から見て神前の手前の右手に「結界」とよばれる場所があり，その場に取次者が座している。結界取次を行うには，金光教学院という教師養成機関を卒業し，教師資格を取得することが必要である。

佼成会は庭野日敬（開祖），長沼妙佼（脇祖）によって 1938 年に霊友会から分派して，東京都で設立された仏教系新宗教である。佼成会は戦後復興期から高度経済成長期にかけて教勢を拡大した。『宗教年鑑 平成 24 年版』によると，2011 年の佼成会の信者数は，3,232,411 人，教会数は 238 教会，385 布教所，計 623 である。なお，佼成会のホームページでは 2012 年 12 月 31 日現在で信者世帯数は約 128 万世帯と公表している。『宗教年鑑』の信者数はこれに日本の平均世帯人数 2.63 をかけた数値にほぼ相当する。佼成会では一般的に世帯数で信者数を表示している。教義としては，法華三部経を所依の經典とし，夫方妻方双方の先祖供養，心の切替えによる人格完成を目的とする。日常的な信行は，導き・手どり，法座，法の習学である。佼成会の命といわれるのは法座で，「法を中心とした語りあいの場」とされ，数人から数十人が車座になり，教えや自分の信仰体験に即して，その解決方法を学び合うものである⁽⁶⁾。

この二つの新宗教を選んだのは，両教団とも全国展開している新宗教であること，しかし，組織原理をはじめ違いがあるので，異なるパターンの新宗教の比較という意味で有意義であると思われたからである。相違点で顕著な点は以下のとおりである。

第一に，組織形態の違いである。金光教はオヤコ型，すなわち導きの連鎖による組織形態で，手続き関係という信仰授受に基づく親教会と子教会の関係が強い。また，教区というヨコ線も加味されているが，教団本部の組織的統制力は弱い。佼成会は地域単位の中央集権型の組織形態をとっている（導き関係のオヤコ型の組織形態から，1961 年にブロック制という地域の最寄り原則での組織に変更⁽⁷⁾）。金光教の場合，教会長は世襲であることが多いが，佼成会では本部から教会長が派遣され，異動があり，定年制も実施されている。

第二に，金光教は「取次」を主たる宗教行為とする教師中心参拝型宗教であるのに対して，佼成会は「法座」を主要な宗教行為とする信者中心万人布教者型宗教である。

第三に，宗教法人格においては，金光教の場合は，ほとんどの教会が各々独立の宗教法人格を持っており，包括するものとして金光教本部がある。佼成会の場合は，佼成会を包括宗教法人とし，茨城教会と沖縄教会の二つの教会が宗教法人格を持っているにすぎない⁽⁸⁾。他は非法人教会で，事実上，佼成会に包括されている。

第四に，『宗教年鑑』の数字をもとに信者数を教会数で割ってみると，「教会」という同じ名称を用いていても，金光教の 1 教会の平均信者数が約 280 人，佼成会のそれは約 14,000 人と大差がある。金光教の場合は，教会が大きくなった場合，法人格を持つ新たな教会を出す出社方式であるのに対して（いわばのれん分けに類似），佼成会の場合は

教会の下に支部組織があり、また拠点建物についても教会道場を中心に、その下に地域拠点がある。

このように新宗教といっても、設立の年代が異なるうえに、異なる特徴を持つ二つの宗教を取り上げ、比較を試みるものである。

過疎状況を把握するに当たって、これの基礎になるデータの作成が肝要である。教会・拠点が過疎地域に立地するか否か、包括区域が過疎地域を含むかどうかを示す表は、金光教及び佼成会の御協力のもと、総務省過疎対策室ホームページに記載されてある過疎地域市町村等一覧⁹⁾と教会・拠点の所在地をいちいち照らし合わせるという膨大な作業をし、作成していただいたものである。これは、これまで教団側も行っていない作業で、大変貴重な結果が得られた。そこでここでは、都道府県別教会・拠点における過疎状況等の数量的な実態の把握からはじめ、聞き取り調査や教団発行の新聞・雑誌等の記事等で補足し、新宗教における過疎、高齢化の実態とそれらへの対応についてみていきたい。

2 金光教

(1) 金光教の組織と特徴

金光教は「取次」を主要な宗教行為とする。そのためには教師の資格を取得することが必要である。教師は、①生神金光大神取次を現すため、終生、教団及び教会の活動に従事する。②教師は教団に所属し、教会又は本部に在籍する。③教師は金光教学院卒業生(1年間寮で共同生活し、教義、儀式、その他を学ぶ)、又は教師検定試験合格者でなければならない。したがって金光教の場合は、教師中心の宗教で、また各々の教会のほとんどが個別に宗教法人格を取得し、それを包括するものとして教団本部がある。

金光教の教会は教団本部主導で設置するのではなく、個別の師弟の関係から教会ができてきている。教祖や歴代教主から受けた教えを自分なりに解釈した教説をもとに、それを弟子たちに教え、弟子たちが各地に教会(出社)を開いていく、つまり、信仰授受にかかわる親教会・子教会の連鎖からなり、それを手続き関係と呼ぶ。これは1998年の教規改正により、その文言が消えたが、有力教会では厳然たる手続き関係が継続している。

教団の地方教務機関として、13教区に布教センター(大都市部、関東は東京、中近畿は大阪、東海は名古屋)や教務センターが置かれている。手続き関係がタテの組織であるとすれば、これは地域に基づくヨコの組織である。ここでは教会事務等の世話的業務を行っていて、教団本部に提出する書類は教区にある布教センター又は教務センターを経由する必要がある。このほか教会連合会があるが、これは一定地域の教会の連合体で、教会の互助・連絡・祭事の時の協力、教区活動を担う組織で、連合会長は教区の委員を兼ねている。

教会には信徒会、婦人会などが存在する。信徒会は信徒間の互助、連携、親睦しんぼくを図る

組織で、任意加入が原則で、会費納入についても教会は直接かかわらない。婦人会は主に教会祭典時の直会なおらいの準備等に当たっている。つまり、金光教の場合、あくまでもその中心には教会長らの教師がおり、活動の中心は教師である。

(2) 宗教法人格と財務

金光教の場合、本部の包括法人下に全教会の 94%が個別に宗教法人格を持っており、非法人は約 6%にすぎない。これが金光教の組織の一つの特徴であり、その点で伝統仏教の寺院の形態に近い。

教会の会計については、独立採算制をとっている。教団に対しては、教会は教団活動教会分担金（7,000 円以上で任意。経済状況で納付が難しい場合は免除申請可能）を毎年本部に納めており、それが教団通常会計に占める割合は約 7%である。また教師は、教師納金（一律 5,000 円）を納めている。そのほか、強制的に財の上納を強いる仕組みも、教会等に対する再配分の制度もないという。なお教団運営費の大半は、本部広前への任意の「奉献金」（お供え）でまかなわれる。

このように、金光教の場合、各教会の会計は信者による奉納金に依存し、独立採算制をとっている。また、教祖が農業をやめ、取次に専念したことをモデルとしているため、教会長は他職に従事してはならないという規定がある。したがって信者数の減少、高齢化は教会の財に対しても直接的な影響を及ぼしている。

これらの特徴を踏まえた上で、次に統計的な数値から金光教の教会の過疎状況について検討しよう。

(3) 都道府県別教会所在地の過疎状況

表 1 で、都道府県別に教会所在地が過疎地域にあるか否かをみよう。1,524 教会（2013 年 7 月現在）のうち、過疎地域に立地する教会は 307、全体の 20.1%である。全国は 13 教区に分かれているので、教区別にみると、金光教の教会は、地域的には九州（南北合わせて全教会数の 22.9%）、四国（11.9%）、中国（東西合わせて 18.8%）、近畿（東西中合わせて 26.4%）と関西以西で全体の 80.0%を占める（表 2 参照）。教会所在地が過疎地である割合が 30%を超える教区をみると、南九州（39.9%）、四国（37.9%）、西中国（30.9%）である。県別では、過疎地域に立地する教会の割合が 50%を超えるのは、島根県（80.0%）、高知県（57.9%）、大分県（54.2%）、長崎県（51.7%）、和歌山県（50.0%）である。

表1 都道府県別 教会所在地における過疎状況（金光教）

2013年7月31日現在

教区	都道府県	教会所在地			過疎地域に所在している教会		過疎地域に所在する教会の本務・兼務の別	
		非過疎 (%)	過疎 (%)	総計	市街地・準市街地 所在教会 注1) (%)	左記以外に所在 する教会 注2) (%)	本務 (%)	兼務 (%)
北海道	北海道	22 (71.0)	9 (29.0)	31	8 (88.9)	1 (11.1)	8 (88.9)	1 (11.1)
	小計	22 (71.0)	9 (29.0)	31	8 (88.9)	1 (11.1)	8 (88.9)	1 (11.1)
東北	青森県	3 (100.0)	— (—)	3	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	岩手県	2 (66.7)	1 (33.3)	3	1 (100.0)	— (—)	1 (100.0)	— (—)
	宮城県	4 (100.0)	— (—)	4	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	秋田県	1 (14.3)	6 (85.7)	7	6 (100.0)	— (—)	6 (100.0)	— (—)
	山形県	6 (75.0)	2 (25.0)	8	2 (100.0)	— (—)	2 (100.0)	— (—)
	福島県	7 (100.0)	— (—)	7	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	小計	23 (71.9)	9 (28.1)	32	9 (100.0)	— (—)	9 (100.0)	— (—)
関東	茨城県	5 (100.0)	— (—)	5	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	栃木県	6 (100.0)	— (—)	6	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	群馬県	3 (100.0)	— (—)	3	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	埼玉県	7 (100.0)	— (—)	7	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	千葉県	9 (100.0)	— (—)	9	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	東京都	54 (98.2)	1 (1.8)	55	1 (100.0)	— (—)	— (—)	1 (100.0)
	神奈川県	19 (100.0)	— (—)	19	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	山梨県	3 (100.0)	— (—)	3	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
小計	106 (99.1)	1 (0.9)	107	1 (100.0)	— (—)	— (—)	1 (100.0)	
信越	新潟県	18 (72.0)	7 (28.0)	25	5 (71.4)	2 (28.6)	5 (71.4)	2 (28.6)
	富山県	5 (100.0)	— (—)	5	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	石川県	5 (83.3)	1 (16.7)	6	1 (100.0)	— (—)	1 (100.0)	— (—)
	長野県	5 (100.0)	— (—)	5	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	小計	33 (80.5)	8 (19.5)	41	6 (75.0)	2 (25.0)	6 (75.0)	2 (25.0)
東海	岐阜県	15 (100.0)	— (—)	15	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	静岡県	26 (100.0)	— (—)	26	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	愛知県	53 (100.0)	— (—)	53	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	小計	94 (100.0)	— (—)	94	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
東近畿	福井県	4 (100.0)	— (—)	4	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	三重県	21 (84.0)	4 (16.0)	25	3 (75.0)	1 (25.0)	4 (100.0)	— (—)
	滋賀県	24 (100.0)	— (—)	24	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	京都府	60 (92.3)	5 (7.7)	65	4 (80.0)	1 (20.0)	5 (100.0)	— (—)
	小計	109 (92.4)	9 (7.6)	118	7 (77.8)	2 (22.2)	9 (100.0)	— (—)

中近畿	大阪府	133	(100.0)	—	(—)	133	—	(—)	—	(—)
	奈良県	17	(89.5)	2	(10.5)	19	1	(50.0)	1	(50.0)
	和歌山県	12	(50.0)	12	(50.0)	24	11	(91.7)	1	(8.3)
	小計	162	(92.0)	14	(8.0)	176	12	(85.7)	2	(14.3)
西近畿	兵庫県	101	(92.7)	8	(7.3)	109	7	(87.5)	1	(12.5)
	小計	101	(92.7)	8	(7.3)	109	7	(87.5)	1	(12.5)
東中国	鳥取県	12	(70.6)	5	(29.4)	17	4	(80.0)	1	(20.0)
	岡山県	71	(75.5)	23	(24.5)	94	17	(73.9)	6	(26.1)
	小計	83	(74.8)	28	(25.2)	111	21	(75.0)	7	(25.0)
西中国	島根県	4	(20.0)	16	(80.0)	20	14	(87.5)	2	(12.5)
	広島県	68	(81.9)	15	(18.1)	83	14	(93.3)	1	(6.7)
	山口県	49	(68.1)	23	(31.9)	72	23	(100.0)	—	(—)
	小計	121	(69.1)	54	(30.9)	175	51	(94.4)	3	(5.6)
四国	徳島県	15	(51.7)	14	(48.3)	29	14	(100.0)	—	(—)
	香川県	35	(87.5)	5	(12.5)	40	5	(100.0)	—	(—)
	愛媛県	55	(58.5)	39	(41.5)	94	37	(94.9)	2	(5.1)
	高知県	8	(42.1)	11	(57.9)	19	10	(90.9)	1	(9.1)
	小計	113	(62.1)	69	(37.9)	182	66	(95.7)	3	(4.3)
北九州	福岡県	137	(85.1)	24	(14.9)	161	23	(95.8)	1	(4.2)
	佐賀県	16	(80.0)	4	(20.0)	20	4	(100.0)	—	(—)
	長崎県	14	(48.3)	15	(51.7)	29	14	(93.3)	1	(6.7)
	小計	167	(79.5)	43	(20.5)	210	41	(95.3)	2	(4.7)
南九州	熊本県	31	(63.3)	18	(36.7)	49	15	(83.3)	3	(16.7)
	大分県	22	(45.8)	26	(54.2)	48	25	(96.2)	1	(3.8)
	宮崎県	17	(73.9)	6	(26.1)	23	6	(100.0)	—	(—)
	鹿児島県	12	(70.6)	5	(29.4)	17	4	(80.0)	1	(20.0)
	沖縄県	1	(100.0)	—	(—)	1	—	(—)	—	(—)
	小計	83	(60.1)	55	(39.9)	138	50	(90.9)	5	(9.1)
総計		1,217	(79.9)	307	(20.1)	1,524	279	(90.9)	28	(9.1)

(金光教提供資料に基づき作成)

注1) 教会近在に市役所・町村役場・支所(元町村役場)、公共交通機関の駅・フェリー発着所・バスターミナル・営業所、裁判所・警察署等の司法機関、小中高等学校等の教育機関、郵便局や銀行等の金融機関が近隣にある等、いわゆる市街地を指す。また、公共的施設がない場合であっても元々その地域の中心街であることが地図上で確認できる準市街地(商店街等商業施設が近くにある)及び離島に所在しても市街地等に所在する場合はここに分類した。

注2) 離島所在の内、市街地ではない場所に所在する教会及び本州・九州・北海道等で限界集落や田園地に所在している教会。

注3) 過疎地域の判断は、総務省過疎対策室ホームページよりダウンロードした「過疎地域市町村等一覧(平成22年4月1日現在)」に基づく。

過疎地域でも市街地とそれ以外があるので、過疎地域に所在している教会が市役所やそれ以外の公共的施設がある市街地、もしくは準市街地にあるかどうかを表1でみると、過疎地域に所在する教会全体の90.9%が市街地もしくは準市街地に立地している。教会の設置場所については、時代の流れはあろうが、人の集まりやすいところ、すなわちその地域の中心部分に教会が建設されていることがわかる。過疎地域の割合が高い南九州教区でも、過疎地域ではあるが市街地に立地しているのは90.9%、同じく四国教区95.7%、西中国教区94.4%と90%を超えている。過疎地域の割合が高い県である島根県も87.5%、高知県90.9%、大分県96.2%、長崎県93.3%で、教会は市街地にある。全国の過疎地域の割合は45.0%であるから、金光教の教会で過疎地域に立地するのは20.1%と少なく、さらに過疎地域に立地している場合でも市街地に所在している。

次いで、過疎地域に所在する教会に本務の教会長がいるか、それとも兼務教会長かについて、さらに表1で検討しよう。常在の教師が欠けた場合でも、信者が教会を守り、月例祭などに兼務教会長が出向する形で維持している場合がある。過疎地域の教会307教会のうち、兼務教会長の教会は41で13.4%である。過疎地域に立地する教会数が40を超える教区のうち、兼務教会長の割合が高いのは、西中国教区20.4%、四国教区20.3%であって、北九州教区は4.7%、南九州教区は7.3%にすぎない。九州には手続き関係の有力な教会で、修行生という教師資格保持者を多く抱えている教会があり、後継者として送り込むことが可能であることが、兼務教会の少ないことと関係しているのではないかと思われる。

表2 教区別教会所在地における過疎状況（金光教）

2013年7月31日現在

教区	非過疎		過疎		計	教区内教会の 全国比 (%)
	教会数	教区別全国比 (%)	教会数	教区別全国比 (%)		
北海道	22	(1.4)	9	(0.6)	31	(2.0)
東北	23	(1.5)	9	(0.6)	32	(2.1)
関東	106	(7.0)	1	(0.1)	107	(7.0)
信越	33	(2.2)	8	(0.5)	41	(2.7)
東海	94	(6.2)	—	(—)	94	(6.2)
東近畿	109	(7.2)	9	(0.6)	118	(7.7)
中近畿	162	(10.6)	14	(0.9)	176	(11.5)
西近畿	101	(6.6)	8	(0.5)	109	(7.2)
東中国	83	(5.4)	28	(1.8)	111	(7.3)
西中国	121	(7.9)	54	(3.5)	175	(11.5)
四国	113	(7.4)	69	(4.5)	182	(11.9)
北九州	167	(11.0)	43	(2.8)	210	(13.8)
南九州	83	(5.4)	55	(3.6)	138	(9.1)
総計	1,217	(79.9)	307	(20.1)	1,524	(100.0)

(金光教提供資料に基づき作成)

これまでみたように、立地については、過疎地域にあるものは20%程度で、さらに、過疎地域であっても市街地に教会がある場合が多いこともわかった。そして、過疎地域に教会があっても専従の教会長がいない教会は10%強あるが、これも兼務教会長の月例祭への出向というかたちで対応されている。

次に、表2で教区別教会所在地における過疎状況を見てみよう。これは表1の補足となる表である。教区内教会の全国比をみると、金光教の教会は北海道、東北、信越において少なく、近畿、中国、四国、九州と関西以西に多い。教区別に過疎地域の教会が多いのは四国、南九州、西中国であり、有力な地盤に過疎化が及んでいることが示されている。

(4) 過去35年間の教会数及び教師数の異動状況

表3で2011年以前の過去35年間の教会数及び教師数の異動状況を見てみよう。なお表には記載されていないが、金光教の信者数が最大になったのは1940年の1,284,682人で、その年の教会数は1,528だった。1945年には1,535教会で、戦後は教会数の微増減を繰り返すが、教会の新規設立は少なく教祖没後100年の祭典の前年、1982年の1,681教会をピークに教会数は減少していく。特に減少が目立つのは1997年以降で、1996年の宗教法人法改正を受けて、不活動宗教法人の整理が積極的に行われた。教団は、一般的には教会からの合併・解散の願い出を承認しており、主体的に教会の統廃合には関与していない。宗教法人法の改正を周知した結果、整理が進行したと思われる。なお、単独の教会の解散ではなく、多くは親教会に吸収合併した上で解散している。この段階で実体のない教会の整理がなされたわけで、人口減少地区、過疎地域の教会がこれに含まれていると推測できる。現在の金光教の教会の状況は、実態に合うように整理した結果であるということもできよう。

教師数については、少しの例外はあるものの1986年以降は死亡・辞任が任命・復職を上回り、2010年以降は4,000人を割り込むようになった。なお、『宗教年鑑』によると、金光教の教師数は2011年時点で、男1,918人、女1,946人で性別人数はほぼ拮抗している。教会長以外にも教師が在籍する教会がある。夫婦で教師であることも多い。また、かつては多数の修行生を抱える教会もあったが、現在では減少している。

金光教の場合の宗教活動のモデルは教祖にある。それを継いでいる教主は、岡山県の本部において午前4時から午後4時まで一年中365日休みなく取次に従事している。そこで教会長は他職に従事することなく、教会長の役割を全うすることが求められる。教会は、お供えとよばれる信者からの奉獻金によって生活をたてることが基本である。しかしながら、過疎地域に顕著な信者数の減少、高齢化などによって奉獻金が減少し、生活維持が難しくなることがある。過疎地域の教会は家庭的な教会（小規模教会）であるというが、他の家族員が働くことによって会計を補完したり、年金をあてたりしている。

夫婦共に金光教の教師資格を持つ場合も多いが、教会長以外の教師については 1998 年から他職への従事も認められるようになった。金光教の教会は、一箇の独立した宗教法人であり、ある意味で自営業的色彩がある。それをもちこたえるため、家族が働いたり、親族の支援、親教会の支援など自営業のような維持努力がなされている。

先述したように、金光教の教会は宗教法人であるから、不動産は個人のものではない。したがって家族が後継者とならない場合は、継続して居住することもままならないことになる。家族が後継者になることは望まれるが、後継者がいない場合はどのような方策がとられるのであろうか。

表3 過去 35 年間 教会数及び教師数の異動状況（金光教）

2011 年 12 月 31 日現在

西暦	教会数	設立	合併・解散	増減	教師数	任命・復職	死亡・辞任	増減	備考
1977	1,678	6	7	▲ 1	4,272	87	69	18	
1978	1,678	5	5	0	4,314	96	54	42	
1979	1,677	0	1	▲ 1	4,328	91	77	14	
1980	1,679	5	3	2	4,337	100	91	9	
1981	1,680	1	0	1	4,338	93	92	1	
1982	1,681	2	1	1	4,348	93	83	10	
1983	1,680	0	1	▲ 1	4,371	96	73	23	金光教教祖没後 100 年
1984	1,679	1	2	▲ 1	4,395	103	79	24	
1985	1,678	1	2	▲ 1	4,418	91	68	23	
1986	1,675	1	4	▲ 3	4,405	58	71	▲ 13	
1987	1,674	1	2	▲ 1	4,410	72	67	5	
1988	1,671	0	3	▲ 3	4,400	69	79	▲ 10	
1989	1,672	1	0	1	4,397	79	82	▲ 3	
1990	1,668	1	5	▲ 4	4,395	65	67	▲ 2	
1991	1,666	0	2	▲ 2	4,377	54	72	▲ 18	前教主・金光鑑太郎帰幽，現教主・金光平輝就任
1992	1,666	1	1	0	4,360	64	81	▲ 17	
1993	1,665	2	1	1	4,362	78	76	2	金光教教祖没後 110 年
1994	1,667	5	3	2	4,338	60	84	▲ 24	金光教学院創立 100 年（神道金光教会学問所～）
1995	1,667	2	2	0	4,328	66	76	▲ 10	
1996	1,663	2	6	▲ 4	4,322	67	73	▲ 6	宗教法人法改正
1997	1,649	0	14	▲ 14	4,312	73	83	▲ 10	
1998	1,629	2	22	▲ 20	4,306	59	65	▲ 6	宗教法人「金光教」規則変更
1999	1,617	1	13	▲ 12	4,275	50	81	▲ 31	
2000	1,608	1	10	▲ 9	4,248	45	72	▲ 27	金光教教団独立 100 年
2001	1,598	0	10	▲ 10	4,215	49	82	▲ 33	
2002	1,589	1	10	▲ 9	4,210	62	67	▲ 5	
2003	1,586	1	4	▲ 3	4,180	42	72	▲ 30	金光教教祖没後 120 年
2004	1,582	2	6	▲ 4	4,152	44	72	▲ 28	
2005	1,578	0	4	▲ 4	4,105	38	85	▲ 47	
2006	1,572	1	7	▲ 6	4,090	58	73	▲ 15	
2007	1,568	1	5	▲ 4	4,068	44	66	▲ 22	
2008	1,562	0	6	▲ 6	4,028	38	78	▲ 40	
2009	1,560	1	3	▲ 2	4,013	60	75	▲ 15	金光教立教 150 年
2010	1,556	0	4	▲ 4	3,977	48	84	▲ 36	
2011	1,554	1	3	▲ 2	3,945	49	81	▲ 32	

（金光教提供資料に基づき作成）

注 1) ▲はマイナスを指す。

注 2) 教会数・教師数は海外のものも含む。なお、2011 年の海外教会数は 26 か所、教師数は 81 人であり、教会の合併・解散などはない。

(5) 後継者がいない場合の対応

子供が後継者として金光教学院に入学し、教師の資格を取得することは金光教の教会にとって願いである。しかし、必ずしもそのようにはいかないこともある。後継者が決まらない時には、親教会に相談し、親教会が在籍する修行生や縁故関係者を後継者として派遣する場合がある。しかし、現在は修行生を抱える教会は減少しており、これも限定的になっている。

教団本部では「後継者を他教会から迎えたい教会」「他教会を後継してもよい教師」のリストを作成し、本部教会部及び地方教務機関の長が管理するこのリストを希望教会・教師が閲覧できる仕組みになっている。そこには月例祭参拝者数、奉獻金の金額が参考に記されている。交渉は原則として当事者同士が行い、教団としてもできる限りの協力をするとのことであるが、後継者を欲しい教会は多いが、希望する教師の数は少なく、なかなか困難な状況にある。

金光教では、教会長が死亡もしくは任に当たれなくなった場合、夫婦共に教師資格を持つ場合が多いことから、配偶者が後任教会長になることがある。現在、女性教会長は2割程度であるが、そのほとんどは夫の死後教会長に就任したものである。

(6) 過疎・高齢化に対する対応

金光教の場合、教団として過疎地域対策は行っていない。教会問題として相談があれば、個別に対応する程度である。また、手続き関係での支援状況については教団としては把握していないという。過疎であるから信者が少なくなるという考え方ではなく、教会は取次が中心なので、取次を行う教会長の信心のあり方に関わると内面にその要因を求める傾向が強い。

過疎や高齢化への取組について、聞き取り調査や教団発行の雑誌、新聞からいくつか例を挙げておこう。

福岡県田川市及び周辺はかつて筑豊炭田の中心地だった。田川市周辺には九つの教会があり、その一つ、田川郡香春町にある香春教会にはかつて炭鉱関係者が参拝していた。田川地区 9 教会の炭鉱関係の参拝者は、全体の 30～40%ほどであった。子供は大学進学で外に出るともう故郷には帰ってこないの、信者の高齢化が目立つ。高齢者は教会に来るのが楽しみだ。教会長は、来られない人には宅祭や霊祭を行うために信者の自宅を訪問したり、電話をしたりする。また大祭や月例祭には、教会に来られるように車で参拝する信者が迎えに行く。信者には孤独死ということはない。一人暮らしの信者が脳梗塞で倒れて教会に電話をしてきて、教会で救急車を呼ぶようなこともある。「過疎地域の教会は厳しいが、いかに自分が魅力ある信心をするかどうかにかかっている。これさえあれば、人はいくらでも神が引き寄せてくださる」と教会長は述べている。

金光教の機関紙誌の中で過疎が取り上げられている記事は少ないが、そのうち、過疎地域での取組について触れているものを紹介しよう。

岡山県英田郡英田町（現・美作市）は過疎と高齢化が進む町である。ここに福本教会がある。教会長は、1993年に敷地内に木造平屋建て「老人憩いの家」を建てた。「お年寄りが喜んで教会に参り、みなと語り合い、くつろげる場を提供したい」という意図のためだ。ここには地域の人も来ている。また、体が不自由で教会に参拝できない人のためには教会長が家庭訪問したり、電話での声掛けをしている。「お結界にじっと座ってのご用も大事だと思うけれど、それだけではお参りできなくなったお年寄りとのつながりが切れてしまう。家庭訪問ができなかったら、電話で声を掛けてあげるだけでもよいと思う。それが金光教の教えに沿っているかどうかは、私にもわからないところがあるけれど⁽¹⁰⁾、地域の現状からいうとそうせずにはおられないところがあるわけです」。憩いの家は高齢者の一番の問題である、孤独を和らげるためのものであるとしている⁽¹¹⁾。

また、教会長は30年以上にわたって町の民生委員をしている。そうした経験から上記に述べた高齢者の親睦・交流のできる語らいの場を作った。その後、子供たち対象の金光教フォーゲルという青少年育成の場（子供会）も作った。これには信者以外も参加している。さらに信者宅での宅祭を行っている。このように過疎地域であるとか、地域の人口を問題にしがちだが、過疎になればなるほど信仰が必要であるとし、高齢者、子供、子供についてくる親に対する布教も意識しての取組でもある⁽¹²⁾。

鹿児島県志布志市は大隅半島の東に位置する過疎地域である。ここには志布志教会がある。教会長はかつて東京でオペラ歌手を目指していたが、教会を継ぐために帰った。教会は市民のコーラスとカラオケ練習場になっている。初めは市の公民館で練習していたが、足の不自由な人が多く、階段を上がらなくてすむ教会を貸して欲しいということで教会を開放したのである。これには信者でない人も来ている。教会にもコーラスとカラオケの同好会がある。カラオケは介護防止、ボケ防止にもなる。また、教会長は人権擁護委員、調停委員、保護司でもあり、外に出向く活動も行っている。「教会に足を運ばれる人はみな神の氏子と思っている。中には求信者になる人もいる。そのような布教の場をいただいていることが幸せだ」と語っている⁽¹³⁾。

このように過疎地域において、教会長が地域の役を引き受けていたり、教会が高齢者を含む人々の結節の場としても機能している。

次章では、金光教とは組織形態が異なる佼成会についてみていこう。

3 立正佼成会

(1) 佼成会の組織と特徴

佼成会の布教組織は、最寄り原則の地域ブロックが基礎になり、教会—支部—地区—組—（実情に応じて班）というタテ・ラインの構造になっている。これに応じて教会長—支部長—主任—組長—班長の役職があり、上位の役は複数の下位の役を束ねている。このほか、年齢別・男女別のヨコの組織として、壮年部（原則として40歳以上の男性）、青年部（青年男子部、青年女子部、学生部、少年部、青年婦人部）があつて、各部には

部長が置かれている。佼成会の主力をなす 40 代以上の女性は「一般」に分類される。また、教会には教務部長，総務部長がおり，その下に事務を担うスタッフがいる。教会の実情に応じて，さらに渉外部長，文書布教部長，儀式部長，社会福祉専門担当者等が置かれている。これらの教会スタッフは，教会長のもとで教会運営に参画し，布教ラインを支援・助成する。

教会長は本部からの派遣制により，ほぼ 5 年に 1 度交代する。教会長のみ本部から給与が支払われているが，それ以外の役はすべて在家信者による無償の奉仕（ボランティア）である。金光教が教師中心，とりわけ教会長中心の教会運営方式をとるのに対して，佼成会の教会では，信者が様々な役を担い活動する点に大きな違いがある。

（２）都道府県別教会及び布教拠点所在地の過疎状況

佼成会の教会・拠点の過疎状況について，表 4（2013 年 9 月現在）で見てみよう。佼成会の教会分布については，東日本，関東，東京，中部，西日本の五つの教区に分かれ，さらにその下に支教区があり，各都道府県がそれに属している。各教会には，教会道場のほか，その下に地域道場（道場 A），法座所（道場 B），連絡所がある。地域道場と法座所は教団本部が運営費用を負担し，連絡所は教会が費用を負担する。なお，これらの拠点の全国での構成比は，法座所がおよそ半数を占め，地域道場と連絡所が各々 1/4 である。

教会道場の分布をみると，東日本教区 33 教会（13.9%），関東教区 65 教会（27.3%），東京教区 33 教会（13.9%），中部教区 48 教会（20.2%）で，東日本教区～中部教区で 75.3%を占めている。西日本教区は近畿～南九州までを包括する広い教区であるが，59 教会（24.8%）にとどまる。東京から始まった佼成会は東日本型といえることができる。

過疎地域に立地する教会道場は全国 238 教会のうち 16 教会（6.7%）にすぎない。教区別にみると，東日本教区 33 教会中 7 教会（21.2%），関東教区 65 教会中 2 教会（3.1%），西日本教区 59 教会中 7 教会（11.9%）で，東京教区と中部教区にはない。教会道場は都市部に建設されている。

教会道場以外の布教拠点である地域道場，法座所，連絡所については，過疎地域にあるものは 384 拠点中 121 拠点（31.5%）で，教区別にみると北海道から東北地方をカバーする東日本教区で 50.0%，西日本教区で 44.6%，他の教区は 15%前後にすぎない。県別にみると過疎地域拠点が 50%を超えるのは，北海道（52.0%），岩手県（58.3%），秋田県（100.0%），山形県（50.0%），和歌山県（100.0%），愛媛県（80.0%），鳥取県（66.7%），島根県（77.8%），岡山県（75.0%），山口県（53.3%），長崎県（60.0%），鹿児島県（66.7%）である。なお，東京教区のうち，東京中央に 3 か所の過疎拠点が^{とうしよ}あるのは島嶼部を抱えているからである。また，教会道場を含む全拠点でみた場合，622 拠点のうち過疎地域にあるものは 137 拠点（22.0%）である。

表4 都道府県別 教会道場及び布教拠点の過疎状況（立正佼成会）

2013年9月現在

教区	支教区	都道府県	教会道場所在地			その他の布教拠点所在地			全布教拠点所在地		
			非過疎 (%)	過疎 (%)	計	非過疎 (%)	過疎 (%)	計	非過疎 (%)	過疎 (%)	計
東日本	北海道 奥羽	北海道	8 (88.9)	1 (11.1)	9	12 (48.0)	13 (52.0)	25	20 (58.8)	14 (41.2)	34
		青森県	4 (100.0)	— (—)	4	4 (57.1)	3 (42.9)	7	8 (72.7)	3 (27.3)	11
		岩手県	2 (66.7)	1 (33.3)	3	5 (41.7)	7 (58.3)	12	7 (46.7)	8 (53.3)	15
		秋田県	1 (33.3)	2 (66.7)	3	— (—)	8 (100.0)	8	1 (9.1)	10 (90.9)	11
	東北	宮城県	2 (100.0)	— (—)	2	7 (100.0)	— (—)	7	9 (100.0)	— (—)	9
		山形県	2 (66.7)	1 (33.3)	3	2 (50.0)	2 (50.0)	4	4 (57.1)	3 (42.9)	7
	福島	福島県	7 (77.8)	2 (22.2)	9	7 (63.6)	4 (36.4)	11	14 (70.0)	6 (30.0)	20
教区小計			26 (78.8)	7 (21.2)	33	37 (50.0)	37 (50.0)	74	63 (58.9)	44 (41.1)	107
関東	神奈川	神奈川県	9 (100.0)	— (—)	9	3 (100.0)	— (—)	3	12 (100.0)	— (—)	12
		茨城県	8 (100.0)	— (—)	8	13 (100.0)	— (—)	13	21 (100.0)	— (—)	21
	北関東	群馬県	5 (100.0)	— (—)	5	4 (80.0)	1 (20.0)	5	9 (90.0)	1 (10.0)	10
		栃木県	5 (100.0)	— (—)	5	14 (93.3)	1 (6.7)	15	19 (95.0)	1 (5.0)	20
	新潟	新潟県	8 (80.0)	2 (20.0)	10	19 (67.9)	9 (32.1)	28	27 (71.1)	11 (28.9)	38
		埼玉県	15 (100.0)	— (—)	15	7 (100.0)	— (—)	7	22 (100.0)	— (—)	22
	千葉	千葉県	13 (100.0)	— (—)	13	19 (86.4)	3 (13.6)	22	32 (91.4)	3 (8.6)	35
教区小計			63 (96.9)	2 (3.1)	65	79 (84.9)	14 (15.1)	93	142 (89.9)	16 (10.1)	158
東京	東京西	東京都	8 (100.0)	— (—)	8	3 (100.0)	— (—)	3	11 (100.0)	— (—)	11
		東京都	6 (100.0)	— (—)	6	3 (50.0)	3 (50.0)	6	9 (75.0)	3 (25.0)	12
	東京東	東京都	8 (100.0)	— (—)	8	5 (100.0)	— (—)	5	13 (100.0)	— (—)	13
		東京都	11 (100.0)	— (—)	11	6 (100.0)	— (—)	6	17 (100.0)	— (—)	17
	教区小計			33 (100.0)	— (—)	33	17 (85.0)	3 (15.0)	20	50 (94.3)	3 (5.7)
中部	甲信	山梨県	5 (100.0)	— (—)	5	2 (100.0)	— (—)	2	7 (100.0)	— (—)	7
		長野県	6 (100.0)	— (—)	6	5 (83.3)	1 (16.7)	6	11 (91.7)	1 (8.3)	12
	静岡	静岡県	13 (100.0)	— (—)	13	5 (100.0)	— (—)	5	18 (100.0)	— (—)	18
		富山県	2 (100.0)	— (—)	2	5 (100.0)	— (—)	5	7 (100.0)	— (—)	7
	北陸	石川県	2 (100.0)	— (—)	2	2 (66.7)	1 (33.3)	3	4 (80.0)	1 (20.0)	5
		福井県	3 (100.0)	— (—)	3	14 (100.0)	— (—)	14	17 (100.0)	— (—)	17
	愛知	愛知県	8 (100.0)	— (—)	8	10 (90.9)	1 (9.1)	11	18 (94.7)	1 (5.3)	19
		岐阜県	4 (100.0)	— (—)	4	11 (73.3)	4 (26.7)	15	15 (78.9)	4 (21.1)	19
	三重	三重県	5 (100.0)	— (—)	5	4 (66.7)	2 (33.3)	6	9 (81.8)	2 (18.2)	11
	教区小計			48 (100.0)	— (—)	48	58 (86.6)	9 (13.4)	67	106 (92.2)	9 (7.8)

西日本	近畿	滋賀県	1	(100.0)	—	(—)	1	2	(100.0)	—	(—)	2	3	(100.0)	—	(—)	3
		京都府	3	(100.0)	—	(—)	3	3	(100.0)	—	(—)	3	6	(100.0)	—	(—)	6
		大阪府	3	(100.0)	—	(—)	3	—	(—)	—	(—)	—	3	(100.0)	—	(—)	3
		兵庫県	2	(100.0)	—	(—)	2	3	(75.0)	1	(25.0)	4	5	(83.3)	1	(16.7)	6
		奈良県	1	(100.0)	—	(—)	1	2	(100.0)	—	(—)	2	3	(100.0)	—	(—)	3
		和歌山県	1	(100.0)	—	(—)	1	—	(—)	1	(100.0)	1	1	(50.0)	1	(50.0)	2
	四国	徳島県	1	(100.0)	—	(—)	1	1	(100.0)	—	(—)	1	2	(100.0)	—	(—)	2
		香川県	2	(100.0)	—	(—)	2	2	(100.0)	—	(—)	2	4	(100.0)	—	(—)	4
		愛媛県	2	(66.7)	1	(33.3)	3	2	(20.0)	8	(80.0)	10	4	(30.8)	9	(69.2)	13
		高知県	1	(50.0)	1	(50.0)	2	3	(60.0)	2	(40.0)	5	4	(57.1)	3	(42.9)	7
	中国	鳥取県	1	(100.0)	—	(—)	1	1	(33.3)	2	(66.7)	3	2	(50.0)	2	(50.0)	4
		島根県	1	(50.0)	1	(50.0)	2	2	(22.2)	7	(77.8)	9	3	(27.3)	8	(72.7)	11
		岡山県	3	(75.0)	1	(25.0)	4	1	(25.0)	3	(75.0)	4	4	(50.0)	4	(50.0)	8
		広島県	5	(100.0)	—	(—)	5	7	(77.8)	2	(22.2)	9	12	(85.7)	2	(14.3)	14
	山口	山口県	5	(83.3)	1	(16.7)	6	7	(46.7)	8	(53.3)	15	12	(57.1)	9	(42.9)	21
	北九州	福岡県	6	(85.7)	1	(14.3)	7	11	(78.6)	3	(21.4)	14	17	(81.0)	4	(19.0)	21
		大分県	1	(50.0)	1	(50.0)	2	4	(57.1)	3	(42.9)	7	5	(55.6)	4	(44.4)	9
	西九州	佐賀県	2	(100.0)	—	(—)	2	4	(100.0)	—	(—)	4	6	(100.0)	—	(—)	6
		長崎県	3	(100.0)	—	(—)	3	2	(40.0)	3	(60.0)	5	5	(62.5)	3	(37.5)	8
	南九州	熊本県	2	(100.0)	—	(—)	2	4	(57.1)	3	(42.9)	7	6	(66.7)	3	(33.3)	9
		宮崎県	3	(100.0)	—	(—)	3	4	(80.0)	1	(20.0)	5	7	(87.5)	1	(12.5)	8
		鹿児島県	2	(100.0)	—	(—)	2	5	(33.3)	10	(66.7)	15	7	(41.2)	10	(58.8)	17
		沖縄県	1	(100.0)	—	(—)	1	2	(66.7)	1	(33.3)	3	3	(75.0)	1	(25.0)	4
	教区小計		52	(88.1)	7	(11.9)	59	72	(55.4)	58	(44.6)	130	124	(65.6)	65	(34.4)	189
	総計		222	(93.3)	16	(6.7)	238	263	(68.5)	121	(31.5)	384	485	(78.0)	137	(22.0)	622

(立正佼成会提供資料に基づき作成)

注1) 「その他の布教拠点」とは、地域道場(道場A)、法座所(道場B)、連絡所を指す。

注2) 過疎地域の判断は、総務省過疎対策室ホームページよりダウンロードした「過疎地域市町村等一覧(平成23年9月26日現在)」に基づく。

教会道場の94%が非過疎住所にある。しかしながらこれは拠点所在地からみたものなので、表5で教会の布教包括地域に過疎地域を含むか否かについて検討してみよう。非過疎地域に立地していて包括地域に過疎地域を含まない教会は、238教会中100教会(42.0%)、非過疎地域に立地しているが包括地域に過疎地域を含む教会は122教会(51.3%)、そして過疎地域に立地していて当然包括地域に過疎地域を含む教会は16教会(6.7%)である。したがって、教会の包括地域に過疎地域を含んでいるのは58.0%になる。このように教会道場は非過疎地の都市に立地しているが、包括地域に過疎地域を含む教会は半数を超える。佼成会は都市型の宗教ではあるが、布教を拡大していく中で農山漁村にも及んだり、産業構造の変化や時代の変化によって過疎化した地域もあり、過疎地域を含むようになってきている。教区別では非過疎地域に立地するが布教包括地域に過疎地域を含む教会は、東日本教区72.7%(過疎地域の立地を合算すると93.9%)、関東教区30.8%(同33.9%)、東京教区6.1%(同6.1%)、中部教区60.4%(同60.4%)、西日本教区79.7%(同91.6%)である。北海道から東北地方にわたる東日本教区と近畿から九州にかけての西日本教区にとりわけ過疎地域を含んでいることがわかる。また、過疎地域包含度の少ないそれ以外の教区で、都道府県別にみるならば、関東教区では群馬県と新潟県に、中部教区では山梨県、長野県、富山県、石川県、福井県、岐阜県に過疎の割合が高い。これらの県は、2010年の国勢調査によると、都道府県別過疎市町村の割合も高いところである。

このように、教会道場所在地は都市型で、かつその他の布教拠点所在地も非過疎地域の占める割合が2/3にのぼるが、実際には包括地域に過疎地域を含んでいる場合が全体の半数以上を占める。それでは過疎地域において実際にどのような困難があり、またそこで抱える問題にどう対応しているのだろうか。

佼成会に関しては、過疎と高齢化というテーマに即して聞き取り調査を実施したので、ここでは札幌教会と鹿児島教会の事例を挙げ、過疎と高齢化に対して、具体的にどのような現状であり、課題を抱えているのか。また、それに対して現地ではいかなる対応をしているのかについてみていきたい。なお、札幌教会は支部長から、鹿児島教会は元教会長からの聞き取りである。支部長は具体的な日々の困難に言及し、教会長はより全体に目配りするという違いはある。

なお、佼成会では、年間の行事のほか、毎月1日(朔日参り)、4日(開祖命日)、10日(脇祖命日)、15日(釈迦牟尼仏命日)には教会道場や拠点に参拝することが奨励されている。また毎日、教会道場・地域道場・法座所では道場当番が詰めている。道場当番は道場に参り、飯水茶を宝前(本尊の安置してある仏壇)に供え、読経供養や清掃、法座修行を行う。その他、夜間は男性信者による宿直がある。過疎地においてそれらの当番をどのように遂行するかが課題になっている。

表5 教会・布教包括地域と過疎地域の関係（立正佼成会）

2013年9月現在

教会道場所在地			非過疎地域		過疎地域	計
教区	支教区	都道府県	布教包括地域に過疎地域を含まない教会(%)	布教包括地域に過疎地域を含む教会(%)	教会所在地が過疎地域にある教会(%)	
東日本	北海道奥羽	北海道	2 (22.2)	6 (66.7)	1 (11.1)	9
		青森県	— (—)	4 (100.0)	— (—)	4
		岩手県	— (—)	2 (66.7)	1 (33.3)	3
	東北	宮城県	— (—)	2 (100.0)	— (—)	2
		山形県	— (—)	2 (66.7)	1 (33.3)	3
	福島教区	福島県	— (—)	7 (77.8)	2 (22.2)	9
		教区小計	2 (6.1)	24 (72.7)	7 (21.2)	33
関東	神奈川	神奈川県	9 (100.0)	— (—)	— (—)	9
		茨城県	5 (62.5)	3 (37.5)	— (—)	8
	北関東	群馬県	1 (20.0)	4 (80.0)	— (—)	5
		栃木県	3 (60.0)	2 (40.0)	— (—)	5
	新潟	新潟県	2 (20.0)	6 (60.0)	2 (20.0)	10
		埼玉県	13 (86.7)	2 (13.3)	— (—)	15
	千葉教区	千葉県	10 (76.9)	3 (23.1)	— (—)	13
教区小計	43 (66.2)	20 (30.8)	2 (3.1)	65		
東京	東京西	東京都	8 (100.0)	— (—)	— (—)	8
	東京中央	東京都	5 (83.3)	1 (16.7)	— (—)	6
	東京東	東京都	8 (100.0)	— (—)	— (—)	8
	多摩	東京都	10 (90.9)	1 (9.1)	— (—)	11
教区小計	31 (93.9)	2 (6.1)	— (—)	33		
中部	甲信	梨野県	— (—)	5 (100.0)	— (—)	5
		長野県	— (—)	6 (100.0)	— (—)	6
	静岡北陸	静岡県	10 (76.9)	3 (23.1)	— (—)	13
		富山県	— (—)	2 (100.0)	— (—)	2
		石川県	— (—)	2 (100.0)	— (—)	2
	愛知三	福井県	— (—)	3 (100.0)	— (—)	3
		愛知県	6 (75.0)	2 (25.0)	— (—)	8
	岐阜	岐阜県	— (—)	4 (100.0)	— (—)	4
		三重県	3 (60.0)	2 (40.0)	— (—)	5
教区小計	19 (39.6)	29 (60.4)	— (—)	48		
西日本	近畿	滋賀県	— (—)	1 (100.0)	— (—)	1
		京都府	1 (33.3)	2 (66.7)	— (—)	3
		大阪府	3 (100.0)	— (—)	— (—)	3
		兵庫県	— (—)	2 (100.0)	— (—)	2
		奈良県	— (—)	1 (100.0)	— (—)	1
		和歌山県	— (—)	1 (100.0)	— (—)	1
	四国	徳島県	— (—)	1 (100.0)	— (—)	1
		香川県	— (—)	2 (100.0)	— (—)	2
		愛媛県	— (—)	2 (66.7)	1 (33.3)	3
		高知県	— (—)	1 (50.0)	1 (50.0)	2
		鳥取県	— (—)	1 (100.0)	— (—)	1
	中国	島根県	— (—)	1 (50.0)	1 (50.0)	2
		岡山県	— (—)	3 (75.0)	1 (25.0)	4
		広島県	— (—)	5 (100.0)	— (—)	5
		山口県	— (—)	5 (83.3)	1 (16.7)	6
	北九州	福岡県	1 (14.3)	5 (71.4)	1 (14.3)	7
		大分県	— (—)	1 (50.0)	1 (50.0)	2
	西九州	佐賀県	— (—)	2 (100.0)	— (—)	2
		長崎県	— (—)	3 (100.0)	— (—)	3
	南九州	熊本県	— (—)	2 (100.0)	— (—)	2
		宮崎県	— (—)	3 (100.0)	— (—)	3
鹿児島県		— (—)	2 (100.0)	— (—)	2	
沖縄	沖縄県	— (—)	1 (100.0)	— (—)	1	
教区小計	5 (8.5)	47 (79.7)	7 (11.9)	59		
総計		100 (42.0)	122 (51.3)	16 (6.7)	238	

(立正佼成会提供資料に基づき作成)

注1) 表4の注1と同じ。

注2) 「布教包括地域」とは、「教会」と教会に所属する「その他の布教拠点」が包括する地域全体を指す。

(3) 札幌教会の過疎・高齢化の実態と対応——岩見沢支部と夕張支部の場合

北海道には9教会、札幌市には札幌教会と札幌北教会の二つの教会があるが、このうち、札幌教会を取り上げる。札幌教会の信者数は約6,000世帯である。教会道場が札幌市にあるほか、岩見沢、恵庭、千歳、夕張、江別、南（札幌市南区）に地域道場がある。ここでは、岩見沢道場と夕張道場の事例に着目する。前者は岩見沢支部、後者は夕張支部の信者が集う場所になっている。岩見沢市は分類的には「過疎地域とみなされる区域のある市町村」であるが、市内の中心部は過疎ではなく、岩見沢道場は市街地にある。しかし周辺部の過疎地域も包括区域に含んでいる。夕張道場のある夕張市は「過疎地域市町村」である。岩見沢市と夕張市では人口規模や人口構成が異なり、過疎地域としての共通の問題のほか、道場をとりまく信者の状況については異なるところもある。

岩見沢支部（地域道場）

岩見沢市は2010年の国勢調査によると、人口90,145人（男42,111人 女48,034人）、世帯数36,723世帯で、平均世帯人数は2.45人である。また、65歳以上人口は市総数の27.8%を占める。高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦一組のみの世帯）は5,336世帯（夫婦のみの世帯9,538世帯の55.9%、全体の世帯数の14.5%）、65歳以上の高齢単身者世帯は4,371世帯（全体の世帯数の11.9%）で、全世帯の26.4%が高齢者世帯である。

岩見沢市は元々石炭産業とその輸送のための鉄道で発展した町である。大規模炭鉱があったが、現在ではすべて閉山している。1980年には操車場が廃止された。産業は農業と工業である。有数の豪雪地帯でもある。

岩見沢支部の信者数は約300世帯で、包括範囲は広い。道場の建物は1993年に入仏落慶し、1階だけでも300人収容できる。この頃は千何百世帯の信者がいた。かつては鉄道とバスが便利だったが、減便され、道場に来るのが容易でないことになった。信者にはバスで40分～1時間かけてくる人もいる。バス便がない時には車で乗り合ってくる。過疎化で仕事がないため、若者が札幌や東京に流出している。

支部は6地区に分かれているが、道場当番をする信者（全員女性）は約60名いる。年齢は主に50代から80代だが、90代も一人いる。30代から40代は働いているので平日昼間は来られない。一人あたり月に4～5回当番にあたる。宿直は壮年部（男性）が担当し、約30人が2人体制で行っている。

夫を亡くした一人暮らしの女性たちは楽しんで当番に来ている。当番修行ということもあるが、道場で人と会い、世間話をするのが楽しみなのである。昼食をみなで作って食べるのもうれしいことだ。たくさん人がいれば楽しいので、車に乗せてくれる人がいれば、当番に出てくる。当番のあと法座を行っている。法座では病気の問題、家族内の問題が話に出る。当番が宿直の人のための夕食も作っておく。

高齢者で道場に出てこられない人には、自宅を訪問する。支部では一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯のリストを作っている。組長は主任と一緒に、又は連携をとって高齢

の信者宅を訪ねる。何回行ってもいない時は、近所の人に聞く。転んで外に出られず、家の中にいたということもあった。子供が近くに住んでいない時は、主任が高齢信者の世話をする。病院に連れていくこともあれば、施設に入る時は手続きの相談にももの。子供の住所や電話番号は何かあった場合のために聞いておく。子供は何かあったら知らせてくださいといい、親のことについては安心している。『佼成新聞』は月4回、『佼成』は月1回発行されるが、これらの機関紙誌は月100円の会費納入者には全員に配布されるものなので、月2回組長が信者宅に届ける。問題があった場合は主任につなぐ。主任の中には民生委員を引き受けている人もいる。

岩見沢支部の場合は、ある程度人手があることもあって、当番は高齢者にとって修行と楽しみの両方の側面を持っている。車を運転しない人が多いので、導き・手どりに外出するのはなかなか難しいが、道場に来るのは楽しみなのである。

当番に当たることのできる人数が少ないと、楽しみよりも、継続することに力を注がなければならない。そこで地域社会全体の人口減少が著しい夕張支部のケースを次に見てみよう。

夕張支部（地域道場）

夕張市は2010年の国勢調査によると、人口10,922人（男5,179人 女5,743人）、世帯数5,558世帯で、平均世帯人数は1.97人である。また、65歳以上人口は市総数の43.8%を占める。高齢夫婦世帯は1,083世帯（夫婦のみの世帯1,631世帯の66.4%、全体の世帯数の19.5%）、65歳以上の高齢単身者世帯は1,248世帯（全体の世帯数の22.5%）で、全世帯数の42.0%が高齢者世帯である。

夕張市は炭鉱の町だった。1960年の116,908人をピークとして、2010年には人口はその1/10になった。2013年には人口が1万人を割り込んだ。1981年に炭鉱で大規模なガス爆発があり、1990年に最後の炭鉱が閉山し、2007年に財政破たんし、財政再生団体となった。

現在の夕張市の状況は、働く場所がない、年金生活者が多い（年金の額は炭鉱関連職業従事者の場合比較的高い）、高齢者が多い、子供が少ない、若い世帯主はいない、若者は高校卒業後は夕張に残らないという状況で、過疎化と高齢化が顕著な状況である。各地区にあった学校は統廃合され、2011年には市内に高校1校、中学校1校、小学校1校のみとなった。

佼成会の会員のほとんどは（元）炭鉱関係者で、かつては信者数が500-600世帯あった。現在の会員数はその1/10の約60世帯である。高齢化し、夫婦世帯は少なく、夫と死別した一人暮らしの女性が多い。会員約60人のうち、50歳以下は5-6人で、支部長は60代だが、活動会員約20人のほとんどは70代である。

1981年に入仏落慶した道場は、300人の収容が可能である（1階車庫、2階法座席、3階事務所、研修室）。20年前から足の悪い会員が多くなったので椅子席になった。本

部の所有なので維持運営費は本部から来る。冬季の暖房費・除雪費だけでも月 10 万円かかる。

当番は午前 9 時から午後 3 時まで詰めるのがふつうだが、夕張の場合は午前 10 時から午後 2 時 15 分までで、バスの時刻表に合わせて行動している。70 歳以上は老齡パスが支給され、バス代は一时无料だったが、現在では片道 100 円とるようになった。60 代の支部長は自宅からバスで 30 分、運賃は往復で 1,000 円かかる。

以前、当番は 1 週間に 1 回、3 人体制だったが、それでは人が足りなくなり 2 人体制になった。当番は月に 1-2 回あたる。しかし、月に 2 回は多いということで、支部長や主任が 1 人で当番をすることもある。当番の人（全員女性）が病院通いで来られないこともある。支部長（60 代、女性）は道場に毎日行く。主任は 4 人おり、50 代 1 人、60 代 3 人の女性である。このうち車の運転ができるのは 1 人のみである。この年代の女性は車の免許を持っている人が少ない。主任 4 人のうち、2 人は仕事を持っている。支部会計も仕事を持っている。以前は夫が働き、妻が佼成会のお役を「毎日組」でやっていたが、現在は家計維持のため女性も働かないといけないので、事情が変わってきている。

札幌教会で行事があるときには、バスを用意すれば 15-20 人行く人がいるが、行かれるようにすべてを準備しないとけない。

高齢者にとって佼成会は、次のような役割があると支部長は述べる。第一に、コミュニケーションの場としての役割である。「法座では病気で膝がいたいとか、病院に行くとかいった話題が出る。来るところがあるからありがたいなあという話が出る。今は近所での『お茶のみ』もなく、買物に行くくらいしか外に出るところがない。佼成会の会員は元気で、身綺麗みきれいにしている。外に出て、人と話すので声も出る。隣近所の人から見たらはつらつとしている」のである。

第二に、見守り・セーフティーネットの役割である。「会員の場合、孤独死はいない。佼成会に入っている人で、ふだん道場に来ている人は心配ない。来ていた人が来なくなったら気になる。また、病院通いをしているとかは把握している。来ない会員には主任が目をつけている。自宅に立ち寄りたり、電話をするなど気をつけている。なお、携帯電話は年をとったら使えないので、固定電話で連絡している」。月に 2 回は『佼成新聞』、『佼成』を主任や組長が信者宅に届けるが、その時に体調を尋ねている。

第三に、生活支援の役割である。「何かあったら主任に連絡すれば病院に連れていってもらえる。場合によっては札幌の病院まで連れていく」という生活上の便宜を図ってもらえる存在である。

このように高齢者にとって、佼成会は重要な役割を果たしているが、過疎化、高齢化に伴って切実な問題もある。第一に、道場当番の負担である。高齢化が進展して当番が 1-2 人の体制になっている。また、以前は夜間の宿直をしていたが、現在では担当できる壮年男性はいない。宿直は通常は男性がやるものだが、女性が宿直をやっていたこと

もあつた。2005年頃から宿直をやめて警備会社に依頼するようになった。第二に、かつてのように夫が働き、専業主婦で佼成会の活動をするのではなく、仕事をしながら佼成会の活動をする体制作りをし、意識変革が必要なことである。当番以外にも道場での参拝が奨励されている命日（1日、4日、10日、15日）は平日にあたると働いている人は来られない。活動会員が高齢化し、働いている人が佼成会の活動をしにくい状況にある。第三に、信仰継承が難しいことが挙げられる。地域社会に働く場がないこともあるが、子供は札幌方面に転出し、夫の死後は一人暮らしで子供と同居している高齢者はいない。なお、高齢の信者は、元気な間は夕張にいて、あとは施設に行くといっている。

岩見沢支部と夕張支部では、信者世帯数の規模、活動会員の数が異なる。また、地域社会の信者が多い岩見沢支部の場合は、道場当番や宿直の負担感は少なく、また出席する人数も多いので、高齢者にとって道場に来ることは楽しみでもある。しかしながら、夕張支部の場合は、過疎化、高齢化、市の財政悪化という厳しい状況を背景に、いかにすれば当番をやれるのかが課題になっている。当番の人数も少ないことから、法座も実質的に行えないこともある。

次に鹿児島教会の事例をみていこう。

（４）鹿児島教会の過疎・高齢化の実態と対応

2010年の国勢調査のデータをもとにした都道府県別過疎地域市町村の状況を見ると、鹿児島県は過疎市町村の割合が93.0%と全国1位である。また、高齢化率については、鹿児島県は全国12位、人口約1,706,000人のうち65歳以上の人口が26.5%を占める（最も高齢化率の高い南大隅町は43.3%である）。また、県の総人口の35.5%が60万都市の鹿児島市に集中している。このほか、10万都市として霧島市、鹿屋市、薩摩川内市がある。

鹿児島県は、鹿児島市及び周辺都市、薩摩半島・大隅半島所在の山間市町村、種子島・屋久島地域、奄美諸島など離島の3地域に分かれている。南北の距離は600kmに及び、地理的に、交通の便、流通、生活圏、情報網が分断されている。

鹿児島教会の状況

鹿児島県には佼成会の教会は二つあり、鹿児島市に鹿児島教会と薩摩川内市に川内教会（包括範囲は薩摩川内市に教会道場、伊佐市に地域道場、いちき串木野市・出水市に法座所）がある。鹿児島教会は川内教会の担当範囲を除く地域なので、その包括範囲は広いが、信者数約7,000世帯の約50%が鹿児島市内、約40%が地方市町村、約10%が離島という分布になっている。

鹿児島教会の拠点は鹿児島市所在の教会道場のほか11拠点ある。教会道場と陸路でつながる3拠点、フェリーで行く4拠点（鹿屋・肝付・種子島・屋久島）、離島4拠点（奄美大島・徳之島・沖永良部島・与論島）である。徳之島には地域道場があるが、あ

とは一戸建ての家を法座所として教団が借りている。

鹿児島教会の包括範囲の中で、鹿児島市内以外は過疎地域である。信者の高齢化の状況については、鹿児島教会道場の場合は70代が1割くらいだが、ほかの拠点では高齢信者の比率が高い。幹部信者が高齢化し、また一人暮らしの高齢女性が多くなっている。鹿児島は元々同居率が低いが、子供たちは高卒後、就職や進学で福岡、関西（大阪、神戸）へ転出してしまう。そのほか主任の高齢化、兼業主婦化という現象がみられる。

過疎・高齢化への取組

鹿児島教会では、過疎・高齢化に対して、いくつかの試みをしている。第一に、2008年にインターネットテレビ放送網を敷いた。これは双方向のテレビ放送網である。鹿児島市の教会道場での行事等の映像を地域道場や法座所でも見ることができるばかりでなく、双方が映像や音声で会話もできる。過疎化は情報過疎でもあるという考えによるもので、海と山で分断された信者の集まりをつなげるための工夫である。高齢者はパソコンを使えないので、高齢者でも使えるシステムをF社と組んで作った。テレビをつけるだけでよく、簡単な訓練があれば操作できる。

第二に、高齢者が最低限、地元の道場・法座所に来られるようにするためには、車での送迎が不可欠である。そこで、主任は車の運転ができる人を選ぶようにした。支部長、支部会計、主任は運転ができる人が望ましい。

第三に、社会福祉専門担当者の設置と活用である。これは鹿児島教会独自ではなく、教団本部として取り組んでいるものである（後述）。社会福祉専門担当者は教会では一人だが、その下にスタッフがおり、各支部にも担当がいる。65歳以上の支部長経験者や男性の退職者が担当し、支部長・主任と連携を持ちながら高齢者問題に特化した取組として、友愛訪問（安否確認含む）、福祉相談（社会的資源との関係をつなげる役）、若い世代との世代間交流をする。

第四に、SOSというフォームを作り、高齢の信者には子供の連絡先、服用薬、薬の置き場所等を書いた用紙を冷蔵庫にはっておいてもらう。何かあった時には親族にすぐ連絡がつくようにするためである。

第五に、島布教員を設置した。支部長を退任した人で、独り身の人に頼む。1か月に1度、2週間かけて奄美諸島南端の与論島から始まって島の拠点を回り、鹿児島市に戻る。島布教員は、地域道場・法座所での読経供養・法座のほか、各家の供養に回る。高齢者布教や安否確認の意味もある。島の道場、法座所の場合は布教員が来たらやるといって受け身な姿勢であるので、島布教員の存在は効果をあげている。

第六に、日常的には『佼成新聞』、『佼成』の配布のために、主任・組長が月に2回程度信者宅を訪問している。これは安否確認の役割も果たす。

第七に、過疎地域における布教上の課題としては、支部長、主任をどのように若返らせるかということがある。たとえば現地の願いで地域道場を作った徳之島では、主任が

4人いるが若い人でも70代前半である。支部長の方を先に若返らせている（徳之島では宿直はやっていないが当番はやっている）。

第八に、淋しくて先がないように思う閉塞感から脱しさせ、心豊かにしていくことが宗教の役割なので、これまで努力してきたことへの誇りを持たせるようにすることも大切である。それには、子供が信仰継承していくことも重要であるとし、高校卒業後に就職や進学で他地域に転出した子供には、転入先にある教会に転入願を提出するよう促している。過疎は流入先の対策を練ることも大切で、子供が校成会の活動をやっていないと過疎地域の人達が信仰の喜びを味わえないという考えからである。

（5）教団本部としての高齢社会への取組

校成会では1999年に各教会に社会福祉専門担当者が置かれ、彼らを育成するための社会福祉専門担当者教育が実施されてきた。新任の社会福祉専門担当者に対しては、教団本部において年間5回の研修が行われる。さらに2001年から2003年にかけての第9次長期計画で、「高齢社会への取り組み」がプロジェクト方式で推進された。そしてその成果をもとに、2005年12月に教団本部教務部内に福祉開発グループが設置された。2009年には組織改編によって教務局内の社会貢献グループにその業務が移管された。ここでは、超高齢化社会における社会福祉の取組として、高齢信者の救護に重点をおいた人材育成を行うことが示された。教会で期待される取組として、信者を対象とした学習会の実施、教会・地域にふさわしい高齢者福祉に関する情報提供（介護保険、高齢者医療、年金、高齢者福祉施設、生涯学習）、高齢信者の布教活動（下記の法輪クラブ等の活動を含む）への一部支援、高齢者福祉に関する社会的資源の開拓が挙げられている。

現実的には、これらは必ずしも過疎地域に限らず、日本社会全体が超高齢社会になることを踏まえての本部の取組だが、実際に校成会が発展した時期に入会した信者が高齢になっていることも反映している。『校成新聞』にも高齢社会に関する記事や、各教会の高齢者に対する取組（信者以外も含む）⁽¹⁴⁾、法輪クラブ（高齢信者の任意の組織）で「愛の一声運動」をとおして高齢信者同士が相互扶助を行っている様子も紹介されている⁽¹⁵⁾。

おわりに

新宗教と過疎に関しての調査・研究はこれまで全く行われてこなかった。しかし、今回の調査によって、校成会のように教会道場所在地の90%以上が非過疎地域に立地している場合も、教会が包括する拠点には半数以上の割合で過疎地域を抱えていることがわかった。これは津々浦々に布教拡大したことを示すものでもあるが、また炭鉱の閉山に如実に表れているように、日本社会の産業構造の変化によって過疎地域が生み出されたという点も指摘できる。金光教の教会は校成会のように支部組織をとらず、各々が独立した宗教法人であるが、その20%が過疎地域に立地していた。金光教は岡山県の農村部

から始まった宗教なので、もっと過疎地域に教会が立地していると推測していたが、地方都市に多く、また過疎地域であっても市街地に立地する場合が多かった。金光教の教会は関西以西に多いが、その数が集中している九州、四国、中国地方で過疎化が進展していることが明らかになった。

教団の規模もあるが、金光教と佼成会の過疎化や高齢化への対応を分けているのは教団組織によるところが大きいと思われる。金光教はオヤコ型の組織形態をとり、信仰の授受に基づき自然発生的に教会が設立される。また大多数は世代的に家族間で継承される。教団本部として施策を打ち出すということではなく、手続き関係の対応に任される点がある。過疎地域において教会長不在の教会の比率は13%であるが、その場合も必ず兼務教会長がおり、毎月月例祭を行うなど現地の信者へ対応している。しかしまた、教会としての存立が難しいと判断された場合は、親教会への吸収・合併をへて、解散するということを実質に即するかたちで行っている。

佼成会の場合は中央集権型組織であり、教会長は派遣される。教会道場は都市に建設され、必要に応じて拠点配置する。理念的には、信者が減少すれば教団本部の主導で拠点を閉めることができる。現段階では地域道場、法座所レベルの拠点の改廃については、教団本部として「蠟燭を吹き消すことはしない。燃え尽きるまで」というスタンスがあるので、まだ手をつけてはいないが、借家・借室である末端の拠点、連絡所に関しては若干であるが整理を行っている。

財的な面からみれば、金光教の場合、教会長は他職に従事することが禁じられているので、過疎地域に位置する小規模教会では、家族の外部への就労によって教会運営が支えられている場合が多いことが推測される。佼成会では教会への布施は教団本部にあげ、それを各教会に再配分している。それによって、信者数が減少し、過疎化、高齢化した拠点を持つ布施の少ない教会は、布教費、運営費を得ている。こうしてみると金光教は自営業型で家族、親族、手続きの親教会などの支援のもと過疎地域の教会も存続しているのに対し、佼成会は中央集権型のメリットを生かして、相互扶助の観点から予算配分して維持困難な拠点を財的に余裕のある拠点がカバーしている。

金光教は教師（特に教会長）中心の構造であるのに対し、佼成会では信者が様々な活動を担い、布教の最前線にたっている。過疎化、高齢化への施策については、中央集権型の教団の方が、教団としての取組を出しやすい。金光教の場合は、教会長個人の考えにかかわるが、佼成会では高齢社会に向けての対策として、教団として社会福祉専門担当者を育成し、高齢者福祉に特化した役割を作っている。新任担当者には教団本部で研修の機会を与え、それを教会・地域の現場に持ち帰らせる。研修内容には佼成福祉という宗教に立脚する理念ばかりでなく、具体的に高齢者福祉に関する社会資源や情報についても学ばせる。また、支部長—主任—組長という布教ラインは信者の動向に常に気を配り、機関紙誌の配布に際して自宅を訪問し、実質的な安否確認も行っている。

金光教の場合は、教会のことは教会長家族にかかっているが、佼成会の場合、道場当

番や宿直という信者が行う日々の行がある。活動できる信者の数が過疎化・高齢化によって減少すると、これらに対して負担感が増大する現状も明らかになった。宿直は警備会社によって代替されている例があったが、道場当番については現地で涙ぐましい努力で継続されていた。佼成会では、これまで拠点の廃止という決断を積極的には行っていなかったものの、今後、拠点の適正配置という課題が生じる段階が来るといわれ、過疎化、高齢化、信者の兼業主婦化などへの対応等、今後取り組むべき問題が出てきている現状にある。

日本社会全体の過疎化や高齢人口の増加は農村に立地している仏教寺院や神社のみならず、都市型の宗教である新宗教にとっても大きな影響を与えていることが、今回の調査から明らかになった。新規布教が難しくなっている状況の中で、信仰継承が望まれる子供世代が過疎地域から都市へ移住していき、高齢者のみ残るということは、地域社会の信仰共同体の危機でもある。しかしまた、そうした状況の中でも、過疎地域の現場では、これらの新宗教が現地の信者に対してセーフティネットの役割を果たしていることが示された。

注記

- (1) 山下祐介『限界集落の真実—過疎の村は消えるか?—』（ちくま新書、2012年）、24ページ、72ページ参照。
- (2) 総務省自治行政局過疎対策室『平成22年度版「過疎対策の現況」について（概要版）』（総務省自治行政局過疎対策室、2011年）、2ページ。
http://www.soumu.go.jp/main_content/000135976.pdf
過疎地域は以下の3種類が区別されている。①過疎地域市町村（過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する市町村の区域）、②過疎地域とみなされる市町村（自立促進法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村の区域）、③過疎地域とみなされる区域のある市町村（自立促進法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域・一部過疎地域）。全国過疎地域自立促進連盟「過疎物語（kaso-net）」
<http://www.kaso-net.or.jp/kaso-db.htm> を参照。
- (3) 森岡清美『現代社会の民衆と宗教』（評論社、1975年）、132—133ページ参照。
- (4) 宮下陽祐編『曹洞宗宗勢総合調査報告書 2005（平成17）年』（曹洞宗宗務庁、2008年）、14—16ページ、190—191ページ。
- (5) 文化庁編『宗教年鑑 平成24年版』（文化庁文化庁宗務課、2013年）、60—61ページ（金光教）、78—79ページ（立正佼成会）参照。
- (6) 井上順孝他編『新宗教事典』（弘文堂、1990年）、320ページ参照。
- (7) 佼成会の導きのオヤコ関係による組織から地域ブロック制の組織への転換過程の詳細については、森岡清美『新宗教運動の展開過程』（創文社、1989年）を参照。
- (8) 当時、佼成会が文部大臣所轄の教団（包括法人）となるためには、本部教会に加えて地方支部が1個以上法人格を取得しなければならなかったため、1950年に宗教法人「立正佼成会茨城支部教会」設立登記がなされた。沖縄教会（当時は支部）の場合は、アメリカの占領下という特殊事情のもとで、独立した宗教法人として認可を受ける必要があり、1962年に宗教法人立正佼成会沖縄支部教会として琉球政府から認可を受けた。現在は、『宗教法人「立正佼成会茨城教会」規則』ならびに『宗教法人「立正佼成会沖縄教会」規則』の第3条に「この法人の包括団体は、宗教法人 立正佼成会とする」と規定されている。
- (9) 総務省過疎対策ホームページ
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm
- (10) 金光教では教会の外に出るのではなく、結界をあけず座ることがモデルである。

- (11) 「お年寄りの孤独を和らげたい 広前の隣に『老人憩いの家』」(『金光新聞』1996年3月24日号)。
- (12) 「神在す里に光あり 金光教福本教会―馬場昭伍先生を訪ねて―」(『金光グラフ』2000年10月号), 36-39ページ。
- (13) 「教会訪問 信者さんと常に寄り添う私でありたい 金光教志布志教会 馬渡三郎先生」(『あいよかけよ』2012年11月号), 4-9ページ。
- (14) 「町内のお年寄りと心をつないで 札幌北教会 学びを生かす『福祉の会』の活動」(『佼成新聞』2013年4月21日付)。
- (15) 「高齢者同士がつながり支え合う 筑豊教会法輪クラブ『愛の一声運動』今年で12年目」(『佼成新聞』2013年2月10日付)。

謝辞

資料収集に当たっては、金光教本部及び金光教東京センター、立正佼成会本部及び中央学術研究所に御協力を得た。記して感謝の意を表したい。

宗教者による心のケアの課題と可能性 —— 臨床宗教師養成の試み ——

東北大学大学院文学研究科

実践宗教学寄附講座准教授 高橋 原

はじめに

2012（平成24）年4月、東日本大震災の被災地支援の動きを背景として、東北大学文学研究科に実践宗教学寄附講座が設置された。この講座は、公共的空間において人々の心のケアを行う宗教的専門職である「臨床宗教師」（日本版チャプレン）の養成を目的とするものである。このような試みは、現在多くの信者が高齢化し、将来の安定的発展に疑問符が突きつけられている宗教教団にとっては、従来の宗教活動の枠組みを超えて、社会の側に宗教者へのニーズを掘り起こすことができるかという問いかけとなるだろう。また、超高齢多死時代を迎える社会の側にとっては、高齢者福祉や看取りの問題をどのように受け止めていくのかというときに、宗教あるいは宗教者という社会資源を活用する可能性について考える契機となるだろう。都市の若い世代を中心に、伝統宗教との距離感は拡大を続けていると考えられるが、今後20年ほどでこの問題の帰趨は決するのではないだろうか。

臨床宗教師研修は既に4回を終え、のべ57人の宗教者たちが修了証書を受け取り、臨床宗教師として新たな活動のスタートを切っている。このような講座が国立大学に置かれるということは前例がなく、画期的なことである。以下では、講座設置の背景と、現在までの活動状況、今後の課題と可能性について概観し、宗教者の果たし得る公共的役割とは何かを考察するための手掛かりを提供したい。

1 「心の相談室」の活動

2011年3月11日に起こった東日本大震災は未曾有の被害をもたらした。多くのボランティアが日本中から駆けつけ、宗教者たちもそこに加わったことはよく知られている。しかし、宗教者、とりわけ地元の僧侶たちにとってとりわけ急務だったのは、地元の寺院が墓地もろともに津波によって壊滅するといった状況の中、大量の死者たちの弔いをどうするかという問題であった。

各地の遺体安置所や火葬場、仮埋葬地、避難所に設けられた祭壇などで、ボランティアで読経を行う僧侶の姿が見られた。公共施設の中には、袈裟を着た僧侶の受け入れに消極的であったところもあったようであるが、徐々に、追悼の祈りを捧げる宗教者の存在が、遺された人々の動揺を鎮めるために必要であるという認識が共有され、各現場の

担当者の判断で、宗教者の受入れに柔軟な対応がなされていたようである。いても立つてもいられずに駆けつけた僧侶たちの思いに、異常事態における危機管理と状況判断を迫られた現場担当者たちが適切に^{こた}へた結果であると言えるだろう。これは、大惨事のあとでなすすべもなく取り残された人々にとって、遺体の扱いに慣れたプロフェッショナルがいてくれたことが実に心強かったという、映画化もされた石井光太著『遺体』の記述に通じるものである。

仙台市内でも葛岡の市営斎場において、仙台仏教会による「無料読経ボランティア」が行われていた。公共の施設であることに慎重な配慮がなされ、僧侶の側から声をかけることはせず、遺族から求められた場合にのみ読経を行うという姿勢が徹底されたが、読経の依頼は絶えることがなかったという。このような状況を踏まえ、仙台キリスト教連合の協力を得て仙台市と折衝が行われ、市営斎場における宗教者による読経、祈り等の慰霊行事が、いわゆる「政教分離」の原則に抵触するような「布教」行為とならないように、次のような方針が確認された。

まず、市営斎場において行われる宗教行為を、宮城県宗教法人連絡協議会の主催事業とすること。次に、これを諸宗教、諸宗派の協力・連携のもとで行うこと。そして、仙台市の担当者と緊密な連絡をとることである。こうして、市営斎場における弔いの行事は、宗教・宗派の垣根を越えた公共的性格を持つこととなった。このような対応が迅速に行いえたのは、宮城県内の2,000以上の宗教法人が加入する宮城県宗教法人連絡協議会が40年間にわたって存続し、宗教法人相互の連絡体制を整えていたためである。

写真1 心の相談室主催合同慰霊祭



(仙台市葛岡墓園身元不明者遺骨仮安置所，2011年6月18日)

追悼詞を読んでいるのは天理教の代表者

これを踏まえ、さらに医師やカウンセラーの協力も得て、遺族への宗教的ケアと相談業務に対応するために「心の相談室」が発足した。同相談室が宮城県宗法連主催という枠組みの下、仙台市の許可を得て市営斎場で活動したのは2011年4月までであったが、引き続き震災犠牲者の弔いと遺族のグリーフケアを継続的に行っていく必要が痛感され、同相談室は新たな体制で再出発することになった。新生「心の相談室」には、宗教者だけではなく医師や宗教学者も加わり、事務局を東北大学宗教学研究室に置いた。代表者となったのは宮城県名取市で在宅ホスピスを運営してきた岡部健^{たけし}医師であり、事務局長となったのが鈴木岩弓東北大学大学院教授（宗教民俗学）であった。事務局が国立大学に置かれたことは、宗教者が医療者と研究者と手を携えて、公共的な役割を果たすという活動の性格を宣言するものであった。

「心の相談室」の活動は次のようなものとなった。第一に、「心の相談室」の象徴的な事業として仙台市営の葛岡墓園で毎月行われている弔いの行事である。同墓園に残された引き取り手のない身元不明者の遺骨は5名分のみとなったが、現在も毎月11日に仙台市付近の各宗教の宗教者が回り持ちで司式を行い、追悼の祈りを捧げている。第二に、2011年5月から、フリーダイヤルで僧侶、牧師などと話をするのできる電話相談が行われている。2012年9月から宮城県最大の購読者数を持つ河北新報の紙面に電話番号が掲載されるようになると相談件数が増え、担当する宗教者の確保が難しいという状態になった（現在は週1回）。第三に、栗原市通大寺住職の金田諦^{かみね たいたいおう}應師が中心となって運営している傾聴移動喫茶「カフェ・デ・モンク」がある。ケーキと飲物を積んだ軽トラックで沿岸の仮設住宅を訪問し、地元の僧侶と協力して被災者の声に耳を傾けている。第四に、仙台のDate FMの番組、ラジオ版カフェ・デ・モンクがあり、毎週1回、宗教者に限らず、被災地支援に関わる人々のメッセージを届けてきた（書籍『ラジオ カフェ・デ・モンク—インタビュー集・震災後を生きるヒント—』としてまとめられた）。このほかに、東日本大震災を背景とした宗教者の活動や心のケアをテーマとした講演会やシンポジウムを開催してきたが、これらはすべて、宗教界等の諸団体からの助成金をもとにボランティアベースで行われてきた。

2 実践宗教学寄附講座の開設

「心の相談室」の活動を踏まえて、2012年4月に東北大学大学院文学研究科に実践宗教学寄附講座が設置された。上述のように、東日本大震災後の弔いをめぐる経験、あるいはその後の被災地での傾聴活動の実績から、宗教者が人々の心のケアにおいて重要な役割を担い得るということが実感されてきたが、宗教者が公共的な空間で活動するために必要なことは何なのか。言わば、宗教者を社会資源として有効に機能させるには何が必要なのか。そのような問題意識に立って、公共的な空間で心のケアにあたる宗教者＝「臨床宗教師」を養成するのがこの講座の目的とされた。

寄附講座というのは、企業などからの寄附金によって、大学における教育・研究の豊

富化、活性化を図ることを目的として、講座を設置し、運営する制度である。実践宗教学寄附講座の場合、寄附の主体となったのは、東日本大震災の被災地支援のために設立されたキリスト教系の一般財団法人東北ディアユニア（通称東北ヘルプ）であった。被災地支援のために国内外のキリスト教系団体から寄せられた募金が東北ディアユニアに集められ、それが東北大学に寄附されて講座運営に充てられるというのが当初の枠組みであった。その後、海外の資金団体からの長期的な寄附の確保の難しさなどから、世界宗教者平和会議（WCRP）日本委員会、その他の宗教団体等が寄附者に加わることとなり、運営資金が維持されている。

東北大学宗教学講座の鈴木岩弓教授が兼任で主任教授を務め、准教授として谷山洋三（グリーンケア、スピリチュアルケア）、高橋原（宗教心理学）の二人が着任した。基礎研究を行いながら学外の宗教者向けの臨床宗教師研修と、学内学生に対しての講義を行っている。当面の設置期限は2014年度までの3年間とされた。

心の相談室の中に実践宗教学寄附講座運営委員会が置かれ、地元の宗教界などの意見を取り入れて知恵を出し合いながら、主として臨床宗教師研修のあり方を議論している。講座発足当初の運営委員は次のメンバーであった。宗教学者、医師、地元の諸宗教に所属する宗教者が加わっている。

実践宗教学寄附講座運営委員会（発足時）

学内委員

鈴木岩弓教授（兼任）、谷山洋三准教授、高橋原准教授

学外委員

川上直哉	日本基督教団仙台市民教会主任担任教師・ （一財）東北ディアユニア理事長
岡部 健	（医）爽秋会理事長
伊藤文雄	元ルーテル神学校教授
金田諦應	通大寺住職
井形英絵	日本バプテスト連盟南光台キリスト教会牧師
佐藤央千	竹駒神社権禰宜
小西達也	（医）爽秋会チャプレン
金澤 豊	浄土真宗本願寺派総合研究所研究員
篠原祥哲	（公財）世界宗教者平和会議(WCRP)日本委員会仙台事務所所長
櫻井恭仁	心の相談室理事（財務担当）

3 臨床宗教師のコンセプト

「臨床宗教師」という耳慣れない言葉を案出したのは岡部健医師であった。岡部医師は末期癌の患者たちの看取りを続ける中、自らも癌を患い、「予後十か月」を宣告された。その時に「高い山の痩せ尾根を歩いているような気持ち」になり、「一筋の道も一灯の道しるべもなく真っ暗の闇が広がっている」と感じたという。岡部医師によれば、宗教や死生観について語り、この暗闇に降りていく道しるべを示すことのできる専門家、すなわち宗教者が死の現場からいなくなったことが戦後日本の問題である。医療一辺倒になってしまった死の現場に、医師や看護師らと対等のパートナーシップをもって加わることのできる公共性を持った宗教者が求められている、というのが岡部医師の主張であった。

そのような役割を持った宗教者の一つのモデルとなるのが、欧米のキリスト教圏でチャプレンと呼ばれている人々である。チャプレンとは、一般的に言えば、病院や軍隊、学校などの公共性の高い施設に常駐して様々な場面で相談相手となってくれる牧師であり、大学院で神学を修めた後に臨床牧会教育（CPE=Clinical Pastoral Education）と呼ばれるプログラムを受講した専門職である。しかし、「キリスト教圏」と言っても、ケアの対象となる人々の信仰する宗教や宗派は多様であり、現在では、チャプレンとなるのはキリスト教の牧師に限らず、仏教徒のチャプレンも存在する。このチャプレンのような役割を日本の文化や社会にふさわしい形で果たす宗教者を指す言葉として、岡部医師は「臨床宗教師」という言葉を考えたのであった。

岡部医師は震災以前から、緩和ケアの文脈において「臨床宗教師」のアイデアを温めていた。岡部医師の語るエピソードによると、ある80才になる女性患者が、仙台近郊の定義山（浄土宗西方寺）のお札に毎日念仏を唱えていたところ、ある日突然「小さな定義如来さんが見える」と言うようになったという。それをどうしたらよいのか医師としては応えようがなかったが、こんなとき、僧侶なら適切な助言ができるのではないかと考えた。実際問題として、僧侶がこの如来のイメージを手掛りに瞑想の手ほどきをするというような具合にはなかなかいかないと思われるが、少なくとも、「それは有り難いことです」と、このイメージを肯定的なものとして受け入れて患者の心に向き合うことはできるだろう。そもそも患者の周囲に医療スタッフしかいないという状況であれば、このことが口に出されることさえなかったかもしれない。

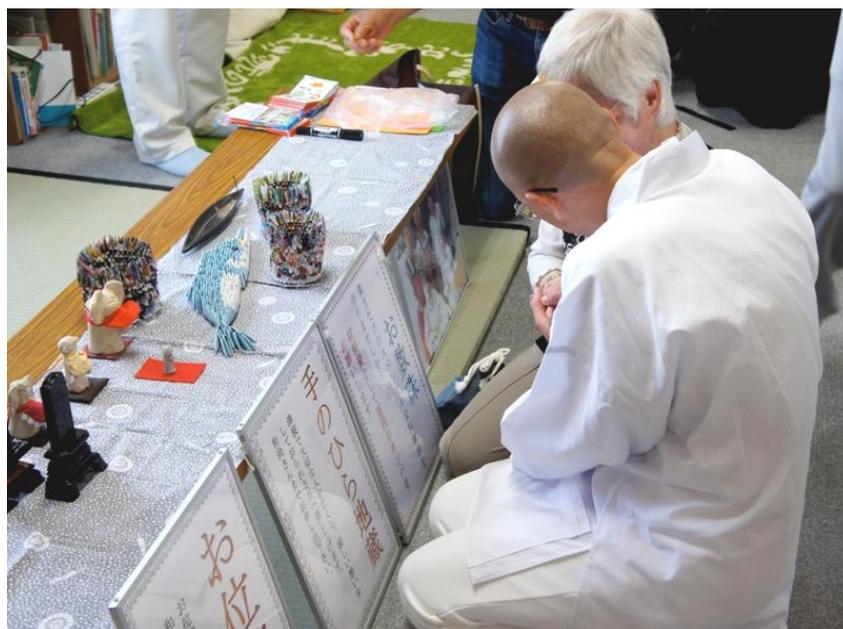
また、ある女性牧師は、「死に至るまでのあいだというのは、最後の和解の場所」であると語っている。死を前にして、関係のよくなかった親族や友人、あるいは人生の中で経験してきた受け入れ難い出来事などを、感謝や謝罪の言葉とともに語り直し、物語として紡いでいくことを助ける役割を果たすことができるのが宗教者である。これは第一に、亡くなっていく本人の一人称による内面の物語であるが、宗教者を通じてそれが家族にも伝えられ、遺された人々は新しいつながりの中で人生を歩みはじめることができる。こうしたことは心理カウンセラーにもできることでもあるだろうが、死というも

のを肯定的に包み込んだ世界観を、確信を持って語り、安心感をもたらすことにおいてはやはり宗教者がすぐれているのではないだろうか。

大震災の文脈でも、岡部医師は印象的なエピソードを語っている。岡部医師のもとで働いていた看護師の一人が、地震の直後に担当していた在宅の患者の様子を見に行ってもそのまま津波にのまれて亡くなるということがあった。それからというもの、病院内の空気がどうにも落ち着かず、スタッフの気持ちがまとまらなかったという。そこで、たまたまボランティアに来ていた若い僧侶に読経を依頼し、遺影を飾り、お地蔵様を置いた。この効果はてきめんで、亡くなった看護師のために手を合わせる場所ができてからは、スタッフが落ち着きを取り戻したという。

もちろん、こうしたことは、ある程度宗教に対して親しみが持たれているという素地があつてのことである。被災地で行われている傾聴移動喫茶「カフェ・デ・モンク」(上述)では、「やっぱりお坊さんと話すのはいいよ」という高齢者からの感想が聞かれる。日頃から地域の寺院に親しみがああり、僧侶が尊敬を集めていることがわかる。カフェは、「心のケア」を目的とするとはいっても、殊更に悩み相談の看板を出しているわけでもなく、ただコーヒーやお茶を振る舞い、ケーキを食べながら会話をする中で、折に触れてつらい胸の内が明かされることがある。カフェでは傾聴活動のみではなく、手のひらサイズのお地蔵さんを配布したり、時には粘土を使って訪問者自らがお地蔵さん作りを行うこともある。数珠作りも行われ、用意された数珠玉に糸を通してそれぞれがオリジナルの数珠を工夫する。数珠が出来上がると、「行方不明の家族が見つかりますように」といった願いをこめて、僧侶が訪問者の手をとって唱えごとをし、「芯入れ」をしてから手渡される。「芯入れ」というのは、本来は仏像や位牌に魂を入れる儀式である)。

写真2 カフェ・デ・モンクで手渡される数珠と手のひら地蔵



このような宗教者によるケアを心理カウンセラーなどによるケアと比較してみると、トラウマを想起させるような感情表出や自己開示を求めるのではなく、日頃から何となく有り難いと思っているお経や数珠などの「宗教的資源」を用いて行われるところに特徴がある。「心のケア」をします、という専門家に決められた時間の中で向かい合うときのような敷居の高さがない。

さて、このように医療や福祉の現場に「宗教的ニーズ」が存在するとして、では、宗教者が、公的機関との連携協力も視野に入れて、支援を行うチームの一員として現場に入っていくためにはどうしたらよいか。端的に言えば、まず求められるのは、「布教」しないことである。これは「政教分離」などという言葉を持ち出すまでもないことで、特定の価値観、世界観、死生観といったものを押し付けるような態度は敬遠される。宗教者の側が、特定の宗教・宗派の教えに基づいて人々を教え導き、苦から救おうとするところに自らのアイデンティティを求めるならば、ここに難しい問題が生じる。特定の価値観を離れて宗教者であり得るのかという問題である。しかし、いったんは教義の立場を離れて、相手に向き合うことに徹することはできないか。そう問うところに、臨床宗教師の基本的理念が生まれる。

東北大学実践宗教学寄附講座で臨床宗教師の養成を始めるに先立って、「臨床宗教師倫理綱領」が定められた。箇条書にすると次のような内容が含まれる。

- <人種、性、年齢、信仰、国籍等によって差別しない>
- <臨床宗教師自身の信仰を押し付けない(ケア対象者の信念・信仰、価値観の尊重)>
- <ケア対象者に関する情報の守秘義務>
- <所属組織の規律遵守>
- <他の組織との良好な関係の維持>
- <宗教間の良好な関係の促進>

いずれも、宗教者の価値観を押し付けず、「布教」とは厳密に一線を画して人々のケアに当たることに関わっている。とりわけ、宗教・宗派を超えた協力の精神は重要である。異なる宗教・宗派の宗教者同士が肩を並べて行動することは、布教的態度とは相いれないものである。

4 臨床宗教師研修

(1) 研修の目的

以上のような理念をもって、2012年10月に第一回臨床宗教師研修が開始された。研修の目的として掲げられたのは次の4点である。

- ① 「傾聴」と「スピリチュアルケア」の能力向上
- ② 「宗教間対話」「宗教協力」の能力向上
- ③ 宗教者以外の諸機関との連携方法を学ぶ
- ④ 幅広い「宗教的ケア」の提供方法を学ぶ

全体としての趣旨はこれまでに述べてきたが、①の「スピリチュアルケア」とは、ケア提供者の価値観を押し付けることなく、ケア対象者の中にある答えに気づくことを手伝うという態度を重視するものである。したがって相手の気持ちに寄り添う「傾聴」がその基礎になることは言うまでもない。そして、それを踏まえた上で、もしもケア対象者によって求められた場合には、必要に応じて各宗教の流儀に基づいた「宗教的ケア」を行うことになる。ここに、心理カウンセラーとは異なる宗教者によるケアの特徴を見いだし得る。具体的には、読経、祈りなどをはじめとする儀式、儀礼的所作を行うこと、神仏などの超越的観念、死後世界や魂の観念、それらを指示する語彙を用いて語ること、宗教的物品の使用（数珠、位牌、ロザリオ、十字架、聖書、等）、宗教的コスチュームの着用などによって宗教的ケアは提供される。

その特徴をいくつかあげるとすれば、働きかけの対象を心に特化しない（感情表出を求めたり、内省を促したりしない）こと、一対多でも行われ得ること（大勢が臨席しての追悼儀礼、瞑想の指導など）、抱えられた問題を特定するための「心理アセスメント」のような姿勢ではなく対象者に全人的に向かい合うこと、対象者の不安などの「症状」の解消のみを目指すのではなく価値観や世界観の再構築を手伝うこと、などがある。

もちろん、様々な場面で宗教・宗派によって異なる手段が用いられるので一概には言えることではないが、既に述べた被災地での傾聴カフェの現場に即して言えば、希望者にお地藏様や数珠を手渡したり、仮設の御自宅を訪問して仏壇にお経をあげるといったことも「宗教的ケア」の実践例である。そして、このような宗教者によるケアには公共的空間にはなじみにくい性質があるというところも重要な特徴であろう。宗教的資源が利用されるのは、あくまでも、ケア対象者のニーズに応えるために有効な方法である限りにおいてであり、布教活動と一線を画すことが常に意識されなければならない。

（2）資格の問題

臨床宗教師研修の募集対象は基本的には宗教教団に所属している宗教者であり、「信徒の相談に応じる立場にある者」という規定を設けた。研修の対象としてまず念頭にがあるのが僧侶や牧師、神職などであるのは事実であるが、例えば住職の妻の立場にある人（いわゆる寺族）や、平信徒と区別された聖職者が存在しない在家教団に所属する宗教者にも研修を受けてもらおうという趣旨である。

宗教者ではない一般の人は研修に受け入れていない。一般人を対象としないということは、臨床宗教師の「資格」の問題とも絡んでくる。臨床宗教師研修の修了者には「修

了証」を授与しているが、これには高度な専門的能力を有することを保証する「資格」という性格は持たせていない。これは一つには、たかだか数日間の研修を施しただけで公的な権威をまとった専門資格を認定することには慎重にならざるを得ないということである。また、実践宗教学寄附講座が3年間の時限講座である以上、研修受講者の資質について、3年を超えて責任を持つことができないということもある。さらに、そもそも宗教者というものが資格認定にはなじまない存在なのではないかという考えもある。いずれにせよ、修了証書を受け取るのは、社会の中で一定の公共性を認められた各宗教教団の本山などで僧侶なり牧師なりといった資格を既に認められており、「信徒の相談に乗る」という一定の経験を積んでいる人たちである。このことによって修了証書を受け取る臨床宗教師の公共性の一端が担保され得ると考えている。現在のところ、東北大学で研修を受けただけの「フリーの臨床宗教師」は存在しないということになる。

では、修了証書の持つ意味は何なのかというと、これは宗教者が公共的空間で活動するために必要な最低限の知識とマナーを学んだことの証しであり、以後終わりなく続いていく研鑽^{けんさん}のスタート地点に立ったことを示すと位置づけている。修了証書に記載されているのは、臨床宗教師研修を修了したという事実と、講義、グループワーク、実習の内容と時間数である。ただし、研修の修了者が「臨床宗教師」と名づけることについては妨げるものではない。「臨床宗教師」は資格の名称ではなく、既に述べたように、チャプレンの日本語訳として考えられた一般名詞なのである。もっとも、東北大学の臨床宗教師研修を日本スピリチュアルケア学会の認定プログラムとするなど、修了証書が自己満足の紙切れとならないように、制度的な検討も進めている。また、現在、他団体による臨床宗教師の養成が始まっているので、この名称と資格の問題を当事者団体間で調整しなければならないだろう。

(3) 受講者像

臨床宗教師研修の受講を希望する宗教者たちはどのような人々なのだろうか。次に掲げる表は、2012年10～11月の第1回から、2013年10～12月の第4回研修までの修了者の宗派別人数、性別、年齢をまとめたものである。なお、修了者の居住地は北海道から九州まで全国にわたっており、特に東北地方に偏っているということはない。

一見してわかることは、伝統仏教の僧侶が圧倒的に多いということである。キリスト教、神道に比して数が多いことは日本の宗教人口の比率からしても当然であるとも言えるが、30代、40代までの僧侶が自由な立場にあることが大きく関係している。彼らの所属寺院では父親が健在で住職を務めているので、副住職である息子は比較的フットワークが軽く、寺を空けることができるのである。これに対して、キリスト教会の場合は、一つの教会に一人の牧師が任命されて赴任することが多く、数日間にわたって教会を留守にはしにくいようである。神社の場合には、一人の神職が複数の神社を兼務すること

が普通であり、さらに世俗的な職業を兼職している場合にはなおさら忙しいということになる。

表 臨床宗教師研修の受講者数（宗派別）

	第1回	第2回	第3回	第4回	計
曹洞宗	男性 (33)	男性 (60)	男性 男性 (33) (39)	男性 男性 (44) (23)	6
真宗大谷派		男性 (47)	男性 女性 (36) (50)	男性 男性 (36) (65)	5
浄土真宗本願寺派		女性 (56)		男性 男性 (24) (25)	3
浄土真宗系単立	男性 男性 (43) (32)				2
浄土宗			男性 (28)	男性 (68)	2
天台宗				男性 (40)	1
天台寺門宗		女性 (50)	女性 (50)		2
真言宗醍醐派	男性 (32)				1
高野山真言宗		男性 男性 男性 (29) (36) (47)		男性 女性 (68) (52)	5
臨済宗建仁寺派				男性 (37)	1
融通念佛宗		女性 (43)			1
日蓮宗		男性 (72)	男性 男性 (35) (68)	男性 (40)	4
本門法華宗	男性 (36)				1
孝道山本仏殿	男性 男性 (49) (50)		男性 男性 (49) (51)	男性 (49)	5
立正佼成会	男性 女性 女性 (25) (35) (41)	男性 男性 (31) (55)	男性 女性 女性 (52) (31) (41)	女性 (57)	9
日本基督教団	男性 (56)	男性 (49)		男性 (55)	3
救世軍				男性 (48)	1
在日大韓基督教会				男性 (51)	1
イスラーム	男性 (28)				1
天理教			女性 (52)		1
金光教				男性 (38)	1
神社本庁				女性 (30)	1
計	12	12	14	19	57

注 () は年齢。

それぞれの宗教の性質や置かれた状況による違いも考えられる。仏教の場合は、「葬式仏教」というあり方が常に批判に曝されてきたし、檀家の高齢化に伴って将来的な寺院経営への不安もある。僧侶の存在意義への疑問や社会貢献の必要性といったことを考え、どのようにして檀家対応の質を高めればよいのか、葬式や法事にグリーフケアの要素を取り入れるにはどうしたらよいのか、などが問題として意識されている。本尊や仏壇ではなく、人に向き合う宗教を模索するための機会として臨床宗教師研修が利用されているのではないだろうか。実際に、福祉施設や医療施設での活動の具体的ヴィジョンを実行に移す前段階として計画的に研修を受けに来ている僧侶もいる。

この点、キリスト教の牧師は、牧会（信徒のケア）というものを大学の神学校などで十分に学んできており、日頃、礼拝に訪れる教会員に対してその実践ができてという自負があるのではないだろうか。一方、神職の務めは、地域における神社の管理者として、神に向かって国家や地域社会の繁栄（五穀豊饒）を祈ることであり、氏子・崇敬者の個別のケアではないので、对人的ケアの方法を学ぶ研修に対するニーズは意識されない。

また、現在、信者の多くが二世三世の信者によって占められている新宗教教団の場合は、ボランティア活動などで社会貢献の実績が大きい、では宗教者として一般社会の人々に受け入れられているかという、まだまだ壁が高いと感じられているのではないだろうか。自宗教の信者同士の閉じたコミュニティの中では、個別の相談やカウンセリング的関わりが行き届いているとしても、それを外部の人々に対してどのように活かしていくのか。そのような問題意識が感じられる。なお、現在までの研修参加者に立正佼成会の会員が多いのは、寄附者となった世界宗教者平和会議の中心を同教団が担っているという縁も影響している。

以上は想像を交えながらの私見であるが、東日本大震災の被害を目の当たりにして宗教者として手をこまねいてはられないという思いを強く抱き、自らのアイデンティティや社会貢献などについて改めて深く考えて研修の受講に至ったという宗教者が少なくなかったことは確かである。地方紙のコラムやインターネットを通じて実践宗教学寄附講座の設置と臨床宗教師研修について知り、所属教団の方針とは関わりなく応募を思い立った受講者が多い。「宗教者」を定義する方法は幾らもあるだろうが、苦難に直面する人々がいるときに、損得を抜きに我が身を捨てて奉仕しようという気概を持つ人々が宗教者であると言うことができよう。現に存在しているそのような宗教者が、社会資源として有効に活用されるために必要なノウハウを身につける機会として臨床宗教師研修が利用されればよいだろう。

(4) 臨床宗教師研修のプログラム

臨床宗教師研修のプログラムは、座学（講義）、グループワーク、実習から構成されているが、その中心となるのは実習である。「現場」に出て体験し、その体験をスーパ

ーヴァイザーや他の受講者とシェアし、吟味することが重視される。第1回、第2回研修では被災地での傾聴活動が実習に充てられた。第3回からは、全国各地の医療機関、福祉施設へと実習先を拡大し、臨床宗教師の役割も、被災地支援の枠組みから、超高齢多死時代における医療と福祉へと視野を広げている。

臨床宗教師研修 個別実習先

- ・ 爽秋会岡部医院（宮城県名取市）
故岡部健医師が設立した在宅緩和ケアの専門機関。
- ・ カフェ・デ・モンク
石巻市などの被災地で僧侶が中心となって運営している傾聴移動喫茶。
- ・ 仙台食品放射能計測所（宮城県仙台市）
東北ヘルプが運営し、原則無料で食品などの放射能計測を行っている。
- ・ 電話相談（宮城県仙台市）
「心の相談室」が運営する宗教者による電話相談窓口。
- ・ 光ヶ丘スペルマン病院ホスピス（宮城県仙台市）
カトリック系の光ヶ丘愛世会が運営する院内独立型のホスピス。
- ・ 佼成病院ビハーラ病棟（東京都中野区）
立正佼成会附属病院が運営する緩和ケア病棟。
- ・ 沼口医院（岐阜県大垣市）
医療法人徳養会が運営するクリニックと、訪問看護ステーションによる在宅緩和ケア。
- ・ ビハーラ21 関連施設群（大阪府大阪市）
僧侶、神職、介護職などが協力して、身寄りのない高齢者や精神障害者などが終の棲家として生活する場を提供している。
- ・ 長岡西病院ビハーラ病棟（新潟県長岡市）
医療法人崇徳会が運営する仏教系緩和ケア病棟。

座学では、現場に出るために必要な最低限の知識を身につけ、ケアや宗教文化について学んでいる。特に東北地方の言葉や文化を学ぶことは、その地での傾聴活動に欠かせないことである。普遍的な宗教の教義の立場から語るのではなく、対象者の心に寄り添うという姿勢を身につけるという意味でも、民俗的宗教文化の価値を再認識するという契機は重要なものとなる。

臨床宗教師研修講義題目例

- 「臨床宗教師の理念」「臨床宗教師の倫理」「スピリチュアルケア」
- 「グリーンケア」「カフェ・デ・モンク」「放射能の影響」「会話記録の作成法」
- 「公共性の確保」「在宅緩和ケア」「あいまいな喪失」「民間信仰論」
- 「宗教的ケア」「地域と文化」「人権擁護」「宗教間対話」「実践宗教学」
- 「精神保健と医療」

グループワークでは、例えば、深刻な悩みを抱えた人が宗教者に相談に訪れたという設定でロールプレイを行う。素人がいきなりロールプレイをやらされると照れもあってなかなかうまくいかないものであるが、宗教者である受講者たちは、最初から迫真の演技を披露する。それぞれに実践経験を持ち、人前に立つことにある程度慣れていることの証左であろう。もっとも、上手な演技が目的なのではなく、様々な役割を演じたときにどのような感情が生ずるのかを味わうことが重要なのである。

そして、各地での実習を終えた後で行われる「会話記録」のグループワークはもっとも重要なものである。これは、米国の臨床牧会教育（CPE）においても行われている逐語録（Verbatim）をアレンジしたものである。実習先のケア対象者（患者、入居者等）と交わした会話を、記憶によって紙の上に「ト書き」とともに再現し、それを台本としてロールプレイの形で読み合わせを行う。適切な言葉のかけ方、宗教者としての振る舞いなどが検討されるが、やはりここでも重要なのは、役割を演じながらどのように感情が動いたかという気づきである。宗教者としての日々の活動の中で、実習先を訪問し、傾聴活動を行い、帰宅して会話記録を作成・提出し、グループワークで吟味を受ける。この一連のプロセスは受講者にとってかなりの負担となっているようであるが、臨床宗教師研修の要の部分である。

写真3 グループワークに取り組む宗教者たち



臨床宗教師研修は現場での実践経験を持つ宗教者が集まる場である。したがって、知識を持つものが持たないものへと情報を注入し、高い立場から指導するというスタイルはとらない。むしろ、宗教者同士がお互いの立場や経験、価値観を尊重し合い、学び合う機会として研修の場が設定されている。その特徴がよく表れているプログラムが、追悼巡礼と日常儀礼である。

「追悼巡礼（行脚）」をプログラムに組み込んだ理由の一つは、被災者の支援を目的の一つとして宗教者が集まったのであるから、東北を訪れたこの機会に、被災地の現実を肌で感じてもらい、追悼の気持ちを形に表そうという、言わば単純なものであった。しかし実際に行ってみると、臨床宗教師研修の趣旨にふさわしい、意義深いものであることがわかった。宗教者たちが各宗教・宗派の正装で一堂に会すること自体が宗教間対話であり、相互理解の機会となる。多くの人々が亡くなった場所ではそれぞれの宗教のやり方で追悼の祈りを捧げるが、ここでもふだん目にする事のない所作を目にし、祈りを耳にすることになる。例えば牧師が祈りを言葉にし、賛美歌を歌うところなどは教会に足を踏み入れる事のない僧侶にとっては全くの初体験となる。そして何よりも、宗教者として道行く人々の視線の中に立つという体験は貴重なものとなる。雨の中、被災地住民が行脚の一行を出迎えて手を合わせるといったシーンがあったが、一般の人々から宗教者として敬われ、宗教行為に感謝を捧げられるという経験は、都市部ではなかなか得ることのできないことであり、宗教者としての自覚を新たにさせる貴重な機会である。

写真4 石巻市における追悼巡礼



「日常儀礼」は、研修期間中の朝晩に、受講者が回り持ちで、各宗教・宗派の在家信者が毎日行うような儀礼を行い、それに一同が加わるというものである。これはちょっとした入門講座のようなもので、カジュアルな雰囲気の中で行われるが、僧侶が賛美歌を歌い、牧師がお経を読むといった珍しい光景も現れる。また、天理教の「てをどり」を習ったり、一斉に座禅を組むといったこともある。もっとも印象的であったのは、キリスト教会でのイスラーム式の礼拝であった。もちろん僧侶たちもこれに従った。概し

て、他の宗教者に比べて、仏教僧侶はチャレンジ精神に旺盛でこだわりがないように見受けられた。

もちろん、どこまで他宗教の儀礼に加わるかは、各自の判断に任され、強制されるものではない。同じ仏教同士でも、お経の種類が異なり、読み方、節回しも違ったりする。道具の使い方、印の結び方、礼拝の仕方などの身体的所作も異なる。こうしたことを文字どおり身体で感じることは、信仰や価値観を異にする人々に働きかけなければならぬ臨床宗教師にとって有益な経験となり、また同時に自らの信仰を問い直し、深めることにつながる。

また、プログラムには明記されていないことであるが、研修が合宿形式で行われることは極めて有意義である。同じ釜の飯を食い、夜が更けるまで酒を酌み交わしながら腹を割って話をする時間が、何にも増して貴重な受講生同士の絆を強め、対話と協力の基礎となり、研修を終えてもといた場所に戻り、現場に出ていくときのエネルギーの源となるのである。

以上のようなプログラムを、第4回研修の例で言えば、3か月間のあいだに3回の合宿（2泊3日、1泊2日、1泊2日）と各地での実習によって行い、最後に東北大学で修了証書を授与して研修の全体が終わる。

(5) 受講者の研修後の活動

さて、研修修了者たちはそこで得たものをどのように自分の活動に活かしているのだろうか。彼らはいずれも、所属する教団内における自らの宗教活動のあり方を反省し、活動の場の拡大や自己向上を目指して集まった人々である。被災地の現状を目の当たりにし、現代の日本社会において宗教者の存在意義がまだ失われていないという実感を、自分のもといた場所に持ち帰っている。次に掲げるのは、研修修了者たちから寄せられた活動報告の一端である。

- (a) 在宅緩和ケア施設で、ボランティアとして患者やスタッフのケアを担当するようになった。
- (b) 福祉施設（有料老人ホーム、訪問看護ステーション、デイサービスセンター等）での傾聴活動を行っている。
- (c) 教団所属の総合病院で宗教者の実習ができるように調整を開始した。
- (d) 相談員として地域住民のグリーフケアを行っている。
- (e) 地域の日赤病院に計画中の緩和ケア病棟にチャプレンとして加わることを交渉中である。
- (f) 被災地の仮設住宅での居室訪問活動に参加している。
- (g) 福島原発事故避難者を訪問し、傾聴活動を行っている。
- (h) スクールカウンセラーとして活動している。

- (i) 津波被災地のコミュニティスペースでの写経会を実施している。
- (j) 音楽を交えた法話会を行っている。
- (k) 葬儀後の四十九日までの法要にグリーフケアを取り入れ、家族間での対話や故人とのつながりを共有する時間を設けるようにした。
- (l) ゆっくりと話をしてもいいですよという雰囲気を作れるように宗教的ケア、スピリチュアルケアができるように心がけている。
- (m) 傾聴の姿勢が身についたことで、信徒との日々の会話の中で聞こえてくる話の内容が明らかに変わってきた。
- (n) 「〇〇宗の教師」である以前に、「宗教者」であるという自覚が芽生えた。
- (o) 他宗教、他宗派の宗教者への尊敬の念を感じるようになった。

これらのうち、(a)～(h)は、公共的空間における宗教者としての臨床宗教師(=チャプレン)という理念に基づいた活動である。公共的空間に思い切って出ていくという決断は、臨床宗教師研修を受講して、ケアについての基礎知識や基本的な傾聴スキルを身につけたという自信、宗教者へのニーズがあるという確かな実感に基づいて初めて可能になったことであろう。しかし、活動の場となっているのは医療や福祉等を目的とした公共的施設であり、宗教施設ではない。宗教者にとっては「アウェイ」の場所である。したがって、僧服を身に着けるわけではなく、一般のボランティアの一人としてそこにいるという場合も多い。また、死に際して初めて顔を出すという関わり方でもないのは言うまでもない。対象者との日常的な関わりの中で、相手に向き合い、傾聴を行っている。

ここには矛盾のように思われる構図がある。宗教者としての特質を活かしたケアを行うのが臨床宗教師であると言いつつも、公共的施設において対象者との日常的関係性を重視しようとする、「宗教」を前面に出す関わりというものはなかなか表に出す機会がない。しかし、彼らはそれを宗教的信念に基づいて行っているのである。

印象的な話がある。老人ホームで傾聴を行っている、ある若い僧侶は、ただの「ボランティアのお兄ちゃん」としてそこにいるにすぎないのだが、話し相手となった入居者が後で、第三者に「あの人はどんな方なんですか？」と質問すると、実は僧侶であったと分かる。そんなときに、「ああ、やっぱり」と納得してもらえることがあるという。別に宗教の話をしていなくても、言われてみれば、やはり宗教者は違うな、と感じてもらえるような関わり方がある。このような、宗教者がいることによってもたらされる安心感のようなものの価値を、より多くの人々が認めるようになれば、今後様々な施設等で宗教者を受け入れる雰囲気が醸成されていくのではないだろうか。

(i)～(o)は、宗教者としての「ホームグラウンド」での活動についての報告である。このように、研修を受けた結果、日々の宗教活動において信徒対応の質が向上したという報告の方に、実は研修の意義がはっきりと示されているとも言える。殊更に医

療機関や福祉施設に宗教者が活動の場を求めるということは、日常生活の中で人々と宗教者との接点がなくなっていることの裏返しでもあるが、そうではなくて、檀家や教会員、氏子といった人々との日常的な関わりの中で良質なケアが提供できるようになることこそ、本来、宗教者が目指すべきことであり、臨床宗教師研修の意義が認められる部分であるとも言えるのである。

5 今後の展望

以上、東北大学実践宗教学寄附講座が開催している臨床宗教師研修について紹介してきたが、臨床宗教師研修は、個々の宗教者のスキルアップといった限定的な視野に立つものではなく、臨床宗教師という概念自体が日本社会の中に定着し、ゆくゆくは様々な医療機関、福祉施設等に臨床宗教師が受け入れられていくという将来的ヴィジョンを持っている。したがって修了証書を出して終わりというのではなく、研修を終えた後にも継続的な研鑽と向上の機会を確保するために、「フォローアップ研修」を行っている。これは各自の現場での事例報告・検討会の形式をとりながら、臨床宗教師同士のネットワーク形成、情報交換の場となるものである。2014年3月に実施したフォローアップ研修は、宗教者養成に様々な形で関わる諸団体との共催により東京で行われた。共催団体は次のとおりである。

大正大学宗教学会、愛知学院大学、いのち臨床仏教者の会、がん相談センターこうち、高野山大学、上智大学グリーンケア研究所、鶴見大学先制医療研究センター、東京看取り人プロジェクト、日本スピリチュアルケアワーカー協会、龍谷大学大学院実践真宗学研究科、臨床スピリチュアルケア協会、臨床パストラルケア教育研究センター、臨床仏教研究所

このように、実践宗教学寄附講座の設置から2年を経て、全国で臨床宗教師が活動を展開し、その趣旨に賛同する諸団体との連携の機運が生まれつつある。2014年度は実践宗教学寄附講座の当初予定の3年計画の最終年度に当たるが、この年が、後に、臨床宗教師の社会実装を目指すソーシャル・ムーブメントの大きな節目として振り返られることとなるかもしれない。最新の動きとしては、臨床宗教師研修を修了した熊本県の浄土真宗僧侶を中心に、「臨床宗教師九州支部」が立ち上げられた。また、大阪でも同様の動きがあり、東京にも臨床宗教師の活動の拠点を作ることが検討されている。東北大学での研修は1年で30名程度の修了者を出すのが限界であるので、各地に実践の拠点が生まれ、継続的な学びの場が確保されていくことが望ましい。

2年間の草の根の活動の結果、医療関係者による理解がゆっくりではあるが進んできたという実感もある。既に複数の公立病院から臨床宗教師を受け入れることに前向きなオファーをいただいている。こうした動きが広がることによって、宗教者が自らを社会

資源として活かす道を見だし，その価値が世の中に認められていくなれば，日本版チャプレンとしての臨床宗教師が社会に根付いていくことになるかもしれない。

参考

東北大学大学院文学研究科実践宗教学寄附講座

<http://www.sal.tohoku.ac.jp/p-religion/>

戦後の宗務行政が実施した調査について

國學院大學神道文化学部長 石井 研士

1 宗務行政の実施する調査

文化庁文化部宗務課の所掌事務は「宗教法人の規則，規則の変更，合併及び任意解散の認証並びに宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。」（文部科学省設置法）である。前身の文部省においても「宗教法人の規則等の認証を行うこと。宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。」（文部省設置法）とされていて，宗教に関する情報収集は，宗務行政に必要な業務であり，調査された事項は広く公開されて宗教法人の活動に資するとともに，国民の利益に供されてきた。

宗教に関する情報の収集には多様な形態が想定できる。宗務課は宗務行政を遂行するための基礎的資料として，宗教関係の法令集や制度史に関する著作を複数刊行している。代表的なものとしては，『明治以後宗教関係法令類纂』（昭和 43 年）や『明治以降宗教制度百年史』（昭和 45 年）がよく知られている。また，宗教法制度に関しては国内だけでなく，海外の宗教事情に関する調査が実施されてきたが，近年の報告書は，文化庁のホームページにて公開されている。

宗教法人や宗教法人法に関する解説書もかなりの数にのぼっている。特定の宗教に関して文献資料を収集して作成したレポートもかなりの数が存在する。日本の宗教に関する概説書も刊行している（『日本の宗教』昭和 39 年）。このほかにも本解説で取り上げる調査を含めて，報告書は膨大な数にのぼり，リスト化するだけで多くの紙数を必要とする。

本論で解説を試みるのは，宗務行政が必要に応じて実施した，宗教・宗教団体の実態に関わる調査で，現状認識を主眼とするものである。

社会学者の森岡清美は，宗教の実態調査を調査目的に従って，1. 科学的目的，2. 実践的目的，3. サービス的目的の三つに分類している（『戦後における宗教調査の実情』昭和 35 年）。1 の科学的目的による調査は，厳密に科学的な方法によって実施されるもので，研究のレベルを一步高めることを目的とする，研究者による調査である。2 の実践的目的による調査は，何よりも実践的目的に貫かれた，各教団が自己の再編成の方策を現状認識の上に打ち立てようとして行う調査である。教団が実施する調査ではあるが，科学的な手順による調査であり，研究資料としても利用が可能である。

官公庁や民間の公益的団体による調査は，3 のサービスの目的に分類される。この調査は，研究者も教団も共に興味を持ちながら費用と時間の点で余裕がないために取り上

げられない重要な問題を扱う、あるいは、研究者も教団も特別の関心を持たないが社会にとっては重要な問題であるような調査である。こうした調査は、一般的に、研究者の協力と広く諸教団の賛助を得て行われている。

調査で用いられる手法は、アンケート調査や世論調査など、量的側面及び量化の可能な方法による調査と、少数の事例についてのインテンシブな事例研究の調査が用いられる。前者は、比較的、外面的、表面的なレベルにとどまり内側に深く立ち入った詳細な分析とはなりえない欠点がある。また後者は、深い分析になるが解釈に必ずしも客観的な保証がなく、主観的に流れやすい欠陥がある。

森岡の定義は昭和 35 年のもので、50 年以上の歳月が流れている。宗教法人や宗務行政を取り巻く社会的環境は大きく変化した。宗務行政が実施する調査の意味もまた変わったのであり、この点を念頭に置きながら、宗務課による調査の経緯と意味を概説してみよう。

なお本文中にある人物の肩書と所属は、当時のものである。

2 宗教法人令下の調査

先に引用したように、宗務行政に関係して、戦後の早い時期から宗教調査に関する文献の作成や、調査が試みられてきたことは注目に値すべき事実である。宗教社会学者の柳川啓一は、『戦後における宗教調査の実情』（昭和 35 年）において調査のリスト化と文献解題を担当したが、6 年後に書かれた「最近の宗教調査における宗教と社会変動の問題」（『宗務時報』No.10, 昭和 41 年）では、「この 5～6 年間の調査に関する報告論文、著書の数量の増大はこれまた驚くべきものであった」（2 ページ）と述べている。

換言すれば、昭和 35 年当時はまだ宗教の現状に関する調査が十分ではなかったのであり、宗務行政に必要な調査が研究者によって十分に蓄積されておらず、宗務行政担当者が自ら実施しなければならなかった現状が存在する。

宗教法人令下において実施された調査を見ると、実態の把握が急がれた宗教法人数、宗教に関する民法法人の調査をはじめ、宗教法人の戦災復興に関わる調査（「戦災宗教施設復旧状況調」昭和 22 年）、宗教法人の行う社会事業に関する調査（「宗教家経営の社会事業の調査」昭和 22 年）、「宗教主義学校と宗教教育」調査（昭和 24 年）などが精力的に実施されている。

この時期、文部省内宗教研究会の関係者が編集と執筆に関わっていた『宗教便覧』及び雑誌『宗務時報』に、調査の目的や方法、結果が掲載されてある。

3 主たる調査の概要と傾向

昭和 26 年に宗教法人法が施行されると、宗教法人令による旧宗教法人から新宗教法人への切替え業務が大量に発生し、宗務行政はこの仕事に数年間忙殺されることになる。その結果、宗教法人法施行後数年間は、「戦災地における宗教施設復興状況」調査や「宗教教育実態調査」（共に昭和 26 年）などが実施されているが、目立った調査は行われていない。興味深いのは、昭和 27 年に早くも「視聴覚布教の実態調査」が実施されている点である。「信者を教化育成すること」は宗教法人法第 2 条に定められた宗教法人としての要件である。前年に「宗教関係機関誌」、同年に「宗教図書発行の現状」調査が行われているように、昭和 30 年前後から、宗教法人の構成要件に関する調査が順次行われていくようになる。

昭和 28～29 年には「教派、宗派、教団に対し境内建物および境内地の状況についての調査」、「信仰の対象と象徴」、昭和 29～30 年には「教典についての調査」、「宗教法人の経営する事業」調査、「宗教教師養成機関」調査、昭和 30～31 年には「儀式行事、信徒の教化育成」調査、「宗教法人の経営する事業についての調査（継続）」が行われている。

調査は、専ら宗務課の課員によって行われてきた。しかしながらこうした状況は、昭和 30 年代半ばに大きく変化する。この間の経緯を当時の専門職員であった井門富二夫が書き残した論文からたどると次のようになる（井門富二夫「宗教調査とくに官庁調査の現状—『戦後における宗教調査の実情』出版を回顧しつつ—」『宗務時報』No.59, 昭和 57 年 7 月, 70～84 ページ）。

昭和 30 年代半ば、「宗教法人法にいわゆる「宗教法人」「宗教団体」とは何か、という基本理念に対する疑問すら一般社会から問いかえされるようになっていた。」（70 ページ）。井門は明確に理由を記していないが、宗教法人法施行 10 年ほどでまだ宗教法人法が根付いていなかった点、「30 年代前半に靖国神社国家護持論などの複雑な問題点も発生してきて」（同）と記している。こうした状況を背景にして、「外部機関と連絡をとって本格的な全国調査にのり出す」ようになった。つまり調査が「本格的な官庁・宗教界・学術界三者の「協力調査」の形で行われることになった」（同）のである。

官庁調査と学術調査との相違などを明確にする必要から、昭和 35 年には先に引用した『戦後における宗教調査の実情』が刊行された。同時に、「宗教」に関する仮説的定義が必要であるとして、『宗教の定義をめぐる諸問題』（昭和 36 年）が岸本英夫を中心に作成された。そして昭和 35 年から 36 年にかけて実施されたのが宗教団体の類型調査で、成果は『宗教団体類型調査の解説』（昭和 37 年）としてまとめられた。既にこのような調査は、昭和 32 年にまとめられた『儀式行事、信徒の教化育成 A. 儀式行事』と『儀式行事、信徒の教化育成 B. 信徒の教化育成』で先駆的に実施されていたが、本格的な調査は「宗教団体類型調査」を待たねばならなかった。また、学術的にも全国規模の調査データは存在していなかった。

宗教団体の類型調査の目的は、調査書とともに送付された趣意書に、次のように記されている。

我が国には数多くの宗教団体があって、それぞれ独自の形態のもとに様々な社会活動をしておりますことは、御承知のとおりであります。したがって我が国の宗教現象は学術的見地からして極めて興味あるものとして国の内外から深い関心をもたれております。

しかしながらこの宗教活動の内容はまことに千差万別、いまだにまとまった全国的な基礎資料もなく諸方面から調査の必要性が従来から説かれてきております。

この調査は、我が国の宗教団体がそれぞれどのような特性を持ち、またどのような形態をとっているか、その実情を見るために、全国的規模をもって行われるものであり、この結果は、我が国の宗教事情に関心をもつすべての人のために、一つの資料として発表するものであります。

『宗教団体類型調査の解説』は2部構成で、第1部「宗教団体類型調査の目的と方法」、第2部「調査結果の分析—宗教団体の諸類型—」からなっている。第1部の執筆者は深川恒喜（東京学芸大学助教授）で、戦前に文部省宗務官として勤務した経験があった。第2部の執筆者は森岡清美（東京教育大学助教授）であった。第1部を執筆した深川は、調査が行われるに至った理由を2点指摘している。第一は文部省による調査が専ら所轄する包括宗教法人を対象とするもので、個々の宗教団体についてのデータが少なく全国的な調査が望まれていたこと、第二に「去る昭和33年に、わが国で開催された「国際宗教学宗教史学大会」の際に、来会した多数の内外の宗教学者宗教人の間から、この種の調査資料を望む声が高く起こったことに対して、わが国の宗教行政上の一つの機能をもって答えようとしたものにほかならない」（2ページ）と記している。

調査は昭和34～35年の2年間にわたって岸本英夫を委員長として実施された。調査に加わった宗教団体類型調査委員は、岸本英夫（東京大学教授、委員長）、池上広正（昭和医科大学教授）、仁戸田六三郎（早稲田大学教授）、堀一郎（東北大学教授）、戸田義雄（國學院大學助教授）、田島信之（青山学院大学教授）、増永靈鳳（駒澤大学教授）、深川恒喜（前掲）、小山隆（東京都立大学教授）、森岡清美（前掲）である。近藤春文（文部省調査局宗務課長）の「はしがき」に、個人名の記載はないが財団法人日本宗教連盟ほか諸団体への謝辞が記載されている。

委員会は9回にわたって会合を持ち、調査目的、調査事項、調査方法等の検討を行い、昭和36年1月にアンケート用紙が送付された。調査対象となったのは21都道府県に存在する被包括宗教法人2,026、回答数1,193で回収率58.9%であった。

質問紙には47の質問事項が設けられた。内容的に信者に関する質問、布教様式に関する質問、宗教教師に関する質問の三つの分野に分けられている。ここでは調査結果に

については紙数の関係上省略するが、この調査が宗教団体の実態を学術的に明らかにしようとしたことは明白である。

4 大規模調査の実施へ

昭和 30 年代半ばを契機にして、宗務課が実施する調査は、宗教界と研究者の協力による大規模な調査研究へと変わっていった。それまでの調査も包括宗教法人をはじめとした宗教法人や各都道府県担当者の協力を得て実施されたが、日本宗教連盟等の代表者や研究者を協力者として実施する大規模な調査であった。

その後、昭和 52 年に「宗教法人と学校教育事業」、昭和 59 年に「宗教法人の出版物」、昭和 60 年に「現代日本の宗教地図」、昭和 62 年に「宗教放送等の実状」調査など、単発的な調査も実施されているが、以後、調査は継続的に二つの調査へと引き継がれていく。「宗教法人の組織運営等に関する調査」と「宗教法人の行う事業調査」である。

(1) 宗教法人の行う事業調査

宗教法人の行う事業に関しては、戦後間もない時期から宗教団体の実施する社会教化に関する諸活動として関心が持たれ資料収集をはじめとした調査が継続的に行われてきた。昭和 30 年に実施された「宗教法人の経営する事業」は、文部大臣所轄宗教法人 377 法人を対象にして実施された。包括法人（文部大臣所轄）が経営する事業の実態を知るために、各教団から報告を求め、それを教団の法人規則に規定している事業と、規定していない事業とに分け、事業名、所在地、代表者、事業種別、事業概要、職員数、収容者数及び昭和 31 年度予算額等について解説したものである（「宗教法人の経営する事業」『宗教年鑑 昭和 31 年度版』昭和 32 年、352～408 ページ）。昭和 32 年には都道府県知事所轄の宗教法人で事業を営んでいる 1,185 法人に対して報告を求めた（「宗教法人の経営する事業」『宗教年鑑 昭和 32 年度版』昭和 33 年、363～383 ページ）。

本格的な調査が実施されるのは昭和 40 年になってからである。昭和 40～43 年には「宗教法人の行う事業調査」として全宗教法人 10% の約 1 万 8,000 法人を無作為に抽出して調査が実施された。調査目的は「宗教法人の行う公益事業その他の事業について実態と傾向を把握し、宗教法人法の運用に資するとともに、宗教法人にはその適切な運営に資するための参考資料を提供するため」である。さらに昭和 45 年から 2 か年にわたって同じく「宗教法人の行なう事業調査」が、文部大臣所轄及び都道府県知事所轄の包括宗教法人を主たる対象として実施された。調査の目的は単体法人の調査と若干異なり「宗教法人の行う公益事業その他の事業について、実態ならびに包括法人の被包括法人に対する指導方針を明らかにすると共に、事業活動全般のあり方について適切な指導助言を行うに資するため」となっている。一連の調査で包括法人及び単体法人を対象に調査が実施されたことになる。

これらの調査には事業調査協力者として研究者、宗教者、行政担当者が関わり、宗教

関係者の協力の下で実施されたことが明記されている。ちなみに昭和 40～43 年の調査の協力者は 6 名で、柳川啓一（東京大学助教授）、森岡清美（東京教育大学助教授）、井門富二夫（津田塾大学教授）、阿部竜伝（日本宗教連盟理事）、滝沢清（日本宗教連盟幹事）、小川清弘（東京都行政部指導課長）であった。昭和 45～46 年の調査の協力者は 10 名で、柳川啓一（前掲）、森岡清美（前掲）、井門富二夫（前掲）、西平重喜（統計数理研究所附属統計技術員養成所長）、石塚輝雄（東京都総務局行政部指導課長）、加藤茂（日本宗教連盟幹事）、梅田善美（日本宗教連盟幹事）、稲田稔界（日本宗教連盟理事長）、滝沢清（前掲）、清水佑（日本宗教連盟監事）であった。

宗教法人の行う事業について初めて大規模な調査が実施されてからおおよそ 20 年を経過した昭和 63～平成元年に、再び事業調査が実施された。調査対象は全国の単位宗教法人の 10%と全包括宗教法人、地域差を理解するために東京都 23 区と島根県の全単位宗教法人であった。調査としては単位宗教法人と包括宗教法人との比較、過疎化の著しかった島根県と人口過密の東京都 23 区との比較が試みられるなど、昭和 40 年代に実施された調査を踏まえたより実態を正確に把握しようとする調査であった。また「紙面調査に基づく分析結果が宗教法人の行う事業の実態とかけ離れたものにならないように配慮するために」東京都と島根県の 66 の宗教法人に対して実情聴取が実施されている。

調査の目的は「現在、宗教法人の行う事業が、どのような動機、方法で行われ、どのように管理、運営されているか、また本来の宗教活動とどのような関わりを持っているか等について把握し、公益法人としての宗教法人の今後のありかたについての指針を得ようという趣旨から、この調査を行った」ものである。

さらに今回の事業調査には意見調査が併設されて実施されている。意見調査は宗教法人の「宗教法人の脱税問題など宗教法人を取り巻くさまざまな問題に対する見解」を聞くために無記名で行われた。

次に宗教法人の行う事業に関して調査が実施されたのは平成 20～21 年である。調査対象は前回と同様の内容で、全国の単位宗教法人の 10%、全包括宗教法人、東京都 23 区と青森県の全単位宗教法人である。この調査においても無記名で意見調査が実施されている。

同様の調査方法によって 20 年間にわたる変化、さらには昭和 40 年代に実施された調査を踏まえることで、戦後の宗教法人の実施する事業の変化を理解することができるようになっている。

（2）宗教法人の組織・運営等に関する調査

宗教法人の活動に関する調査は、包括宗教法人に関する調査など継続的に行われてきたが、大規模な調査は昭和 54 年から始まる「宗教法人の活動等に関する調査研究」である。この調査は 4 年間にわたって実施され、対象は、すべての包括宗教法人と約 4,000 の単位法人であった。

調査の目的は「宗教、宗教法人の重要性にかんがみ、宗教法人の実態を、組織・事業の側面において把握し、宗務行政上の参考資料とするとともに、結果を公表し、宗教法人の運営上の参考資料とするもの」となっている。

調査項目は宗教法人の管理・運営に関する幅広いもので、役員、事務の決定、信者、備付書類・帳簿、事業、解散、包括一被包括関係となっている。

平成8年からは「宗教法人の組織・運営等に関する調査」が4年間にわたって実施された。前回の調査から30年近くたったの調査であった。調査対象は全包括宗教法人、全単立宗教法人及び被包括宗教法人の10%である。

調査の目的は「国民の宗教意識や社会構造の変化などに伴う宗教団体等をめぐる諸状況を、主として制度面、運営面から把握」し、「宗務行政のより円滑な推進に資するとともに、広く宗教法人の実態を知っていただくため」である。調査協力者として次のような学識経験者、宗教関係者、及び都道府県宗教法人事務担当者15名が参加している。

平成8～9年度の調査協力者は、森岡清美（淑徳大学教授）、磯岡哲也（淑徳大学助教授）、西平重喜（統計数理研究所名誉所員）、坂元慶行（統計数理研究所教授）、石井研士（國學院大學助教授）、山田真茂留（東京外国語大学講師）、茂木貞純（神社本庁教学研究室調査室長）、津田正裕（教派神道連合会理事）、野生司祐宏（全日本仏教会社会部長）、植松誠（日本キリスト教連合会副委員長）、中野勝之（パーフェクトリパティ教団PL総合研究所主任）、喜多秀和（天理教表統領室調査課長）、岡本忠（東京都総務局行政部指導課課長補佐）、伊藤主税（愛知県総務部私学振興室主査）、野村賢司（兵庫県総務部教育課課長補佐兼宗務係長）で、宗教学者、宗教社会学者、社会学者、統計学者の学識経験者、日本宗教連盟の協賛団体を構成する神道、教派神道、仏教、キリスト教、新宗教の各代表者と都道府県の担当者が調査に当たった。なお平成10～11年度は協力者に若干の異動がある。

調査が質的に異なる三つのグループに対して実施されたために、報告書も包括宗教法人、単立宗教法人、被包括宗教法人の3構成にまとめられている。調査項目は、包括宗教法人の場合、法人の概要、代表役員・責任役員、法人事務、事務の決定、信者等、解散、包括一被包括関係等の41問から構成されるなど、それぞれ詳細にわたっている。

5 宗務行政調査の今後

冒頭で森岡清美の定義を引用して、官公庁や民間の公益的団体による調査はサービスの目的に分類されることを指摘した。つまり、研究者も教団も共に興味を持ちながら費用と時間の点で余裕がないために取り上げられない重要な問題を扱う、あるいは、研究者も教団も特別の関心を持たないが社会にとっては重要な問題であるような調査というものである。森岡の引用から50年を経た現在、この種の調査はどのような意味を持っているのだろうか。

学問的領域においては、昭和30年代後半から爆発的に調査論文が増えていくにつれ

て、調査対象が細分化される傾向が見られた。宗教団体に関する調査では、昭和 50 年代から新宗教に関する調査研究が本格化したが、他方で、伝統宗教については必ずしも研究者の興味を引く結果にはならなかった。そうした点では、日本の宗教団体全体を鳥瞰する上ではバランスを欠いていたといえることができる。

宗教団体が実施する、自教団の現状を把握しようとする調査では、仏教団体、キリスト教団体を中心に大規模なアンケート調査が繰り返し実施され、多くの報告書が刊行されるようになった。それらの調査は、学問的客観性は担保されているとしても、調査の性格上、自教団の域を出ることなく比較検討は視野に置かれていない。

日本の宗教界全体を概観する調査の重要性は、かつてより一層高まったといえる。宗務行政の実施する調査は、信教の自由と政教分離の原則に基づき、研究者と宗教団体の協力の下に実施される、日本の宗教状況を概観するための基礎的かつ希少な調査である。

まず第一に重要なのは、宗務行政の実施する調査は、調査時の宗教法人を鳥瞰することのできる基礎資料となっている事実である。単なる言葉の表面的な意味ではなく、包括宗教法人をはじめ、多くの単位法人に対する調査が可能なのは、行政による調査のみではないか。近年の調査はとくに大規模な調査で回収率が高く信頼性が高い。協力者に宗教関係者が含まれており、信頼関係の上に成立している調査であることが大きく関わっている。

第二に、それゆえに、宗務行政の実施する調査は、単に宗務行政に資するのみならず、宗教法人にとって自らの現状や意見を公にする数少ない機会となっている。調査内容は、宗教法人の活動や構成に関わる基本的な項目で、宗教団体のあり方を理解する上で重要なものである。調査によっては、調査時点における宗教団体の意識や意見を明らかにする項目も含まれている。宗教団体に対する偏見や憶測が広く見られる中で、政府機関による調査結果は、宗教団体の現状を理解する上で十分に信憑性あるものと考えられる。

第三に、高度情報化社会の中で、調査結果は、研究者や宗教者のみならず広く社会に還元されるようになってきている点も指摘できるだろう。近年資料の公開が文化庁のホームページ上で積極的に行われており、公開性は確実に高くなっている。

これまで、宗務行政が実施した調査でもっとも頻繁に用いられ、それゆえに重要であると認識されてきたのは『宗教年鑑』に掲載される「宗教統計調査」の数値、すなわち宗教法人数、宗教団体数、教師数、そして信者数である。しかしながら、日本人の宗教の実態を表すものとして、これらの数値が算出される条件も考慮されずに無造作に利用される事例も少なくない。今後はより丁寧な解説や説明が付されることで、正確な理解が進むのではないか。

今後も、宗教界と研究者の協力の下に、社会情勢の変化に適応した調査が実施されていくことで、日本における宗教文化や宗教団体のあるべき姿が形成されていくものと考えられる。

資料 戦後の宗務行政が実施した主たる調査一覧（昭和 23 年以降）

凡例

- ① 本資料は、宗務行政が実施した宗教法人等に関する主な調査を列記した。本文中で紹介していない調査も含まれている。
- ② 原資料に記載がない年次やページ数は、〔 〕で補足した。
- ③ 文化庁は昭和 43 年 6 月に設置されたが、それ以前に発行された文献には発行者を記載した。
- ④ 昭和 24 年度から現在まで実施する宗教統計調査は、省略した。
- ⑤ 諸外国の宗教事情及び宗教制度に関する調査は、随時に実施してきたが、本資料では省略した。平成 8～23 年度に計 4 次にわたって実施した調査のあらまはは、「海外の宗教事情に関する調査報告概要」（『宗務時報』No. 114，平成 24 年 9 月，45～54 ページ）を参照。

昭和 23（1948）年度

○ 宗教調査

- 〈目 的〉昭和 24 年度の宗教に関する個票調査を行う準備のため、その調査客体を正確に把握するため。
- 〈対 象〉全宗教団体。昭和 24 年 1 月 10 日付けで宗教法人主管者宛てに、昭和 23 年 12 月 31 日現在の数値を照会。
- 〈結果報告〉「解説と通牒 宗教調査について」（『宗教時報』第 2 巻第 8 号（通巻第 13 号），宗教時報社，昭和 24 年 1 月，28 ページに実施予告）。

昭和 24（1949）～25（1950）年度

○ 宗教主義学校と宗教教育

- 〈目 的〉未詳。
- 〈対 象〉宗教主義と認められる，昭和 25 年 2 月 1 日現在で中学校 188 校及び高等学校 187 校，昭和 25 年 4 月 30 日現在で幼稚園 374 校。
- 〈結果報告〉「宗教主義学校と宗教教育」（文部省大臣官房宗務課編『宗教年報〔昭和 25 年版〕』財団法人文教協会，昭和 26 年 3 月，407～419 ページ）。

昭和 26（1951）年度

○ 宣教師の活動状況

- 〈目 的〉日本に滞在する宣教師の国籍別，修道会別，都道府県別，宣教師団別の数を明らかにすることで，日本での宣教師の活動状況を把握する。
- 〈対 象〉昭和 26 年 5 月 1 日現在の各派からの報告及び各派の機関紙，年鑑等に基

づいて試算した 2,516 名の宣教師。

〈結果報告〉「宣教師の活動状況」（文部省編『宗教要覧〔昭和 26—27 年版〕』光風出版，昭和 27 年 7 月，300～314 ページ）。

○ 戦災地における宗教施設復興状況

〈目的〉終戦後既に 6 年を経過し，当時の戦災社寺教会もほとんど復興したと思われるので，主要な戦災都市のみについてでも，その復興の状況等を調査記録して戦後の我が宗教界の実情に関する文化資料に供す。

〈対象〉東京都区内，大阪市，広島市，長崎市の 4 都市の特に戦災を受けた社寺教会。東京 2,500 枚，大阪 1,500 枚，広島 800 枚，長崎 200 枚の合計 5,000 枚の往復はがきによる調査票を配付。

〈結果報告〉「戦災地における宗教施設復興状況」（文部省編『宗教要覧〔昭和 26—27 年版〕』光風出版，昭和 27 年 7 月，282～299 ページ）。

○ 宗教教育実態調査

〈目的〉国民生活の各面に現れた宗教教育の積極的实施状況を総合的に把握するための予備調査として，「学校と宗教」，「社会と宗教」，「家庭と宗教」の 3 部門にわたって行ったサンプリング調査である。

「学校と宗教」は宗教主義学校における宗教教育の実情を「A. 学校全体」として，「B. 教科科目」として，「C. 学生の自治活動」として，どのような方法でどの程度実施され，またどのような効果を上げているかを調査した。「社会と宗教」は社寺教会が直接の布教活動以外に，あるいはそれらを通して，どのような社会教育的活動をしているかを知ることによって，一般社会における宗教教育の実情を調査した。「家庭と宗教」は信者の家庭における宗教教育の実状を，いずれも神道・仏教・キリスト教の系統別に調査した。

〈対象〉「学校と宗教」の調査対象は，全国の宗教主義大学，同短大，同高校 280 校。「社会と宗教」の調査対象は，全国の主要社寺教会 300。「家庭と宗教」の調査対象は，東京都内の各教宗派教団の主要社寺教会 22 に所属する信者の家庭 1,000。

〈結果報告〉「宗教教育実態調査」（文部省編『宗教要覧〔昭和 26—27 年版〕』光風出版，昭和 27 年 7 月，252～281 ページ）。

○ 在外資産状況調査

〈目的〉終戦によって外国や旧日本領土に置き去りにした資産が，サンフランシスコ講和条約の批准後，返還されるために調査した。調査の対象となるのは，

講和条約を締結した連合国内にあって「もっぱら宗教又は慈善の目的に使用した財産」。

〈対象〉 全国各教宗派教団。

〈結果報告〉 「宗教団体の協力を求め在外資産を調査」（『宗教時報』第5巻第11・12号（通巻第46号），宗教時報社，昭和26年11月，9ページ）。

○ 宗教関係機関紙

〈目的〉 未詳。

〈対象〉 宗教法人等。

〈結果報告〉 「宗教関係機関紙」（文部省編『宗教要覧〔昭和26—27年版〕』光風出版，昭和27年7月，348～357ページ）。

○ 宗教関係事業施設数一覧

〈目的〉 未詳。

〈対象〉 宗教法人。

〈結果報告〉 「宗教関係事業施設数一覧」（文部省編『宗教要覧〔昭和26—27年版〕』光風出版，昭和27年7月，535～548ページ）。

昭和27（1952）年度

○ 視聴覚布教の実態調査

〈目的〉 宗教団体の布教手段のうち，最近ことに発達してきた視聴覚による布教方法について実態を調査した。

〈対象〉 神道（36教派），仏教（56宗派），キリスト教（8教団），その他の教団（13教団）。

〈結果報告〉 「視聴覚布教の実態調査」（文部省編『宗教便覧〔昭和26—27年版〕』，法政大学出版局，昭和29年1月，405～419ページ）。

○ 宗教図書発行の現状

〈目的〉 昭和21年度より27年8月1日までに，1,000部以上刊行された宗教図書の発行状況を宗教団体・宗教関係出版社・一般出版社から報告を求めて集計した。

〈対象〉 昭和21年度より27年8月1日までに，1,000部以上刊行された宗教図書。

〈結果報告〉 「宗教図書発行の現状」（文部省編『宗教便覧〔昭和26—27年版〕』，法政大学出版局，昭和29年1月，420～436ページ）。

昭和 29 (1954) 年度

○ 信仰の対象と象徴

〈目 的〉未詳。

〈対 象〉神道系，仏教系，キリスト教系の諸団体。

〈結果報告〉「信仰の対象と象徴」（文部省編『宗教年鑑〔昭和 28—29 年版〕』行政経営協会，昭和 30 年 7 月，443～454 ページ）。

○ 大学・高校における宗教教育の実態

〈目 的〉公立高等学校における宗教的情操教育や宗教に関する知識教育及び私立高等学校における宗教教育等の実情について，宗教に関係ある科目の実態状況や学校内の様々な宗教的営みを調査した。

〈対 象〉公立の普通高校 100 校，総合高校 30 校，職業高校 70 校，私立の普通高校 50 校，総合高校 20 校，職業高校 30 校，宗教主義高校 100（神道系 5 校，仏教系 45 校，キリスト教系 50 校）。合計 400 校。各県における学校数の密度に応じ，昭和 28 年 3 月現在の学校についてランダム式に抽出。宗教主義学校については，比較的古い学校，生徒数の多い学校の順に普通高校を抽出。

〈結果報告〉「大学・高校における宗教教育の実態」（文部省編『宗教年鑑〔昭和 28—29 年版〕』，行政経営協会，昭和 30 年 7 月，455～520 ページ）。

○ 教典調査

〈目 的〉各教団の特色を知るために，各教団からの報告に基づき，文献を参考にして，教典名，使用教団，編纂時期，編纂者，編纂事情，内容の特色等について調査した。

〈対 象〉神道系，仏教系，キリスト教系，諸教の諸団体。

〈結果報告〉「教典調査」（文部省編『宗教年鑑〔昭和 29—30 年版〕』〔文部省，奥付なし〕，109～222 ページ）。

昭和 30 (1955) 年度

○ 宗教教師養成機関

〈目 的〉宗教団体を構成している人的要素の調査。

〈対 象〉文部大臣所轄宗教法人 377。

〈結果報告〉「宗教教師養成機関」（文部省編『宗教年鑑 昭和 31 年度版』大蔵省印刷局，昭和 32 年 3 月，283～351 ページ）。

○ 宗教法人の経営する事業

〈目的〉 包括宗教法人（文部大臣所轄）が経営する事業の実態を知るために、各教団から報告を求め、それを教団の法人規則に規定している事業と、規定していない事業とに分け、事業名、所在地、代表者、事業種別、事業概要、職員数、収容者数及び昭和 31 年度予算額等について解説した。

〈対象〉 文部大臣所轄宗教法人 377。

〈結果報告〉「宗教法人の経営する事業」（文部省編『宗教年鑑 昭和 31 年度版』大蔵省印刷局，昭和 32 年 3 月，352～407 ページ）。

昭和 31（1956）年度

○ 儀式行事・信徒の教化育成

〈目的〉 宗教法人法第 2 条にいう宗教団体の主目的に関する調査。

〈対象〉 文部大臣所轄宗教法人 377。

〈結果報告〉「儀式行事・信徒の教化育成」（文部省編『宗教年鑑 昭和 31 年度版』大蔵省印刷局，昭和 32 年 3 月，239～282 ページ）。

昭和 32（1957）年度

○ 宗教教師と信徒の制度について

〈目的〉 宗教法人の（A）宗教教師についての諸規定，（B）宗教教師の階級とそのための条件，（C）宗教教師だけで組織している団体，（D）信徒になるための条件，（E）信徒の種類，（F）信徒の資格を失う理由，（G）禁制，（H）信徒団体，（I）包括団体の責任役員の資格，（J）社寺教会の責任役員の資格について調査する。

〈対象〉 文部大臣所轄宗教法人 380。

〈結果報告〉「宗教教師と信徒の制度について」（文部省編『宗教年鑑 昭和 32 年度版』大蔵省印刷局，昭和 33 年 3 月，334～352 ページ）。

○ 宗教法人の経理について

〈目的〉 宗教法人にあって、実際に規定した規則に従って正しい経理運営がなされているかどうか調査する。

〈対象〉 文部大臣所轄宗教法人 377。

〈結果報告〉「宗教法人の経理について」（文部省編『宗教年鑑 昭和 32 年度版』大蔵省印刷局，昭和 33 年 3 月，353～362 ページ）。

○ 宗教法人の経営する事業

〈目的〉 都道府県知事所轄の宗教法人（被包括法人，単立法人）の経営する事業に

ついて調査する。

〈対象〉事業の経営主体たる宗教法人 1,053（事業総数 1,185）。

〈結果報告〉「宗教法人の経営する事業」（文部省編『宗教年鑑 昭和 32 年度版』大蔵省印刷局，昭和 33 年 3 月，363～383 ページ）。

昭和 33（1958）年度

○ 信徒の生活指導について

〈目的〉宗教団体における道徳教育ともいふべき信仰生活の指導が，機関紙などの布教文書にどのように現れているか調査する。

〈対象〉文部大臣所轄宗教法人 380。

〈結果報告〉「信徒の生活指導について」（文部省編『宗教年鑑〔昭和 33 年度版〕』〔文部省，奥付なし〕，64～75 ページ）。

○ 宗教団体年中行事表

〈目的〉昭和 31 年 6 月に実施した儀式行事の調査結果をもとに，各宗の年鑑，年中行事等を参考にして昭和 33 年度暦に合わせて作成した。

〈対象〉文部大臣所轄宗教法人 377。

〈結果報告〉「宗教団体年中行事表」（文部省編『宗教年鑑〔昭和 33 年度版〕』〔文部省，奥付なし〕，74～135 ページ）。

○ 宗教法人の境内建物，境内地の規模等について

〈目的〉昭和 33 年度に実施した宗教法人の建物，境内地の使用状況等に関する調査。

〈対象〉実施は神奈川，三重，大阪，香川，宮崎，埼玉の 1 府 5 県。報告は，大阪，神奈川，三重の 3 府県の宗教法人。

〈結果報告〉「宗教法人の境内建物，境内地の規模等について」（文部省編『宗教年鑑〔昭和 34 年度版〕』〔文部省，奥付なし〕，201～217 ページ）。

昭和 34（1959）年度

○ 宗教法人の境内建物・境内地の使用状況等調査

〈目的〉昭和 34 年度に実施した宗教法人の建物，境内地の使用状況等に関する調査。

〈対象〉実施は北海道，山形，宮城，富山，愛知，和歌山，島根，熊本の 1 道 7 県の宗教法人。

〈結果報告〉「境内建物・境内地の使用状況等調査」（『宗務月報』昭和 34 年 7 月号，文部省調査局宗務課，〔7〕 ページ）。

昭和 35 (1960) 年度

○ 宗教放送の実情

〈目 的〉視聴覚による一般大衆への伝達方法の発達に伴い、宗教団体の布教伝道その他国民の情操教育に関し、ラジオ、テレビを利用する方法が盛んになってきたため、宗教に関する面から、これら放送の実情について調査するため。

〈対 象〉日本放送協会、社団法人日本民間放送連盟所属の各会社・各放送局。

〈結果報告〉「宗教放送の実情」(文部省編『宗教年鑑 昭和 35 年度版』大蔵省印刷局、昭和 36 年 3 月、179～227 ページ)。

○ 海外布教の実情

〈目 的〉「わが国宗教団体の海外布教状況」は、布教対象の拡大や、それに従って行われる布教方法の改革が必然的なものであるとするなら、現在、この変化はどのような形で行われつつあるか、現地の事情を参考にしつつ分析する。「外人宣教師のわが国における活動状況」は、昭和 26 年に戦後第 1 回の宣教師活動状況調査が行われたが、10 年を経て、実情に多少の変化も予測されたため、その状況の報告を求めた。

〈対 象〉「わが国宗教団体の海外布教状況」は海外布教を行っている文部大臣所轄の包括宗教法人、「外人宣教師のわが国における活動状況」は文部大臣所轄宗教法人。

〈結果報告〉「海外布教の実情」(文部省編『宗教年鑑 昭和 35 年度版』大蔵省印刷局、昭和 36 年 3 月、229～307 ページ)。

昭和 38 (1963) 年度

○ 教団機関誌の調査

〈目 的〉昭和 32 年度に実施された教団機関誌に関する調査の後継調査。調査項目は以下のとおり。機関誌名、公告の方法としての利用の有無、刊行方法、有料無料の別及び頒価、配布対象、発行回数、毎回発行部数、発行所、備考。

〈対 象〉文部大臣所轄宗教法人 377。

〈結果報告〉「教団機関誌の調査」(『宗務時報』No. 4, 文部省調査局宗務課、昭和 39 年、38～69 ページ)。

昭和 40 (1965) ～43 (1968) 年度

○ 宗教法人の行なう事業調査

〈目 的〉宗教法人の行なう公益事業その他の事業について、その実態と傾向を把握

し、宗教法人法の運用に資するとともに、宗教法人にはその適切な運営に資するための参考資料を提供するため。

〈対 象〉全宗教法人の 10%。

〈結果報告〉井門富二夫（津田塾大学教授）「宗教法人の行なう事業調査について」（『宗務時報』No. 19, 文部省文化局宗務課, 昭和 43 年 6 月, 1～13 ページ）。

「宗教法人の行なう事業調査」中間報告」（『宗務時報』No. 20, 昭和 43 年 12 月, 2～20 ページ）。

「宗教法人の行なう事業調査総合報告について」（『宗務時報』No. 25, 昭和 45 年 10 月, 48～49 ページ）。

『宗教法人の行なう事業調査総合報告書』（昭和 45 年 3 月）。

昭和 45（1970）～46（1971）年度

○ 宗教法人の行なう事業調査

〈目 的〉宗教法人の行う公益事業その他の事業について、その実態並びに包括法人の被包括法人に対する指導方針等を明らかにするとともに、事業活動全般の在り方について適切な指導助言を行うに資するため。

〈対 象〉文部大臣所轄及び都道府県知事所轄の包括宗教法人、一部の宗教法人。

〈結果報告〉「昭和 45 年度宗教法人の行なう事業調査について」（『宗務時報』No. 25, 昭和 45 年 10 月, 27～28 ページ）。

森岡清美（東京教育大学助教授）「包括宗教法人の行なう事業」（『宗務時報』No. 29, 昭和 47 年 10 月, 51～71 ページ）。

昭和 47（1972）～50（1975）年度

○ 宗教法人の法人活動実態調査（昭和 47 年度は不活動宗教法人の実態調査）

〈目 的〉文部大臣所轄包括宗教法人及び活動が十分でない被包括の単位宗教法人の実態を把握する。

〈対 象〉文部大臣所轄包括宗教法人 379（昭和 47 年度）及び沖縄県を除く都道府県知事所轄宗教法人 9,000（昭和 48～50 年度）。

〈結果報告〉「文部大臣所轄包括宗教法人の活動状況」（『宗務時報』No. 31, 昭和 48 年 7 月, 39～55 ページ）。

「昭和 48 年度宗教法人の法人活動実態調査」（『宗務時報』No. 34, 昭和 50 年 2 月, 54～59 ページ）。

「昭和 49 年度宗教法人の法人活動実態調査」（『宗務時報』No. 35, 昭和 50 年 9 月, 74～76 ページ）。

「宗教法人の法人活動実態調査報告」（『宗務時報』No. 38, 昭和 52 年 3 月,

82～93 ページ)。

『宗教法人等の行う事業調査・宗教法人の法人活動実態調査報告書』(昭和 52 年 4 月)

中野尹亮 (神社本庁), 鹿子木旦夫 (教派神道連合会), 鱒淵正浩 (全日本仏教会), 曾根田健二 (日本キリスト教連合会)「宗務課調査報告 (事業・法人活動) への感想」(『宗務時報』No. 39, 昭和 52 年 7 月, 56～62 ページ)。

○ 宗教法人の行う事業調査

- 〈目 的〉 宗教法人の行う公益事業その他の事業について, その実態と傾向を把握し, もって, 宗教法人の行う事業の適正な運営に資するため。
- 〈対 象〉 昭和 40～43 年度の調査において「事業あり」と回答した 3,512 法人の事業。
- 〈結果報告〉 「昭和 47 年度宗教法人の行う事業調査」(『宗務時報』No. 32, 昭和 49 年 2 月, 35～49 ページ)。
- 「昭和 48 年度宗教法人の行う事業調査」(『宗務時報』No. 34, 昭和 50 年 2 月, 60～61 ページ)。
- 「昭和 49 年度宗教法人の行う事業調査」(『宗務時報』No. 36, 昭和 51 年 3 月, 58～59 ページ)。
- 「宗教法人等の行う事業調査報告」(『宗務時報』No. 38, 昭和 52 年 3 月, 62～81 ページ)。
- 『宗教法人等の行う事業調査・宗教法人の法人活動実態調査報告書』(昭和 52 年 4 月)
- 中野尹亮 (神社本庁), 鹿子木旦夫 (教派神道連合会), 鱒淵正浩 (全日本仏教会), 曾根田健二 (日本キリスト教連合会)「宗務課調査報告 (事業・法人活動) への感想」(『宗務時報』No. 39, 昭和 52 年 7 月, 56～62 ページ)。

昭和 52 (1977) 年度

○ 宗教法人と学校教育事業

- 〈目 的〉 宗教系私立学校は多数存在している。どのような宗教法人がどのように学校教育等事業に関わっているかを調査。
- 〈対 象〉 『全国私立中学高等学校名簿』, 『学校法人名簿』, 『全国大学一覧』 『全国短期大学高等専門学校一覧』, 『宗教ハンドブック』等に記載の宗教系学校及びその他の宗教系学校。
- 〈結果報告〉 「宗教法人と学校教育事業—宗教系私立学校 (小・中・高) 一覧—」(『宗

務時報』No. 41, 昭和 53 年 1 月, 54～86 ページ)。
「宗教法人と学校教育事業 (2) 一宗教系私立学校 (大学・短大) 一覧」
(『宗務時報』No. 44, 昭和 53 年 9 月, 32～44 ページ)。

昭和 54 (1979) ～57 (1982) 年度

○ 宗教法人の活動等に関する調査研究

〈目 的〉 宗教, 宗教法人の重要性にかんがみ, 宗教法人の実態を, 組織・事業の側面において把握し, 宗務行政上の参考資料とするとともに, 結果を公表し, 宗教法人の運営上の参考資料とするもの。

〈対 象〉 昭和 54 年度は, すべての包括宗教法人 399 法人。昭和 55 年度は, 4,000 の単位法人。昭和 56 年度は, 約 4,600 の単位法人。

〈結果報告〉 「昭和 54 年度宗教法人の組織・事業等に関する調査」について一書面調査結果の概要一 (『宗務時報』No. 52, 昭和 55 年 11 月, 90～169 ページ)。

原克己 (文化庁文化部宗務課調査係長) 「宗教法人の組織・運営等に関する調査」について (『宗務時報』No. 53, 昭和 56 年 1 月, 20～21 ページ)。

洗建 (駒澤大学助教授), 森岡清美 (成城大学教授), 安武敏夫 (龍谷大学教授) 「昭和 54 年度宗教法人の組織・事業等に関する調査」結果の概要から一書面調査結果の分析一 (『宗務時報』No. 54, 昭和 56 年 3 月, 17～36 ページ)。

川井清敏 (前神社本庁秘書部長), 吉田仁六 (教派神道連合会), 馬場道男 (全日本仏教会庶務部長), 小笠原忍 (日本キリスト教連合会常任委員), 鈴木隆太郎 (新日本宗教団体連合会事務局次長) 「宗務課調査報告への感想」 (『宗務時報』No. 55, 昭和 56 年 7 月, 37～43 ページ)。

「昭和 55 年度宗教法人の組織・運営等に関する調査一書面調査結果の概要 (1) 一」 (『宗務時報』No. 56, 昭和 56 年 10 月, 38～71 ページ)。

「昭和 55 年度「宗教法人の組織・運営に関する調査」(承前)一書面調査結果の概要 (2) 一」 (『宗務時報』No. 57, 昭和 57 年 1 月, 87～94 ページ)。

「昭和 56 年度宗教法人の組織・運営等に関する調査一書面調査結果の概要一」 (『宗務時報』No. 58, 昭和 57 年 3 月, 56～83 ページ)。

栴尾泰治郎 (神社本庁庶務部長), 藤原務正 (金光教東京布教センター次長), 河和田唯賢 (報仏寺代表役員), 瀬川和雄 (日本基督教団新生教会代表役員), 鈴木隆太郎 (新日本宗教団体連合会事務局) 「宗教法

人の組織・運営の現状と課題」(『宗務時報』No. 59, 昭和 57 年 7 月, 40～54 ページ)。

古賀和則(文化庁文化部宗務課専門職員)「宗教法人の行う事業の概要—宗教法人の組織・運営等に関する調査から—」(『宗務時報』No.67, 昭和 59 年 7 月, 18～46 ページ)。

昭和 59 (1984) 年度

○ 宗教法人の出版物

〈目的〉宗教法人が刊行した出版物のうち、『宗務時報』に掲載することを前提に報告を受けた出版物を紹介。

〈対象〉文部大臣所轄宗教法人。出版物の種類, 名称, 頒布対象, 購読料, 発行所, 年間発行回数, 1 回の発行部数, 第三種郵便許可年月日。

〈結果報告〉「宗教法人の出版物」(『宗務時報』No. 67, 昭和 59 年 7 月, 108～122 ページ)。

昭和 60 (1985) 年度

○ 現代日本の宗教地図

〈目的〉『宗教年鑑』記載の宗教統計を用いて, 都道府県別の面積や人口との関係において比率を求めて図示し, 現代日本の宗教状況の一端を示そうとする試み。

〈対象〉『宗教年鑑』記載の宗教法人数, 宗教団体数, 信者数。

〈結果報告〉「現代日本の宗教地図」(『宗務時報』No. 70, 昭和 60 年 7 月, 30～41 ページ)。

昭和 62 (1987) ～63 (1988) 年度

○ 宗教放送等の実情調査

〈目的〉情報環境の変化に伴う宗教界の動向の実情を把握するため。

〈対象〉『宗教年鑑 昭和 61 年版』記載の文部大臣所轄包括法人, 都道府県知事所轄包括法人, 被包括法人を有する非法人の包括団体, 及び単立法人。

〈結果報告〉「宗教教団のメディア利用の概況—「宗教放送等の実情」調査報告—」(『宗務時報』No. 77, 昭和 63 年 3 月, 34～54 ページ)。

昭和 63 (1988) ～平成元 (1989) 年度

○ 宗教法人の行う事業調査

〈目的〉現在, 宗教法人の行う事業が, どのような動機, 方法で行われ, どのように管理, 運営されているか, また本来の宗教活動とどのような関わりを持つ

ているか等について把握し、公益法人としての宗教法人の今後のありかたについての指針を得ようという趣旨から、この調査を行った。

〈対象〉全国の単位宗教法人の10%、全包括宗教法人、東京都23区と島根県の全単位宗教法人。

〈結果報告〉『宗教法人の行う事業調査報告書』（平成4年3月）

『宗教法人の行う事業調査報告書（資料編）』（平成4年3月）

平成8（1996）～12（2000）年度

○ 宗教法人の組織・運営等に関する調査

〈目的〉国民の宗教意識や社会構造の変化などに伴う宗教団体等をめぐる諸状況を主として制度面、運営面から把握し、宗務行政のより円滑な推進に資するとともに、広く宗教法人の実態を知っていただくため。

〈対象〉全包括宗教法人、全単立宗教法人、非包括宗教法人（神道系、仏教系、キリスト教系、諸教それぞれから10%を抽出）。

〈結果報告〉「宗教法人の組織・運営等に関する調査 集計結果の概要（1）」（『宗務時報』No. 103, 平成12年3月, 1～75ページ）。

「宗教法人の組織・運営等に関する調査 集計結果の概要（2）」（『宗務時報』No. 104, 平成12年12月, 1～71ページ）。

『宗教法人の組織・運営等に関する調査』（平成12年9月）。

平成20（2008）～21（2009）年度

○ 宗教法人が行う事業に関する調査

〈目的〉今後の宗教法人制度の適切な運営の在り方や宗務行政の円滑な推進について指針を得る観点から、現在、宗教法人が本来の宗教活動に加えてどのような事業を行っているかを把握するとともに、宗教法人に対して、今後の各法人の適切な運営に供するための参考データを提供するため。

〈対象〉全国の単位宗教法人の10%、全包括宗教法人、東京都23区と青森県の全単位宗教法人。

〈結果報告〉「宗教法人が行う事業に関する調査報告」（『宗務時報』No. 111, 平成22年9月, 15～161ページ）。

戦後宗務行政調査の回顧 —— 井門富二夫氏，西平重喜氏，森岡清美氏に聞く ——

文化庁文化部宗務課

文化庁文化部宗務課は、大正 2 年に設置された文部省宗教局に始まる。設置当初から現在に至るまで、多数の外部有識者からの協力を得て調査事業と資料作成を実施してきた。

宗教法人法（昭和 26 年 4 月 3 日法律第 126 号）が施行された直後からは、同法に関わる執務に参考となる資料を作成すべく、多くの調査事業が行われた。今号の『宗務時報』では、本課が実施した調査に昭和 30 年代以降から関わった 3 人の有識者にインタビューを行い、自身の研究の歩みを振り返りつつ宗務行政調査について回顧していただいた。

インタビューを行ったのは、五十音順に、筑波大学名誉教授の井門富二夫氏（元文部省宗務課専門職員）、統計数理研究所名誉所員の西平重喜氏、東京教育大学名誉教授の森岡清美氏である。

聞き手は、國學院大學神道文化学部長の石井研士氏（元文化庁文化部宗務課専門職員）である。

1 井門富二夫 筑波大学名誉教授

日 時 平成 26 年 1 月 20 日（月） 15 時 00 分～17 時 00 分

場 所 井門邸

（1）文部省入省の頃

—— 井門富二夫先生は、昭和 30～40 年代に文部省宗務課の専門職員として勤務され、その後は津田塾大学、筑波大学等で教えられました。また日本宗教学会の会長を務められ、長年にわたり日本における宗教学の発展に貢献されました。この間には、宗務課が実施した宗務行政調査に、多く関わっておられます。本日は、調査の思い出を中心に、お伺いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【井 門】 これは、事前に準備をしていましたが、『最新宗教関係法規総覧』（中央法規出版、昭和 25 年）ですけれども、編者である文部省宗教学研究会というのは御存じですか。

—— はい。

【井 門】 文部省宗教学研究会は、戦前からあるのです。要するに、専門職員のスタッフ

は事務ラインの決めることには余り関わるることができないのです。調査関係は、全く別のものとして扱われていたのです。

終戦直後の宗教行政は、連合軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）が決めていて、ラインの調査なんていうのはほとんどできないような状況だった。それを戦前の文部省宗教局の宗務官から、引き続いて戦後の宗務課で専門職員になった人たちが、戦前の宗教研究会を復活させて、自分たちでいろいろな形で調査を展開させていきました。

その中から生まれたのが、現在の『宗教年鑑』の原型である『宗教便覧』（日本宗教連盟、文部省宗教研究会、時事通信社共編、時事通信社、昭和23年）です。初めはもう、全く事務ラインは関係がありませんでした。開かれると分かりますが、あの中に東京大学の岸本英夫（1903～1964）先生も書いてますが、この時の執筆者の多くは、文部省宗教研究会の会員なのです。

——— そうですよ。

【井 門】 だから、これの費用の負担は時事通信社でしたが編集は宗教研究会でありました。文部省が正面切って調査に関わってくるのは、宗教法人法が成立してからです。

宗教研究会の連中は、GHQに反対されながらも、様々な翻訳だとか研究発表をしていくのです。例えばホルトム（Daniel Clarence Holtom, 1884-1962）の翻訳をはじめとしていろいろなことを行いました。

私の前任に当たる広安孝夫（1910～？）さんを御存じですか。あの方は、立教大学の助教授だったのです。戦前から在職した戦後の専門員は、ほとんどが大学の教員からの異動なのです。教科書調査官などと同じように、必ず大学から来て、大学へ帰すという約束だったのです。私は何度も聞かされているのです。戦前からの村上俊雄（豊隆, 1906～？）さん、深川恒喜（1911～1993）さんらがいました。だから、文部省の専門員は、学才を認められて送られてきたのです。これだけは覚えておいてください。

——— 日本に戻ってくるように、岸本先生から伝えられたのですか。

【井 門】 初めに岸本先生からは、私にはこの関係の仕事で、ずっとアメリカにいてよければいいというように言われたのです。私が宗務課に雇われた一つの理由として、政教分離問題と宗教団体の問題をシカゴ大学で研究していて、それを博士論文にするつもりだったからです。

それがどうも、昭和33年の第9回国際宗教学宗教史会議（IAHR）の東京大会で、日本に来られたビーヴァー（R. Pierce Beaver, 1906-1987）先生、キタガワ（Joseph Mitsuo Kitagawa, 1915-1992）先生の紹介か何かで、急に私は「日本へ戻ってこい」と言われるので帰ってきたのです。

だから、『宗務時報』（『宗務時報』創刊の前後—専門職員の体験的観点から—, No. 100, 平成10年）に書いたとおり、私だけは例外のようです。文部省も、私を雇ったのはよいけれど、扱いがなかったようです。上級職で雇われる人たちの初任給と同じ、6等級1号俸で雇ったのです。文部省には、10年ぐらいいは勤めてほしいというように聞

かされました。私はやはり例外だったと思うのです。

どなたの後任なのか文部省の誰も分からない。分かっていたのは多分、河和田唯賢（1918～2013）さんだろうと思うのです。あの方は戦前の宗教局宗務官だったのに事務方のラインに戻られて、課長補佐になっておられました。何でも世話をしてくださって、「そんなに惑うことない」と言って慰めてくれたのです。

その後は5等級となり、津田塾大学に教授として転出するまで続けました。文部省の大学学術局長や事務次官を歴任した天城勲（1915～2011）さんが同情して、大学に出すときに一応形だけで4等級にしてくれた覚えがあります。そのお蔭で、津田塾大学では国際関係学科の設立と同時に学科長になれたのです

先ほど名前が挙がりました広安孝夫さんは、戦後の専門職員となられて、立教大学を兼担されたまま、諸外国とキリスト教関係の調査を担当していました。広安さんが急死され、諸外国の担当をしていたため、同じことを研究しているというので、後任者として私が呼び戻されたのでしょうか。帰ってきたら、宗務課だと思っていたのに、アジア地域ユネスコ加盟国文部大臣会議（昭和37年、東京）の開催、第1回日米大学図書館会議（昭和44年、東京）の準備、外務省への臨時出向でした。そちらの方が専門のようにされて、宗務課には宗務行政での外国語資料を翻訳するときだけでした。

——— そうですか。

【井 門】 ですが、今考えてみると、もう私が入った当時の専門員であった井上恵行（1897～1971）先生や梅田義彦（1906～1980）先生は、兼担講師として駒澤大学や國學院大學で教えられていました。

それから、これだけは申し上げておきたいのですが、私が入った頃までは、要するに宗務課での仕事を個人的な業績にしてはいけないのです。『宗教年鑑』とか、あるいは文部省から命令されて書いても、省内では自分の名前を出さず、自分の業績にしてはいけないというのです。

私のときから、「そんなことをやっていたら専門員に良い人は来ない」ということで、宗務課長が中城堅吉（昭和38～40年在任）さんになった頃から、「自分の名前で文部省の出版物や官庁出版物に出してもよろしい」となったように思っています。中城さんという人は、とにかく大変な学究肌だったと思うのです。あの頃から、昔へ戻ったような感じで、専門員も割に大切にされ始めたのです。ところが、今度は宗務課の定員が削られ始めました。

（2）昭和30年代の官庁調査

——— 今回、お伺いしたかったことの一つですが、昭和30年代半ばに宗務課の調査は大きな転換点を迎えます。井門先生は、官庁行政の在り方や歴史について、かつて『宗務時報』（「宗教調査とくに官庁調査の現状—『戦後における宗教調査の実情』出版を回顧しつつ—」、No.59、昭和57年）を書かれています。私は大変参考にさせていた

だいています。

【井 門】 昭和 20 年代後半から、宗教法人に関わる様々な議論が国会で持ち上がります。私が文部省に入った頃には、宗教法人の事業による税制絡みで、天理教の信徒が宿泊する詰所や伊勢神宮の崇敬者向けの会館の問題が出てきます。これをどう取り扱うかの問題で、苦労した覚えがあります。調整の末、非課税となりました。もう一つは、京都での寺院の観光税問題です。宗教法人と税との関係をほとんど扱ったのが、長らく宗務課課長補佐を務めた高岡久勝（昭和 33～46 年在任）さんです。高岡さんは、当時の文部省内で、法的な知識を持っていた権威の一人だったような印象を持っていました。

——— 昭和 30 年代の半ばに、重要な本が幾つか出ておりまして、『戦後における宗教調査の実情』（昭和 35 年）がまとめられます。ここでは官庁調査の在り方を含めて分類が森岡清美先生によって提示されています。その翌年に、岸本英夫先生らが有名な『宗教の定義をめぐる諸問題』（昭和 36 年）を書かれます。この後に『宗教団体類型調査の解説』（昭和 37 年）がまとめられるのです。

【井 門】 『戦後における宗教調査の実情』は、私が留学から帰ってきてから、委員だった小口偉一（1910～1986）先生から、「後はやってくれ」と言われるのです。「境内地調査の後始末も、全部あなたがやれ」とも言われました。これは教派、宗派、教団に対して境内建物及び境内地の状況について調査したのですが、調査票などの大量の資料をどう扱うかで困りました。

境内地調査の資料は、小口先生が、「自分のやった証拠だから」と残されたようです。池上広正（1909～1965）先生の業績をまとめた『宗教民俗学の研究』（名著出版、平成 3 年）の中の論文には、境内地調査の調査票を用いた論文が入っています。これは全部私どもが残しておいたものを利用されたのです。あの頃、池上先生も、小口先生の口添えで文部省のいろいろな委員を務めておられました。その頃、宗教法人審議会委員の岸本先生（第 1～6 期、昭和 27～39 年在任）は、偉い方でした。我慢してたくさん仕事をして、殊にがんのことは余り聞かされていなかったのです。

——— 昭和 30 年代からは、宗務課の課員が調査をして、名前を載せないで行われている調査ではなくて、日本宗教連盟と外部の研究者と、それから宗務課が一体になって大型の調査を行うように転換していきます。ところが、どうも経緯を見ていきますと、実は昭和 20 年代に行われていた調査がだんだん縮小していくように私は感じます。

宗教団体の活動あるいは宗教団体を構成する要素に関する研究は、宗務課を中心に行われてきました、どうも昭和 30 年代の半ば以降は、ほとんどなくなるのです。大規模な調査は二つに集約されるようになります。「宗教法人の行う事業に関する調査」と、それから「宗教法人の組織・運営等に関する調査」に集約されてきて、しかも 20 年に 1 度しか行われなくなっていくようになってくるように思われます。

(3) その後の宗務行政調査

——— 昭和 40 年代以降の官庁調査に、自由民主党の靖国法案とか、あるいは津地鎮祭訴訟の政教分離問題が影響しているという可能性は、あるとお思いになりますか。

【井 門】 あるのではないですか。

——— どうも官庁が宗教団体に関する調査をしたがらない。だけど、やはり最低限、官庁が役目を果たすために「宗教法人の行う事業に関する調査」と「宗教法人の組織・運営等に関する調査」をやろうということになったのでしょうか。

【井 門】 私は覚えていますけれども、戦後はとにかく宗務課は宗教団体に関わらず、調査に関しても、そういう方針だったように覚えています。だから、ほとんどが大学関係の研究者に任されました。ところが税制とか土地の問題になってくると、これはやはり政府の問題だというので、文部省か政府が入ってきたと私のはっきり覚えているのは、昭和 28 年です。宗務課というよりも、税と土地問題ですから、むしろ文部省が関係したとしたら宗務課よりも大臣官房ではないですか。

それから、もう一つ覚えていることは、靖国神社問題も、私が留学から帰ってくる前から、いろいろと事が起きていたのですが、帰ってきてから、靖国神社は宗教法人だというので、宗務課も関わったようです。

——— 本当に昭和 50 年代以降、靖国問題に関しても、内部で検討したとか、予備的に勉強しておこうという記録は何にもないです。靖国もカルト問題もないですね。問題となった税では、宗教法人の事業関係が多いので、事業調査だけはしておこう。それも 20 年に 1 度という、随分後ろ向きの感じがします。もう今では、政教分離の憲法解釈は、内閣法制局に行って宗務課は関わっていないのです。

【井 門】 法制局関係が絡んだことは一切、文化庁は関係しないということでしょう。私どもが昭和 38 年に文部省大臣官房から念を押されたとおりに、靖国問題とか法制に関する問題は、「宗務課の関係ではない。法制局や内閣の問題である」と言われた覚えがあります。

外国の宗教行政の実情について、調査をしていたのは宗務課ではないですか。

——— 「海外の宗教事情に関する調査」を行ってきたのですが、どうも外から見てみると、調査の重要性は理解できますが、調べやすかったのではないのでしょうか。本当は国内の宗教団体なり宗教法人の実情とかを把握できるような調査をやればよいと思います。

【井 門】 我々のときの「世界の宗教事情調査」のように、専門員を海外に派遣するなんてことはめったにないでしょう。徐々に、宗務課の専門職員に関しても何の話も聞かなくなったのです。あの頃から、宗務課の影が薄くなったような感じがしました。

そういえば、私が筑波大学に移った 1980 年代前後までは、宗務課から宗教団体に関する質問や照会が私のところにありました。「あなたが調査してくれ」などという連絡もありました。

———— オウム真理教やカルトが問題になった時に、宗務課は自ら何も調査をしませんでしたし、外部で調査をしてくれという話もしなかったです。それこそカルトという新しい宗教集団のグループができたならば、類型調査もあるわけですし、これから社会、特に法的にどう位置付けるかというのをきちんと洗い出す必要があったと思うのです。

本日は、どうもありがとうございました。

井門 富二夫 (いかど ふじお)

専門

宗教学, 比較文化論, 大学論

略歴

大正 13 年滋賀県生まれ。昭和 24 年東京大学文学部宗教学科卒。昭和 29 年旧制東京大学大学院文学研究科修了。昭和 34 年シカゴ大学大学院神学研究科博士課程修了。昭和 34～41 年文部省調査局宗務課専門職員, 昭和 41～43 年文部省文化局宗務課専門職員。昭和 40～41 年ニューヨーク州立大学訪問教授。昭和 43 年津田塾大学教授。昭和 50 年筑波大学哲学・思想学系教授。昭和 63 年定年退官後, 平成元年桜美林大学初代国際学部長。愛知学院大学客員教授。元日本宗教学会会長 (平成 8～11 年)

昭和 34 年 BDS (シカゴ大学), 平成 14 年 DHL (ミッドヴィル)

現在

筑波大学名誉教授, 桜美林大学名誉教授

受賞

昭和 38 年日本宗教学会姉崎記念賞, 昭和 41 年宗教文化賞, 昭和 63 年東洋哲学学術賞, 平成 15 年勲三等瑞宝章

主な著作

- 『東洋の宗教—近代化をめぐる苦しみ—』(ジョゼフ・M. キタガワ著, 翻訳, 未来社, 昭和 38 年)
- 『大学の未来像』(J. A. パーキンス著, 共訳, 東京大学出版会, 昭和 43 年)
- 『世界の宗教 3—告白と抵抗 プロテスタント—』(共著, 淡交社, 昭和 44 年)
- 『世界の宗教 12—日本人の宗教—』(共編, 淡交社, 昭和 45 年)
- 『市民の大学』(東京大学出版会, 昭和 46 年)
- 『世俗社会の宗教』(日本基督教団出版局, 昭和 47 年)
- 『日本文化の宗教的背景—日本人のアイデンティティの模索—』(日本国際教育協会, 昭和 48 年)
- 『神殺しの時代』(日本経済新聞社, 昭和 49 年)
- 『近代社会の体系』(タルコット・パーソンズ著, 翻訳, 至誠堂, 昭和 52 年)
- 『講座宗教学 第 3 巻—秩序への挑戦—』(編著, 東京大学出版会, 昭和 53 年)
- 『現代宗教の変容』(ブライアン・ウィルソン著, 共訳, ヨルダン社, 昭和 54 年)
- 『大学のカリキュラム』(玉川大学出版部, 昭和 60 年)
- 『大学のカリキュラムと学際化』(玉川大学出版部, 平成 3 年)
- 『比較文化序説—宗教と文化—』(玉川大学出版部, 平成 3 年)
- 『アメリカの宗教 第 1 巻—アメリカの宗教伝統と文化—』(編著, 大明堂, 平成 4 年)
- 『アメリカの宗教 第 2 巻—多元社会の宗教集団—』(編著, 大明堂, 平成 4 年)
- 『アメリカの宗教—多民族社会の世界観—』(編著, 弘文堂, 平成 4 年)
- 『占領と日本宗教』(編著, 未来社, 平成 5 年)
- 『大学カリキュラムの再編成—これからの学士教育—』(共編著, 玉川大学出版部, 平成 9 年)
- 『カルトの諸相—キリスト教の場合—』(岩波書店, 平成 9 年), ほか多数

宗務行政調査への主な参加

「宗教法人の行なう事業調査」（昭和 40～43 年度実施）調査協力者
（『宗教法人の行なう事業調査総合報告書』昭和 45 年）

「宗教法人の行う事業調査」（昭和 47～50 年度実施）調査協力者
（『宗教法人等の行う事業調査・宗教法人の法人活動実態調査報告書』昭和
52 年）

『宗務時報』寄稿

論説「宗教法人の行なう事業調査について」（No. 19, 昭和 43 年）

論説「宗教における小集会活動—その意義—」（No. 39, 昭和 52 年）

解題「宗教調査とくに官庁調査の現状—『戦後における宗教調査の実情』出版
を回顧しつつ—」（No. 59, 昭和 57 年）

講演「現代社会と宗教—宗教の根本的機能をあらためて問う—」（No. 64, 昭和
58 年）

特別寄稿「『宗務時報』創刊の前後—専門職員の体験的視点から—」（No. 100,
平成 10 年）

2 西平重喜 統計数理研究所名誉所員

日 時 平成 26 年 1 月 27 日 (月) 12 時 00 分～14 時 00 分

場 所 文部科学省東館 5 階会議室

(1) GHQ の民間情報教育局の頃

——— 西平重喜先生は、宗務行政の調査に、統計学の立場から長らく御尽力くださいました。「宗教法人の行なう事業調査」と「宗教法人の組織・運営等に関する調査」では、昭和 40 年代から平成 10 年代まで、数次にわたり参加されていらっしゃいます。

また本務先である文部省の統計数理研究所（現在は大学共同利用機関法人情報・システム研究機構を構成する機関の一つ）では、現在も実施されております「日本人の国民性調査」に、初期から企画と実施に関わっておられました。言わば宗教に関わる統計調査の第一人者でいらっしゃいます。

本日は、宗務行政での調査経験も含めて、統計学者から見た宗教に関する諸調査の思い出について、お伺いしたいと思います。

【西 平】 私は、北海道帝国大学の理学部数学科で確率論、統計学を聴講していました。昭和 22 年に卒業して、弘文堂書房に 1 年間勤めました。その後、連合国軍最高司令官総司令部 (GHQ/SCAP) の民間情報教育局 (CIE) に、アルバイトとして 1 年間勤めたのですが、「林さんのところで、仕事を手伝え」ということでした。CIE からの話で、文部省が実施した読み書き能力調査に、統計数理研究所の研究員であった林知己夫 (1918～2002) さんが関係していたのです。だから、実際に仕事をしていたのは、品川区上大崎にあった教育研修所（現在の国立教育政策研究所）と世田谷区三軒茶屋にあった統計数理研究所で、読み書き能力調査のデータ整理に関わっていました。CIE には、給料をもらいに行っただけです。だから、CIE に私の机はなかったのです。

CIE には、社会学者や文化人類学者がいました。彼らは、大部屋で机を向かい合わせていました。

読み書き能力調査の報告書が出来上がってしまって、「私は今後どうなるのだろう」と思ったら、引き続き統計数理研究所で仕事をしていればよろしいということで、水野坦 (1917～2003) さんが「私の仕事を手伝え」と言うので、サンプリング調査や実務を仕込まれました。

水野さんが、NHK や毎日新聞のサンプリング調査の時に、一緒に行きましたが、彼は「こうだ、こうだ」と大まかな方針を言うだけなのです。それを実施する形にして「いや、これはこうだ」と議論をするのですが、それが大変な修業になりました。

(2) 宗務課との関わり

——— 先生が、宗務課と関わりを初めて持ったのは、いつ頃ですか。

【西 平】 私はこのあいだ、90 歳になりました。一昨年に、今まで集めた内外の世論

調査と選挙の資料を公益財団法人新聞通信調査会に、100箱くらい寄贈しました。この調査会は、戦争中の社団法人同盟通信社が解散して、その財産で設立されたもののようで、共同通信社と時事通信社のOBの人がいます。

統計調査はいろいろな分野と関係があるものですから、私は各種の委員会に招かれましたが、宗務課の調査は、少しほかとは異なる雰囲気でした。

というのは、委員の中には非常にまじめな方が必ず何人かいました。しかし、別に何か変に食ってかかるとか、そういう議論にはならなかったけれど、説明するのに随分時間がかかりました。私は、どんな社会調査にも協力できる調査屋になろうと考えていました。ですから個人的に関心がない仕事でも、「どういう問題ですか」、「こういう具合の調査はどうですか」というように、1、2年かけて協議をしました。

宗務課の場合も、「宗教法人は私の対象だけれど」とおっしゃる人がいましたが、皆さん、調査について大体分かってくださったと思っていました。しかし委員ではなく「実際の現場の人はどうかな」と思っていたのですが、ある調査の時に、いろいろな法人の方に会ってみたいと言って、幾つかの団体に行ってみたところ、私が心配していたような「宗務課は敵意を持たれている」のではないと思いました。私はかねてから、信頼されていない人が相手の調査は問題だと考えていたのです。

設立されて間もない新しい宗教法人などでも、話しているうちに、だんだんと納得して、これなら調査はうまく行くだらうという気がしました。結果として、よいことをやったなと思ってます。

私は、関係者がおっしゃることについて、「質問ならこういう格好」、「サンプリングはこうした方がよい」と言うだけで、内容がどう評価されたかは、ちょっと分からないのですが。

——— そうですか。

【西 平】 宗務課は、主として宗教法人を対象にしているのですが、私は国民一般の宗教に対する態度が大事だと思っています。それで幾つかの調査もしたのですが、それについて宗教学者からの批判も反応もないのです。

私は、カトリックの信徒ではないのですが、上智大学に勤めました。そこで「世論調査に基づいて日本人の宗教観について論文を書け」と言われて書いても、何の反応もなかったのです。宗教学者や関係者が、そういうことに興味がないことは非常に残念です。

マスメディアの世論調査では、朝日新聞、読売新聞、NHK といろいろな形で関わりがありました。毎日新聞と関係が深かったのです。マスメディアは、時々、宗教の調査をしていますが、宗教そのものだけではなくて、縁日はどうだとか、占いやおまじないを信用するかとか、そういうことまで含めた調査なのです。マスメディアは面白がっているけれど、どうして宗教学者は興味を持たないのでしょうか。宗務課が直接調査をするとすると、いろいろ問題があるかもしれません。それを補足するつもりで、幾つかの論文を書きました。

(3) 「日本人の国民性調査」

【西 平】 「日本人の国民性調査」の第1次調査は、昭和28年に行いました。宗教に関する設問は、昭和33年に実施した第2次調査から取り入れました。

当時の所長は、数学者の末綱^{すえつな}愨^{じょういち}一 (1898~1970) 先生でした。西田幾多郎の哲学をもとに数学基礎論の確立を試みたり、個性豊かな先生です。その『華嚴経の世界』(春秋社、昭和32年)は評価されているようです。

末綱先生は、第2代所長(昭和22~23年)を務めました。第5代所長(昭和33~45年)の時に、第2次調査を実施したのです。「先生の顔を立てるためにも」と冗談を言いながら、宗教の質問を入れました。

——— そうなのですか。前々から、どのような経緯で宗教に関する設問が設けられるようになったのかを伺いたかったのです。

【西 平】 そうです。3問か4問で、ごくわずかです。その後に数次の調査を経て、結果を発表したところ、ベルギー人カトリック神父でオリエンズ宗教研究所のスパー (Joseph J. Spae, 1913~1989) さんが大変気に入って、研究所の私のところへ来ました。それまで宗教に関する統計調査は、宗教法人が報告して宗務課が取りまとめたもので、それによれば国民の2倍の人口の信者がいるとの報告だけでした。

それで彼は、「これはよくやってくれた」としきりに喜んでくれました。彼はフランス語を話して、私は数学のゼミでベルギー人の教授の本を読みまし、フランスへ行こうと思っていたものですから、親しくしたのです。スパーさんは、「宗教についていろいろな調査をやろう」と言いましたし、私は「日本人の国民性調査」の宗教に関する数問だけで、日本人の宗教に対する態度の専門家にされたのでは困ると思っていました。

そうしたら、ちょうど *Sondages* というフランスの世論調査の研究誌で、欧米の人々の宗教についての比較調査を特集したのがありました。その責任者と親しくしていたものですから、その人に「同じことをやってよいか」と言ったら、喜んで「やってくれ」ということでした。

私がこの欧米の比較調査を訳して、スパーさんに見てもらって、「こうした方がよい」とか、「この質問をつけろ」とか、アドバイスをもらいました。調査結果は、オリエンズ宗教研究所の雑誌『布教』にも出ました(「日本人の宗教的態度と国際比較 1・2」昭和44年7、8月号)。

この調査の費用はわずかでしたが、恐らくランダム・サンプルによる初めての日本の国際比較調査だと思います。そういう調査なのですが、がっかりしたことは、宗教学者や社会学者からは何の反応もないのです。それから二人で、日本のクリスチャンや僧侶^{そうりよ}の小規模な調査をしました。

こうした仕事が、恐らく文化庁の目にも留まって、宗務課の調査に関わるようになり、『宗務時報』の原稿依頼があったのではないかと思うのです。

私は、他の人が出された問題について、「こういうサンプリングで、こういう質問をす

ればよい」と答えて、報告書をまとめるということではできるけれど、やはりいろいろな専門家が入った、グループを作るという形でなければいけないと思うのですが、それにはいろいろな問題もあると思います。

(4) 宗教観と世論調査

——— 私は宗教学、宗教社会学が専門なのですが、私からすると、大変まれな先生でいらっしゃる。西平先生は、「宗教学者はなぜ関心を持たないか」とおっしゃるのですけれども、私の方からすると、「なぜ統計や世論調査を専門とする方々が、その項目に宗教の項目を入れないのか」と大変不思議なのです。

先ほど先生からお話しいただいたように、昭和 28 年から始まった国民性調査の第 2 回から、宗教に関する項目が入るわけです。それも、先ほど先生がおっしゃったように、恐らく宗務課では、そういうアンケート調査はできず、あくまでも宗教法人が対象です。

【西 平】 やはり、そうですね。

——— そのようなものはできないのですが、統計数理研究所でやっていただくと、補完できるような情報は入るわけです。ですから大変有り難いです。ただ、もう一つ疑問なのは、国際比較をする場合に、自分の信じている信仰の種類であるとか、あるいは教団への帰属が必ず入るわけですが、「日本人の国民性調査」の場合には、これまで質問に、所属する教団に関する設問はないですね。

【西 平】 「日本人の国民性調査」では、いろいろな分野の質問をしなければならない。それで宗教に関する設問がごく少ないから、無理なのです。東京で予備調査をした時などでは、面接で聞き取り調査を行いました。調査員が名前を知らない宗教がいっぱいある。だから統計で、数字としては扱えないのです。そのためには、宗教学者の人たちがそれを聞いて分類して、うまくまとめて、また追っ掛けて調査するということがないといけないと思うのです。

だから、スパークさんとも話したのですが、あの頃はキリスト教の信徒数は、確か 3% ぐらいで、「新教と旧教が、ほぼ五分五分、それぞれ 1.5% では困る。カトリックが多くなるか」と、冗談を言って笑ったのです。ただサンプル誤差だけでも恐らく 2% も 3% もあるので、「新教と旧教の両方とも、5% 未満ぐらいですよ」ということしか、統計的には言えないのです。内容を深めるためには、専門家の人たちが自分のゼミ生などに十分なやり方を教えて、補足的な面接調査をしてほしいものです。

——— 私からすると、日本文化の中での宗教と宗教団体の扱い方が違うものですから、特に社会科学、自然科学はそうですが、調査をする側は宗教に対して関心を持っているわけではありませんので、関心外かなと長く思っていました。

【西 平】 統計数理研究所で林知己夫さんと私は、「日本人の国民性調査」を随分熱心にやりました。でも私たちは数学の出身なのです。

フランス人の友達と書いた本は、いろいろな調査結果を集めて比較したので、「ほかに

ない」と褒められました。天皇制，軍備，憲法とか，宗教も入れてあります。この本を書くために，朝日，毎日，読売の新聞，NHK，政府などの世論調査を片っ端から見ました。私が興味ある問題だけですけれども。一つの質問について，どの資料の何年何月号に出ている，質問文と答えのデータをカードに採りました。全部で1万枚近く作りました。

アメリカでは，各種の世論調査のデータをまとめた本があります。ヨーロッパでも，フランスやイギリスにあって，そういうものも見て，1枚に1問ずつ書き取りました。こういうことを日本でやる人が少ないのです。

——— 宗務課の所掌は宗教法人ですが，当然，その背景に日本人の宗教性があるので，先生には時々，原稿や講演もお願いしていたと思うのです。ですから，そういう意味でも，統計数理研究所の「日本人の国民性調査」の特に宗教の部分は，広い意味で国民にとって必要だけれども，研究者あるいは宗教団体にとっても，費用の問題でなかなかできない調査だったということでしょう。

【西 平】 そうなのですね。そうかといって，研究費をもらうのは大変です。

——— やはり，私は，統計数理研究所で調査をやっていたらと，大変有り難いです。本当に統計数理研究所などは，「日本人の国民性調査」なり，文化の現状を把握するために，継続的に調査を行うため拡充されてしかるべきだと思います。

【西 平】 そういう意味では，社会学者の安田三郎（1925～1990）さんが，「統計数理研究所は良い組織だ。社会学でも，そういう研究所ができればよい」と言っていたけれど，何も作られなかった。フランスだと，大学以外に，社会学，政治学の研究所がたくさんあるのです。そういうものが日本でできなければ，困ると思うのです。

——— 今，大きな宗教団体は，自分の宗教団体の実情を把握するための大規模な調査をかなりやっているのです。データとして持つておくことには，非常に大きな意味がある。だけれど，なかなか行政ではできない。そうすると，統計数理研究所なり，文化庁宗務課が何かの調査のついでに，意見調査として調査をするしかないと思うのです。

日本人の宗教，特に宗教団体に対する認識は，かなり偏っているせいもあるのですが，もう少し広く宗教法人，宗教者の方々の見解や活動が，社会の表面に出てこない，それこそ理解がうまくいかないのではないかなと思っているのです。

【西 平】 そうですね。特に宗教の場合は，教師と信者に同じ質問するということは，宗教学者にとって，面白い問題だと思うのですけれど，どうしてやらないのでしょうか。

統計数理研究所で，国民性の調査は，もう5年ごとと決まっているけれど，なかなか難しいでしょう。やはり，宗教学に熱心な人が関わらないといけないでしょう。

——— やはり，先生の後継者みたいな方に，また，先生に書いていただいたような原稿を，分析して書いていただくとインパクトがあつて違うと思います。

【西 平】 結局，先ほどのデータのカードは自分で集めたわけですが。今では，インターネットで情報が入手できるようになったのですがね。

——— そう思います。誰かそういう方が出てこないかなと思っているのです。

宗教学者は、もともと宗教を肯定的に扱うものですから、全く第三者の目で、どうい
う変化があるかとか、現状をどう分析できるのかということは、いろいろな意味で、国
民に還元できるのではないかと思うのです。

【西 平】 宗教について、欧米は、やはりキリスト教の国だということです。神様が全
部を創って、神様のために生きていて、神様のために死のうということです。神様と自
分の関係です。日本人の場合は、それとは違うでしょう。大部分の日本の宗教は、結局、
御先祖様と自分たちの関係です。

——— 今の「日本人の国民性調査」の中に、御先祖様に関する質問は一つしかない
のです。あそこをもう少し拡充してほしいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

西平 重喜 (にしひら しげき)

専門
統計学

略歴

大正 13 年東京都生まれ。昭和 19 年北海道帝国大学予科理類修了。昭和 22 年北海道帝国大学理学部数学科卒。昭和 22～23 年弘文堂書房勤務。昭和 23～24 年連合軍最高司令官総司令部民間情報教育局勤務。昭和 24 年統計数理研究所助手。昭和 41 年統計数理研究所附属統計技術員養成所長。昭和 50 年パリ第 5 (ルネ・デカルト) 大学教授を併職。昭和 58 年統計数理研究所退職。昭和 58～平成 6 年上智大学経済学部教授。元日本統計学会理事長 (昭和 49～53 年)

現在

統計数理研究所名誉所員, 日本統計学会名誉会員, 公益財団法人日本世論調査協会理事

主な著作

- 『世論調査』(共著, 岩波新書, 昭和 31 年)
- 『統計調査法』(培風館, 昭和 32 年)
- 『日本人の意見』(誠信書房, 昭和 38 年)
- 『凶説日本人の国民性』(共著, 至誠堂, 昭和 40 年)
- 『選挙の国際比較—西ヨーロッパと日本—』(日本評論社, 昭和 44 年)
- 『一票差—統計学の周辺—』(弘文堂書房, 昭和 46 年)
- 『日本の選挙』(至誠堂, 昭和 47 年)
- 『世論反映の方法』(誠信書房, 昭和 53 年)
- 『統計の基礎—考え方と使い方—』(M. K. ジョンソン他著, 共訳, サイエンス社, 昭和 53 年)
- 『比例代表制—国際比較にもとづく提案—』(中公新書, 昭和 56 年)
- 『世論調査による同時代史』(ブレーン出版, 昭和 62 年)
- 『統計でみた選挙のしくみ—日本の選挙・世界の選挙—』(講談社ブルーバックス, 平成 2 年)
- L'opinion des Japonais : société-travail-famille à travers les sondages : comparaison internationale* (共著, Sudestasia, 1991)
- 『発展途上国の環境意識—中国, タイの事例—』(共編著, アジア経済研究所, 平成 9 年)
- 『各国の選挙—変遷と実状—』(木鐸社, 平成 15 年)
- 『輿論研究と世論調査』(共著, 新曜社, 平成 19 年)
- 『世論をさがし求めて—陶片追放から選挙予測まで—』(ミネルヴァ書房, 平成 21 年), ほか多数

宗務行政調査への主な参加

「宗教法人の行なう事業調査」(昭和 40～43 年度) 調査協力者

(『宗教法人の行なう事業調査総合報告書』昭和 45 年)

「宗教法人等の行う事業調査(昭和 47～50 年度実施) 調査協力者

(『宗教法人等の行う事業調査・宗教法人の法人活動実態調査報告書』昭和 52 年)

「宗教法人の組織・事業等に関する調査」(昭和 55～56 年度) 調査協力者

(『宗教法人の組織・事業等に関する調査報告書』昭和 57 年)

「宗教法人の行う事業調査」(昭和 63～平成元年度) 調査協力者

(『宗教法人の行う事業調査報告書』平成 4 年)

「宗教法人の組織・運営等に関する調査」(平成 8～11 年度) 調査協力者

(『宗教法人の組織・運営等に関する調査』平成 12 年)

『宗務時報』寄稿

論説「西洋人は宗教についてどう考えているか」(No. 29, 昭和 47 年)

論説「日本人は宗教をどう考えているか」(No. 55, 昭和 56 年)

3 森岡清美 東京教育大学名誉教授

日 時 平成 26 年 1 月 28 日 (火) 10 時 00 分～12 時 00 分

場 所 東京都 清瀬市生涯学習センター会議室

(1) 『宗教団体類型調査の解説』

——— 森岡清美先生の自伝(『ある社会学者の自己形成—幾たびかの嵐を越えて—』ミネルヴァ書房, 平成 24 年)を拝読していて, 語るべき, 残されるべきいろいろな業績が書かれておまして, 戦後の家族社会学と宗教社会学の領域を牽引された森岡先生ですので, 本当はこの 2 倍とか 3 倍になられたのだらうと思うのです。

拝見していきますと, 宗務行政の関係が, 記述が余りないと思っております。宗教団体に関する調査研究については, 宗務課の果たした役割が大きいと個人的には思っています。

戦後, 社会調査の関係で宗教に関するものが余りなかったのですが, 宗務課では行政を遂行する必要もあって, 調査して随分と資料を残しています。その中で, 森岡先生が非常に重要な役割を果たされたにも関わらず, 御著書の中に余り記述が残されていないものですから, 是非とも先生にお話ししたいと思って, こうした機会を作っていただきました。

【森 岡】 そうですか。それにつきましては, 宗務課との出会いは, 強烈な印象として残っています。あとは何というか, 私の研究関心そのものではなく, 依頼されてサービスをしたという感じなのです。それだと自分の研究にプラスになるところが余りありません。もちろん宗務課から資料を頂いていましたけれども。

——— 戦後の宗教調査を見ていくと, 今申し上げたように文部省の果たした役割が大きいなと思っていて, その区切り目といいますか, 転換点がどうも昭和 34 年から昭和 36 年ぐらいにあったのではないかと。

【森 岡】 そうですね。

——— かなりの宗務課員が自分の名前を出さないで, 調査をしては書いていた時代から, 外部の先生に委嘱をして, 協力を得ながら, その先生方に執筆いただき, 宗教界の関係者も調査に協力し, かなり大型の調査が始まりました。学術的にも重要な, 例えば『宗教の定義をめぐる諸問題』(昭和 36 年)や『宗教団体類型調査の解説』(昭和 37 年)がございました。森岡先生に書いていただいた『戦後における宗教調査の実情』(昭和 35 年)も刊行された画期的な時期だったと思っています。その辺りのことから, お伺いできればと思っております。

【森 岡】 記憶がぼんやりしていますので, 日記を調べたところ, 昭和 34 年 6 月 22 日の項に, 「文部省の河和田(唯賢)氏へ電話したところ, 来省してほしいとのことで, 午後三時頃に向こうへ行き, 宗務課長と話し合った。宗務課では宗教団体の調査をしたいので, 質問票を五千ほど宗教団体に郵送して回答を求める予定だが, そのやり方や内容について協力してほしいとのこと。委員は岸本(英夫), 小山(隆), 堀(一郎), 田島(信之), 池

上（広正）氏らである。快諾しておいたのは、また適当なルートを見つけておく必要があるためである。」とありました。

こうして、昭和 34～35 年度実施の「宗教団体類型調査」に参加することになり、宗務課との公的な関係がここに始まりました。私は、資料収集のためのルートを広げたいと思っていたので、宗務課とそういう関係があったらよいがと思って、それで早速その調査に加わったのです。

河和田さんと前から付き合いがあったわけではなく、『歎異抄』の著者とされ、親鸞の弟子である唯円の直系の子孫だということは、真宗史研究会で聞いていました。河和田さんが大学へ連絡してくれたようなのです。その日は講義がなかったのに大学へ出て、伝言を受け取って、「あの河和田さんか」とすぐ喜んで行ったのです。

——— 既に御存じだったのですか。

【森 岡】 それで文部省に行ったのです。当時の宗務課長であった近藤春文（昭和 30～38 年在任）さんから参加を依頼されました。委員には宗教学者が選ばれていましたが、実態調査のためには社会学者も必要ではないかということで、家族研究の小山隆先生が依頼されたのでしょうか。社会調査というと小山先生は代表的な方で、60 歳に近かったし、宗教調査をしたわけでないのです。そこで寺院の現地調査を長年手がけていたまだ 30 代半ばの若い私が追加されたと思われまます。私は小山先生とは熟知の間柄でした。

九学会連合（日本社会学会、日本宗教学会など 9 学会の連合組織）が、昭和 27～28 年度に行った能登調査では池上さんが主査の宗教班に所属したことから、宗教学分野の方々も大体存じあげておりました。池上さんのお姉さんの御主人が有賀喜左衛門（1897～1979）さんですが、池上さんが相談したときに、有賀さんが同じ東京教育大学の私の名前を出したのではないのでしょうか。和歌森太郎（1915～1977）さんも私を推したとか言っておりました。とにかく、そんなことで能登調査に加わった縁で、池上さんとは親しかったし、何かの縁で岸本先生も存じあげていたのです。堀一郎（1910～1974）先生も九学会連合で知っておりましたし、戸田義雄（1918～2006）さんも私どういうわけか知っていました。それに非東大系の田島信之（1915～2012）さんなども大体知っておりましたので、気後れすることなく委員会に参加できました。

宗務課が呼びつけて依頼するというのは失礼ですが、私はまだ若かったし（委員会の主要メンバーは明治生まれ、大正生まれの中でも私が一番若かった）、それに情報収集の新たなルートを確保したいという思いから、依頼に応じたのです。宗務課にはそうした情報が集まっているのではないかと期待したのですが、昭和 35 年に入ってから、河和田さんに宗派別全国寺院数を尋ねたところ、こうした基本的な事項についても大した資料がなく、統計局へ行けば何とか分かるかもしれないというアドバイスを頂きました。情報に関する期待は下方修正を余儀なくされたのです。

——— そうだったのですか。

【森 岡】 宗教学では、昭和 23、4 年ぐらいから柳川啓一（1926～1990）さんと高木宏

夫（1921～2005）さんが岸本先生の指導で、研究をしておられました。東京駅のすぐ近くに、その当時有名な化粧品の会社があって、その社屋で柳川さんと高木さんが調査報告をするのを聞きに行ったことがあります。岸本先生はアメリカの影響もあって、宗教調査をやらなければいけないと考えられ、大学を出たばかりの柳川さんや高木さんといった若い人にやらせたのだと思います。しかし、宗教学には本格的な社会調査の経験がないものですから、手探りをされていたのだと思います。「宗教団体類型調査」に参加した調査協力者は、大体が宗教学者でした。

——— そうですね。委員の池上広正、仁戸田六三郎（1907～1981）、堀一郎、戸田義雄、田島信之、深川恒喜、増永靈鳳（1902～1981）の各先生が、ほとんどそうでしたね。委員会の様子はいかがでしたでしょうか。

【森 岡】 記憶に留まる委員会の印象は薄いです。日記の昭和 35 年 1 月 7 日の項には、「委員会では宗教団体特性分類が話題になって、岸本さんやいろいろの方が意見を出した。小生は拝聴するばかり」とありますが、具体的な調査項目や質問文が検討されたという記事はありません。そうこうしている間に、私は、ミシガン大学日本研究所から招かれ、昭和 35 年 9 月の始めに渡米し、翌 36 年 8 月末に帰国しました。不在中の「宗教団体類型調査」の進展については帰国後も全く何も聞かず、私自身この調査のことは忘れていました。

——— そうでしたか。

【森 岡】 日記を読み返す十分な時間がないので、いつのことか日時を突き止めていないのですが、かの調査は予定どおり実施され、結果表もできたから、それによって報告書を書いてほしい、という依頼が、突然宗務課から届いたのです。昭和 36 年度後半のことです。聞くと、第 1 部「宗教団体類型調査の目的と方法」は東京学芸大学の深川恒喜さんの担当で、第 2 部の「調査結果の分析」を書いてほしいという。深川さんはかつて宗務課の専門職員をしていた関係で、調査の尻ぬぐいをさせられたようです。第 1 部の内容は審議の過程でまとまっているはずだから、委員会の記録を見ればよい。しかし、調査結果の分析はそうはいかないのです。調査項目の選定や質問文の作成に参加せず、調査実施の段階に全く関わらず、しかも集計表のデザイン策定にも与らないで、調査結果の分析などできるわけはないのです。にもかかわらず、私は河和田さんの依頼に根負けしてかこの厄介な作業を引き受けたのです。そして、昭和 37 年 1 月 24 日に 142 枚の原稿を提出し、同年 3 月『宗教団体類型調査の解説』と題して公表されました。

——— 我々は、『宗教団体類型調査の解説』で、森岡先生の名前と他の先生方を拝見していて、これは戦後、先生が第一線の社会学者として教団の類型調査に完全に実働部隊として呼ばれて、それでなされたものと思っておりました。

【森 岡】 そうではないです。私は全然、調査の中身に関わっていないのに、結果表を渡されました。そんなことでは類型など析出できるはずはない。そのことが分かっている、引き受けました。

——— そうですね。この件に関しては、調査が昭和 34、35 年度実施ということにな

っていました。森岡先生の御著書を拝見して、先生は昭和 35 年 4 月の初めから博士論文に着手されていますが。

【森 岡】 そうなのです。8 月の終わりまで掛かりました。

——— それで、この時期とあの調査がどう関わっていたのかというのが大変不思議だったのですが、先生のお話を伺ってよく理解できました。

【森 岡】 協力者の先生方は、ほとんどが調査の経験のない人たちです。そういう人たちが合議しているのですから調査項目といったような具体的なことは出ませんし、小山先生も遠慮していたと思います。先生自身、宗教調査の経験があれば「これはこうした方がよい」と言えるけれども、経験がないのに言ったのでは、宗教学者がたくさんいるのに申し訳ないという気持ちがあったのではないか、と思います。

——— 岸本先生も研究の内容自体は宗教心理学が中心で、戦後の宗教社会学を先導したとは言われるのですが、実際にやられたことを見ると、それほど社会的なものでもないです。

【森 岡】 そうなのです。それまでの宗教学界の雰囲気であれば、調査などをやる人を余り尊敬しないと思うのです。若い者が何か妙なことをやっているぐらいのことでね。それを岸本先生がバックアップし激励されたということで、柳川さんなど若い人がやりやすくなったことは大きいと思います。

——— そうだったのですか。

【森 岡】 こういうことで「調査結果の分析」を書きました。これに「宗教団体の諸類型」というサブタイトルを付けたのですが、これは傲慢な題名です。まともな類型が出るはずはないのです。これは言わば宗務課の顔を立てたようなものでした。目次だけで内容を余り読まない人は、「ああ、類型がちゃんと出たのだ」というふうに捉えるでしょう。

ところがよく読む人にはおかしいことが分かるのです。宗教社会学者の小口偉一さんが、「類型になっていない」と厳しく批評されました。私はそのとおりだと思いました。

ただ、宗務課で神道を担当しておられた梅田義彦さんは、私の報告書を読んで、「よくできている」と褒めてくださいました。もちろん過分なお褒めですが、書けるはずがないのに何とか形をつけたという内幕を知っておられたからのことでしょう。内容を褒めてくれたのではないと思います。

宗教団体の類型を検出できるような質問を調査項目の中に予め仕込んでおかないで、かつ類型が把握できるような分析—結果表のデザインをすることなしに、類型論が書けるわけではないのです。できるはずはなく、事実できていないことを承知のうえで、私はできているかに装ったのです。それで宗務課の体面は守られましたが、小口さんの批評で化けの皮がはがれたとってよいでしょう。

後年、昭和 63 年 2 月、昭和 62 年度包括宗教法人等管理者研究協議会で、私が基調講演として「日本における教団組織の諸類型」を論じたのは、2 号法人（宗教法人法第 2 条第 2 号の「前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他こ

れらに類する団体」を指す)に限ってですが、小口さんの批評に応える試みでありました。
—— 『宗務時報』(「日本における教団組織の諸類型」, No. 78, 昭和 63 年)に載っております。なるほど、こういう流れなのですね。

(2) 『戦後における宗教調査の実情』

【森 岡】 その頃、もう一つの出会いがありました。昭和 35 年 2 月 6 日の日記に、「大学の研究室で文部省宗務課の井門富二夫氏と柳川啓一氏の来訪を受けた。」とあります。私にとって初対面の井門さんは、連れてきた柳川さんによれば、米国留学から帰国して宗務課の専門職員に採用された人で、正則高校教員の柳川氏と東大文学部の宗教学ではほぼ同期ということでした。

用件は宗務課で「戦後における宗教調査の実情」という報告書を作成するにつき、柳川氏は「宗教調査の現状」という題で書くが、その導入として「宗教調査の目的と方法」という文章を担当してくれないか、という依頼でした。私は少し前から柳川さんと協力して宗教社会研究会を立ち上げ、私の研究室を会場として月例研究会を開いていました。

そんな関係があったのと、難しい課題ではないので、私はすぐに引き受けました。そして柳川さんと連絡しあい、私の文章に対する氏の批判も受けながら、原稿を書き上げ、2 月の末に宗務課に提出しました。柳川さんは 80 余枚の原稿、私は 22 枚書いて税込み 6,000 円の謝金をもらったのです。20 枚の約束だったから 1 枚 300 円ということになります。

柳川さんは執筆のため私の手元の文献 20 余点を持っていき、3 月末になってそれを一括返却しかたがた来訪して、この 4 月から東京大学文学部助教授に就任し、宗教社会学を講ずることとなったと、伝えてくれました。そこで、宗教社会研究会の会場も東大に移すことを約束しました。これは宗務課への協力の裏面史の一駒です。

——— そうですか。我々にとって、この『戦後における宗教調査の実情』での森岡先生の解説が、宗教に関わる調査を考える時のまズスタートラインなのです。特に宗務行政に関わる調査の「サービスの目的」の調査という分類の仕方が大変言い得て妙だなと思っております。

【森 岡】 宗教調査についての私の議論は、社会調査がベースになっていました。社会調査の常識からすると、調査目的は二つしかないのです。科学的目的と実践的目的です。宗務課の調査はこのどれにも当たらない。科学的にやらなくてはいけないけれども、科学的目的ではない。しかし宗務課の調査は、実践的目的ではいけない。日本の宗教に関する客観的情報を得たい人々へのサービス目的でないといけないのではないかと。こうして 3 番目だけでもサービス目的を掲げておこう、と考えたのでした。それは今も強く印象に残っております。

——— これは私の関心になりますけれども、戦後を一貫して見てきまして、御存じのように、昭和 30 年代から日本人の宗教・宗教団体に関する調査というのが増えていきまして、ある段階から、先生も書かれておりますように新宗教に関する調査というのも取る

に足りないものではなくて、重要な研究の一部として始まりました。

ただ、そういう流れや蓄積を考えると、なかなか宗教団体を横並びにしてといますか、新宗教もキリスト教も仏教寺院も、それから神社も、法人というレベルになりますけれども、一律に網羅するような、概観するような調査というのは、やはり研究者ではできないのです。規模も大きくなりますし、なかなか対応してもらえないということもありますし、そういう意味でも宗務課がやっている横断的な調査というのはいろいろな意味で、日本における宗教団体の調査の基礎的な資料として有効なのだと強く感じるのです。

【森 岡】 それはおっしゃるとおりです。もう一つ、私はいろいろな系統の宗教を研究していますが、神道なら神道、仏教なら仏教、キリスト教ならキリスト教となります。その点で、宗務課の視野は宗教の系統にこだわらない^{ひろ}拡がりを持っているということでしょう。

研究者は学術的に見て、面白いところだけやるのです。ところが、宗務課はそういうことを言わないで、時代の実践的関心に配慮しつつ、どこもやるわけなのです。大きいところも小さいところも全部です。だから、「サービスの目的」ということになります。

それは、やはり宗務課が宗務行政の一環として調査をやることの意味だと思います。研究者がやっていないところをやっている。科学的方法で、時代の実践的関心を汲み取りながら。

記入済みの調査票を大抵はそのまま保存することはできないと思います。けれども、集計の最後のものとか何か、これがあればその調査が分かるという、そういうものを残しておく必要がありますよ。

——— 昭和 50 年代以降には、調査がなかなかしにくくなっているようです。津地鎮祭訴訟とかもありましたし、政教分離というようなことと、あと予算のこともあったのだと思うのですが、だんだんと調査研究ができなくなりました。今は毎年「宗教統計調査」のほか、「宗教法人が行う事業に関する調査」と「宗教法人の組織・運営等に関する調査」という名前で、宗教法人法に^{のつ}則った具体的な管理運営に関する項目だけを、これは本当に大規模な調査をやるのですが、それぞれ 20 年に 1 度といったような感覚での調査です。それ以外のテーマに沿った調査は難しいようです。

行うのだったら「海外の宗教事情に関する調査」とか、何か全然違う類いのものです。我々のように現在の宗教団体の実情を知ろうという者にとっては非常に残念ですね。特にオウム真理教の事件以降は、それに関わるのでしょうか、かなり制約されているような気がいたします。

【森 岡】 そうですね。社会調査全般、非常にやりにくくなりましたね。私たちが戦後始めた頃は、田舎に行くとむしろ歓迎されるようなところがありました。

(3) 今後の宗務行政調査に向けて

——— 関わりを持った調査について、感想や思い出はありますか。

【森 岡】 宗務課との関わりは、昭和 34 年に始まって平成 12 年に至る 41 年間 (1959

～2000年)の長きにわたります。35歳から76歳までという私の人生の最も充実した時期に関わらせていただきました。関わった調査のうち、「宗教法人の行う事業調査」が最も長かったのです。その間、特に専門職員の方々にはお世話になりました。なかでも上越教育大学長をされた松野純孝(1919～)さん、國學院大學長をなさった阿部美哉(1937～2003)さんの印象が濃厚です。郵送調査の外に、訪問面接調査があり、そのことで石川県下や岡山県下など、現地に出張して当事者に面接できたことは、私の研究にとっても有益でした。

————— 宗務行政の行う調査に対する評価や位置付けがあればお聞かせ下さい。

【森 岡】 宗務行政は、所轄する宗教法人の運営に宗教法人法に照らして問題が発生したとき、当該法人に関わっていくものと理解しています。

その関わり方が適切有効であるためには、問題がないと考えられている平常時の宗教法人の運営に関する深い理解が必要です。そうした理解を達成するために、平常実態の調査が不可欠です。ただ、どのようなテーマを選んで調査をするか、その時代にふさわしい課題の設定が極めて重要であって、宗務課ではその設定のために苦勞してこられたと理解しています。

また宗務行政の行う調査は、先ほど言いましたが、研究者が行う調査では取り上げられない宗教団体をも含めて、全国的な状況なり動向を把握する点で、不可欠の存在意義を持っています。

————— 宗務行政の行う調査に対する提言や今後に行うべき調査はございますか。

【森 岡】 第一に、「宗教に関する統計の収集」として、総務省統計局、厚生労働省統計情報部、国立社会保障・人口問題研究所、文部科学省の統計数理研究所(現在は大学共同利用機関法人情報・システム研究機構を構成する機関の一つ)などの全国調査に含まれた宗教関連項目の収集です。

第二に、「時系列的統計の作成」として、『宗教年鑑』掲載の統計の項目を選んで、時系列的にまとめることです。

————— 「宗教に関する統計調査の収集」については、統計数理研究所は長く「日本人の国民性調査」をしています。その中に宗教に関する項目が幾つかあります。この調査の質問数は少ないのです。私も時々世論調査という形でやるのですが、先生御存じのように、世論調査は費用が掛かるのです。科学研究費補助金で申請しても、最近はなかなか採択されないのです。ですから、私は行政で、特に宗務課が10年ごとで構わないと思うので、宗教に関する基礎的な項目を世論調査でして積み上げていってくると、それこそなかなか研究者ができない基礎的なデータが積み重なってきてよいのではないかなと思っているのです。

【森 岡】 そうですね。そういうことが大変難しい状況の中で、例えば宗務課が行う宗教統計調査の数値を公表した『宗教年鑑』だけではなくて、それを見れば宗教の統計的調査の結果がそこに全部収録されている宗教統計集があればと思います。

例えば「日本人の国民性調査」など、そういうデータを集めてみたらどうでしょうか。

あちこち見なくても、「宗教に関することは、この 1 冊を見ればよい」というようなものが必要ではないかと思います。宗教に関わる、あるいは宗教に直接関わらなくても、宗教の動向を理解するには必要な背景資料も大事だと思います。

————— 本当にそう思いますね。

【森 岡】 繰り返しになりますが、『宗教年鑑』の統計は毎年、単年度なのです。それを時系列的に組み替えられないか。それは例えば教団別にすると具合が悪い。会員や信徒が減ったとかが明白になるからです。もっと違う、例えば府県別とか、それから宗教の系統別でもよいと思いますけれども、教団別を避ければよいと思います。何かそういうことで、今まで単年度で出したものを時系列的に並べてみるということは、大変有益ではないかなと思います。

また研究者の行う調査と連携して、その成果を『宗務時報』に掲載していくことです。

————— そうですね。

【森 岡】 今後、宗務行政が行うべき調査として、「大災害地域と宗教団体」、「人口移動と宗教団体（特に過疎化と宗教団体）」、「不活動宗教法人の問題」、「少子高齢化と宗教団体」があります。

————— 非常に重要な問題ですね。

【森 岡】 「大災害地域と宗教団体」については、それは地震とか津波だけではなくて洪水もあります。大災害のときに宗教団体がどうなるか、どのように復興していけるか、またどのように地域の復興に貢献するかという問題です。「人口移動と宗教団体」ですが、これは相当、統計ができていますよね。それから「少子高齢化と宗教団体」も、宗教団体の協力を得ながら統計を調べて調査するという事です。「不活動宗教法人の問題」は、過疎化と相当関わるところがあるのではないのでしょうか。

これらは現地調査を必要としますし、全国というわけにはいきません。ですから、都道府県を選んで順番に調査を行っていくということになるかと思います。今日、都道府県の統計がたくさん出ていますから、まず都道府県が出している統計結果を見ることでしょう。そして代表的な地域あるいは例外的な地域を選んで、分析を深めていくということも、試みる価値があると思いますね。

————— 本日は、大変貴重なお話を伺うことができ、個人的にも大変うれしいです。森岡先生には、昭和 30 年代から宗務行政の調査に関われ、その後もいろいろな調査をされ、報告書や論文から我々は勉強させていただいています。

森岡先生から調査について重要な御提言を頂いたので、宗務課でできることは、今後何とか実現していただきたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

森岡 清美 (もりおか きよみ)

専門

家族社会学, 宗教社会学

略歴

大正 12 年三重県生まれ。昭和 23 年東京文科大学哲学科卒業。昭和 25 年東京文科大学研究科第 1 期特別研究生修了。昭和 25 年東京教育大学東京文科大学助手。昭和 27 年同講師。昭和 29 年東京教育大学助教授。昭和 49 年同教授。昭和 52 年同文学部長。昭和 53 年成城大学教授。昭和 59～平成元年同民俗学研究所長。昭和 60 年同文芸学部長。第 15～16 期日本学術会議会員 (平成 3～9 年)。平成 6 年淑徳大学教授。平成 14 年同退任。元日本社会学会会長 (昭和 63～平成 3 年)

昭和 36 年文学博士 (東京教育大学)

現在

東京教育大学名誉教授, 成城大学名誉教授, 大乘淑徳学園学術顧問

受賞

昭和 38 年日本宗教学会姉崎記念賞, 昭和 49 年尾高記念社会学賞, 平成 2 年紫綬褒章, 平成 7 年勲三等瑞宝章

主な著作

『真宗教団と「家」制度』(創文社, 昭和 37 年 [増補版, 昭和 53 年])

『家族社会学』(編著, 有斐閣, 昭和 42 年)

『現代社会学の基本問題』(共編著, 有斐閣, 昭和 43 年)

『日本の近代社会とキリスト教』(評論社, 昭和 45 年)

『家族周期論』(培風館, 昭和 48 年)

『現代社会の民衆と宗教』(評論社, 昭和 50 年)

『真宗教団における家の構造』(御茶の水書房, 昭和 53 年)

『変動期の人間と宗教』(編者, 未来社, 昭和 53 年)

『家の変貌と先祖の祭』(日本基督教団出版局, 昭和 59 年)

『近現代における「家」の変質と宗教』(編著, 新地書房, 昭和 61 年)

『近代の集落神社と国家統制—明治末期の神社整理—』(吉川弘文館, 昭和 62 年)

『新宗教運動の展開過程—教団ライフサイクル論の視点から—』(創文社, 平成元年)

『決死の世代と遺書』(新地書房, 平成 3 年 [補訂版, 吉川弘文館, 平成 5 年])

『現代家族変動論』(ミネルヴァ書房, 平成 5 年)

『若き特攻隊員と太平洋戦争—その手記と群像—』(吉川弘文館, 平成 7 年)

『華族社会の「家」戦略』(吉川弘文館, 平成 14 年)

『明治キリスト教会形成の社会史』(東京大学出版会, 平成 17 年)

『発展する家族社会学—継承・摂取・創造—』(有斐閣, 平成 17 年)

『ある社会学者の自己形成—幾たびか嵐を越えて—』(ミネルヴァ書房, 平成 24 年)

『「無縁社会」に高齢期を生きる』(佼成出版社, 平成 24 年), ほか多数

宗務行政調査への主な参加

『戦後における宗教調査の実情』（昭和 35 年）の第 1 部「宗教調査の目的と方法」執筆

『宗教団体類型調査の解説』（昭和 37 年）の第 2 部「調査結果の分析—宗教団体の諸類型—」執筆

「宗教法人の行なう事業調査」（昭和 40～43 年度）調査協力者

（『宗教法人の行なう事業調査総合報告書』昭和 45 年）

「宗教法人等の行う事業調査（昭和 47～50 年度）調査協力者

（『宗教法人等の行う事業調査・宗教法人の法人活動実態調査報告書』昭和 52 年）

「宗教法人の組織・事業等に関する調査」（昭和 54～56 年度）調査協力者

（『宗教法人の組織・事業等に関する調査報告書』昭和 57 年）

「宗教法人の行う事業調査」（昭和 63～平成元年度）調査協力者

（『宗教法人の行う事業調査報告書』平成 4 年）

「宗教法人の組織・運営等に関する調査」（平成 8～11 年度）調査協力者

（『宗教法人の組織・運営等に関する調査』平成 12 年）

『宗務時報』寄稿

論説「日本における宗教社会学の発達」（No. 17, 昭和 42 年）

報告「包括宗教法人の行なう事業」（No. 29, 昭和 47 年）

論説「宗教運動の展開過程」（No. 50, 昭和 55 年）

調査報告「宗教社会学の立場からみた宗教法人の組織と運営」（No. 54, 昭和 56 年）

論説「宗教法人の社会的役割と責任」（No. 55, 昭和 56 年）

論説「いわゆる宗教回帰現象について」（No. 69, 昭和 60 年）

講演「日本における教団組織の諸類型」（No. 78, 昭和 63 年）

情報公開法に基づく不開示決定（存否応答拒否）に係る 異議申立てに対する決定（平成25年5月16日）

決定書

異議申立人 X

上記異議申立人から平成24年7月30日付け（平成24年8月1日受付）をもって提起された、平成24年7月10日付け24庁文第105号により文化庁長官（以下「処分庁」という。）が行った行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく不開示決定処分（以下「原処分」という。）に係る異議申立てについては、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申立ては、これを棄却する。

異議申立ての要旨

1 異議申立ての趣旨等

異議申立人は、法第3条の規定に基づき平成21年7月23日付けで提出された行政文書開示請求書において、以下に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）について開示請求を行った。

A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S
T 各団体の財産目録、収支計算書、貸借対照表および当該書類より作成された各団体の収入や保有資産額の状況がわかる資料（最新年度のもの）

これに対し、処分庁は、法第8条に該当することを理由として原処分を行ったが、異議申立人は、原処分を取り消すことを求めるとして、本件異議申立てに及んだものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立書

ア 処分庁による平成21年8月20日付け21諸庁文第6218号で行った不開示決定を不服として異議申立人が行った異議申立てに係る、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）答申（平成24年度（行情）答申第37号）により、「違法なものであり、取り消すべきものである」とされたにもかかわらず、処分庁は、一連の議論とその結論に対して、新たな不開示の理由を示すことなく、全く同じ理由によって当初の文書によって不開示決定を行っている。

この決定は、行政機関の情報公開の義務を国民に担保した法の精神を踏みにじるものであり、加えて、審査会の存在を無視し、審査会の権威を失墜させる行為である。

イ 不開示決定の通知書から読み取れる処分庁の判断は、開示請求した文書は、その存在すら明らかにすることが問題となる、いわゆるグローマー拒否の論理を根拠にしている。この文書がグローマー拒否の対象になるものかどうかについて、本案件に対する審査会の答申は明確に違法であることを述べている。それでもあえてグローマー拒否を行うのであれば、その根拠を示す必要があるが、それに該当する説明は一切行われていない。

ウ 平成24年1月30日付け毎日新聞が宗教法人の名簿等の提出率が低いことを報じているように、行政による宗教活動の把握は国民的な関心事であり、かつ既に国民にはその実態が知られるところになっている。罰則すら設けて各種の書類提出を促す平成8年施行の改正宗教法人法を忠実に執行すべき処分庁が、文書の存在、つまり提出状況すら不開示とする決定を下す判断には、重大な矛盾が存在する。

文書の存在の情報は、改正宗教法人法が目的とする最低限の国民監視に不可欠の重要な情報である。

エ 不開示決定の是非については、既に平成21年の異議申立て及び、その後の意見書の中で十分に意見を述べているが、この点についても処分庁は何も反論を行っていない。

(2) 意見書

まず、異議申立人は善良なる納税者として審査会の審査姿勢と日本国における情報公開の在り方に絶望を感じていることを表明しておく。これまでの経緯と今後の展開

については、異議申立人なりに世に問う準備をしていることを事前にお知らせしておく。

本件については、数度にわたり審査会に意見書を提出している。異議申立人の主張はいささかもぶれていないので、是非ともそちらを使って欲しい。

なぜ、前回諮問の資料を使うようここに意見を述べることには説明が必要であるかと思う。

前回諮問（平成21年（行情）諮問第528号）は平成21年11月26日に行われている。答申はそれから2年半後の平成24年5月21日（平成24年度（行情）第37号）に出ている。その間、何度の審議が行われたのか知る由もないが、2度の意見書提出などを経て、出てきた答申は、大意、文書の特定をしないままの不開示決定は違法であるというものであった。

よく考えていただきたい。処分庁が文書の特定をしていないというのは、形式である。これは経緯を調べれば1週間で出せる結論ではないか。その結論のために2年半の時間をかけ、肝心の情報不開示決定の当否、当該情報の取り扱い方については、答申では何らの結論も示唆もなされていない。形式の不備を指摘するのに2年半をかけていたことになる。当該答申は、納税者の期待を裏切り、国民全体で守り育てていくべき情報公開制度に対して不信を抱かせるのに十分であると言わざるを得ない。

まずは、国民の負託に応えるだけの答申を出していただきたい。これが意見の第1である。異議申立人は前回諮問（平成21年（行情）諮問第528号）がまだ続いているという前提で、今後、審査会への諮問、質問、要求をしていく。

第2は、前回答申を受けた上で行った異議申立人の情報公開請求に対する処分庁の判断について、審査会の意見を求める。

前回の答申では、個人的には不服ながらも一部に違法の指摘がなされている。この答申を元に異議申立人は処分庁に対して情報公開請求を行った。結論は違法の指摘があった部分が修正されることなく前回どおりである。違法との指摘には何も回答していない。

審議をなさる有識者は、この状況を正しく認識すべきである。国に対して不服を申し立て、一部不服が認められたにもかかわらず、同じ国の組織がその決定を無視している。一人の納税者はこの先、何も太刀打ちする方法がない。審査会はお飾りであり、有識者は無能であり、情報公開を定めた法令は抜け穴だらけのザル法なのか。もしそうなのであれば、公式な文書で納税者に対して認めていただかなければならない。日本における情報公開の制度は単なるお飾りであり、税金の無駄遣いなのだ。もし違うのであれば、それはきちんとした答申を出す形で、ご回答いただきたい。

第3は、処分庁は、前回答申をいわゆる「グローマー拒否」の論理で押し切っているものであると判断できる。果たして、宗教団体の各種書類が、国民の生命財産を守る軍事機密と同じレベルの重要情報なのか、明確な判断を下していただきたい。グロ

一 マー拒否（らしき決定）の正当性について諮問庁は今回諮問の理由説明書で15年以上前の国会答弁や各種判決を根拠として列挙しているが、その後、世の中を様々に騒がせた一部宗教組織の反社会性、違法性、国民の生命財産に対する脅威が明らかになっている。国民が自らの生命財産を守るためにもこうした組織の監視は必要であると、社会的要請は変化をして当たり前であると考えている。これもまた日本国憲法が様々に定めた生存権、財産権であり、公共の福祉に関わる問題であり、それは信教の自由に優先する事項と判断すべきではないかと考える。

以上3点について、異議申立人として意見を申し立てる。重ねて公開の正当性に対する異議申立人の意見は前回諮問時（平成21年（行情）諮問第528号）のものをそのままお使いいただくことを前提として、この意見書と共に添付したことにする。審査会は異議申立人の意見についての判断・回答を前回、一切行っていない。

決 定 の 理 由

- 1 異議申立人Xの本件異議申立ては、法第3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求について、処分庁が行った法第9条第2項の規定に基づく不開示決定について提起されたものである。

本件異議申立てについて、法第18条の規定に基づき情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、平成25年3月18日付けで答申（平成24年度（行情）答申第509号）が示されたので、当該答申を踏まえて、再度処分庁として、以下のとおり検討を行った。

- 2 まず、宗教法人法第25条第2項に定める宗教法人の事務所備付け書類の一部（この中に本件対象文書が含まれる。）については、同条第4項により所轄庁への提出義務が定められているが、同項の趣旨は、宗教法人がその目的に沿って活動していることを所轄庁が継続的に把握し、宗教法人法を適正に運用することにある。そして、宗教法人は、所轄庁がこれらの書類にかかる行政目的の遂行のためにのみ取り扱うことを信頼して、同項に基づく書類提出に依っている。

所轄庁に提出された上記の書類の取扱いについては、同条第5項が、「宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない」と規定している。また、同条第3項では、事務所備付け書類の閲覧請求権者について、信者その他の利害関係人であって事務所備付け書類を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者に限定している。さらに、不開示情報について定める法第5条における「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（同条第2号イ）中の「権利」には、憲法が保障する権利である信教の自由が保護対象として含まれている。これらの規定を踏まえると、宗教法人の事務所備

付け書類は、信教の自由を妨げることをないように慎重な取扱いをしなければならない。

文化庁は、これらの規定の趣旨を踏まえて、宗教法人法第25条第4項に基づく事務所備付け書類提出制度の運用に際しては、宗教法人のプライバシーを守り、宗教法人の信頼を失わないように、公務員としての守秘義務を守って、提出された書類を慎重に取り扱っており、登記事項等の公知の事項を除き、不開示としている。

また、提出される書類が宗教法人ごとに異なっており、文書の存否から宗教法人の年間の収入規模や事務処理能力を推測できる可能性もあり、上記のような宗教法人法第25条第4項の趣旨・目的等にもかかわらず、文書の全部又は一部を開示することはもちろん、各法人につき文書の存否を明らかにして不開示決定をするだけであっても、宗教法人の信頼を失うことにつながり、以後、宗教法人から所轄庁への書類の提出が行われなくなり、その結果、同項の行政目的の遂行・達成に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該書類は、法第5条第6号柱書きの不開示情報に該当するとともに、法第8条に基づき、存否を明らかにしないで開示請求を拒否することが相当な情報である。

それだけでなく、仮に、どの法人が不活動になっているかを推測させる情報を開示したとすると、第三者が不正に不活動宗教法人の法人格を取得し、脱税などの行為に悪用するなど様々な問題を生じさせる契機を与えることにもなりかねず、また、このような事態が重なると、宗教法人制度に対する国民の信頼を損ねることにもなりかねない。当然のことながら、不活動状態にある宗教法人からは書類が提出されないため、文書が存在であることを回答するだけであっても、どの法人が不活動になっているかを推測させる情報を開示する結果となる。

このような観点からも、宗教法人法第25条第4項に基づいて所轄庁に提出された書類は、法第5条第6号柱書きの不開示情報に該当するとともに、法第8条に基づき、存否を明らかにしないで開示請求を拒否することが相当な情報である。

なお、存否応答拒否が必要な類型の文書については、常に存否応答拒否をすべきであって、不活動宗教法人でない場合には存否を明らかにし、不活動宗教法人である可能性がある場合には存否応答拒否をしたのでは意味がない。そのため、仮に、本件対象文書に係る20法人が不活動宗教法人でなかったとしても、存否を明らかにするのは適切でない。

したがって、本件対象文書は、宗教法人事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書きの不開示情報に該当し、しかも、存否を明らかにするだけで宗教法人事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法第8条に基づき、存否を明らかにしないで開示請求を拒否することが相当である。

なお、宗教法人の事務所備付け書類については、上記のとおり、慎重に取り扱う必要があり、それにもかかわらず、一般に公にされていない書類について、これを公にすると、憲法の保障する信教の自由に基づく当該宗教法人及びその関係者の権利を害するおそれがある。具体的には、例えば、宗教法人から提出される書類のうち非公知の事実

係るものが一般に知られることにより、当該宗教法人の管理運営にかかわりを有しない第三者により、当該宗教法人の宗教活動の態様に対する誹謗中傷など自由な宗教活動を妨害するための材料や宗教法人の自律的な運営に干渉するための材料などとして使われるおそれがある。

そのため、所轄庁では、提出された書類について、公務員の守秘義務も考慮し、上記のように、登記事項等の公知の事項を除き、不開示情報として取り扱っており、各都道府県においても統一的な取扱いがなされるよう、文化庁次長通知をもって、提出書類の取扱いに係る考え方を各都道府県に周知している。

本件対象文書についても、単に宗教法人の財務状況を明らかにするだけでなく、宗教法人の宗教活動の状況を財務面から客観的に明らかにするものであることから、仮に開示請求のあった行政文書が存在するとしても、法第5条第2号イの保護対象である信教の自由に関わる情報として、不開示とするのが適当である。

以上のとおり、本件対象文書は、その存否を答えることにより、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（法第5条第6号柱書き）を明らかにするものであるため、法第8条により存否を明らかにすることができない文書であり、また、仮に当該文書が存在するとしても、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（法第5条第2号イ）であることから、不開示となる文書である。

よって本件異議申立ては主文のとおり決定する。

平成25年5月16日

文化庁長官 近藤 誠一

宗 務 報 告

1 宗教法人数・認証等件数の推移

(1) 過去5年宗教法人数の推移（平成20～24年）

年区分	神道系	仏教系	キリスト教系	諸 教	合 計
20	85,368	77,738	4,457	15,038	182,601
21	85,323	77,700	4,509	14,989	182,521
22	85,278	77,645	4,536	14,937	182,396
23	85,218	77,588	4,575	14,872	182,253
24	85,217	77,568	4,628	14,787	182,200

(注) 毎年12月31日現在の数である。

(2) 過去5年宗教法人認証事務処理件数（平成21～25年）

年区分	所 轄 庁	設 立	規則変更	合 併	任意解散	合 計	解散命令
21	文部科学大臣	2	58	1	0	61	0
	都道府県知事	99	986	90	67	1,242	22
22	文部科学大臣	3	35	3	0	41	0
	都道府県知事	95	864	100	76	1,135	31
23	文部科学大臣	2	42	3	0	47	0
	都道府県知事	91	812	101	83	1,087	4
24	文部科学大臣	2	42	1	0	45	0
	都道府県知事	84	959	148	60	1,251	2
25	文部科学大臣	3	56	1	1	61	0
	都道府県知事	72	843	178	82	1,175	9

(注) 集計期間は、毎年1月1日～12月31日である。

2 宗教法人審議会

(1) 宗教法人審議会委員の異動

- ① 第30期宗教法人審議会の任期満了に伴い、任期中の委員を除き、第31期宗教法人審議会委員については、平成25年4月1日付けで、下記の委員が文部科学大臣により任命された（任期は平成27年3月31日まで）。平成25年7月17日開催の第166回宗教法人審議会において、新井誠委員が会長に選出された。

第30期宗教法人審議会委員名簿（五十音順）

- 新井 誠 (中央大学法学部教授)
- 飯野 正子 (津田塾大学理事長)
- 石井 研士 (國學院大學神道文化学部長)
- 石倉 寿一 (大慧會教団次代会長)
- 打田 文博 (小國神社宮司)
- 小串 和夫 (熱田神宮宮司)
- 巫部 祐彦 (神理教管長)
- 北澤 安紀 (慶應義塾大学法学部教授)
- 櫻井 罔郎 (東京基督教大学神学部教授)
- 佐藤 典子 (弁護士)
- 末廣 久美 (全日本仏教婦人連盟理事長)
- 杉本 玲子 (町田クリスチャンセンター教育主事)
- 関崎 幸孝 (公益財団法人全日本仏教会事務総長)
- 銭谷 眞美 (東京国立博物館館長)
- 原田 一明 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究科法曹実務専攻教授)
- 保積 秀信 (大和教団教主)
- 村鳥 邦夫 (御嶽教管長)
- 矢吹 公敏 (弁護士，一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授)
- 山岸 敬子 (明治大学法科大学院教授)
- 渡辺 雅子 (明治学院大学社会学部教授)

(注) ○印は平成25年4月1日任命委員（15名）うち下線は新任委員（3名）

- ② 打田文博委員，小串和夫委員の任期満了に伴い，平成25年10月1日付けで，下記の委員が文部科学大臣により任命された（任期は平成27年9月30日まで）。

打 田 文 博 （小國神社宮司）

神 日出男 （八幡朝見神社宮司）

（2）宗教法人審議会の開催状況

第166回宗教法人審議会

○日 時 平成25年7月17日(水) 11時00分～

○場 所 文化庁特別会議室（旧文部省庁舎5階）

○議 題 （1）会長の選出について
（2）最近の宗務行政について

第167回宗教法人審議会

○日 時 平成25年10月30日(水) 14時30分～

○場 所 東海大学校友会館（朝日の間）

○議 題 （1）「浄寶寺」の規則変更認証決定に係る審査請求について（諮問）
（2）その他

第168回宗教法人審議会

○日 時 平成25年12月6日(金) 14時00分～

○場 所 文部科学省東館3F1特別会議室（文部科学省3階）

○議 題 （1）「浄寶寺」の規則変更認証決定に係る審査請求について（答申）
（2）その他

3 宗教法人向け研修会等の実施状況（平成25年度）

（1）宗教法人実務研修会 [文化庁・各県共催]

北海道・東北地区

（開催県 福島県）

○期 日：平成25年9月2日(月)・3日(火)

○場 所：コラッセふくしま（福島県福島市）

○内容等

- ・ 講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・ 講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・ 講義「税務の基礎知識」 郡山税務署
- ・ 講義「登録免許税の非課税証明について」 福島県総務部私学・法人課
- ・ 会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 治田会計事務所
- ・ 講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 治田会計事務所

関東甲信越静地区

（開催県 埼玉県）

○期 日：平成25年9月17日(火)・18日(水)

○場 所：埼玉県県民健康センター（埼玉県さいたま市）

○内容等

- ・ 講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・ 講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・ 講義「税務の基礎知識」 浦和税務署法人課税第二部門
- ・ 講義「登録免許税の非課税証明」 埼玉県総務部学事課
- ・ 会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 治田会計事務所
- ・ 講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 治田会計事務所

（開催県 千葉県）

○期 日：平成25年11月6日(水)・7日(木)

○場 所：千葉県教育会館（千葉県千葉市）

○内容等

- ・ 講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・ 講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・ 講義「税務の基礎知識」 千葉東税務署法人課税第二部門

- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 千葉県総務部学事課
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 治田会計事務所
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 治田会計事務所

近畿・中部地区

(開催県 富山県)

○期 日：平成25年9月30日(月)・10月1日(火)

○場 所：富山国際会議場(富山県富山市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 富山税務署
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 富山県経営管理部文書学術課
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 山尾佳史税理士事務所
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 治田会計事務所

(開催県 和歌山県)

○期 日：平成25年11月19日(火)・20日(水)

○場 所：ダイワロイネットホテル和歌山(和歌山県和歌山市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 堺税務署
- ・講義「「名寄帳」の取扱いについて、登録免許税の非課税証明等」 和歌山県総務部総務管理局総務学事課
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 税理士法人ゆびすい
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 治田会計事務所

中国・四国地区

(開催県 山口県)

○期 日：平成25年10月24日(木)・25日(金)

○場 所：翠山荘(山口県山口市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 広島東税務署
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 山口県総務部学事文書課
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 山田総合会計事務所
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 治田会計事務所

(開催県 愛媛県)

○期 日：平成25年10月10日(木)・11日(金)

○場 所：メルパルク松山(愛媛県松山市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 松山税務署法人課税第三部門
- ・講義「登録免許税の非課税証明」 愛媛県総務部管理局私学文書課
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 西岡裕人税理士事務所
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 治田会計事務所

九州地区

(開催県 佐賀県)

○期 日：平成25年10月31日(木)・11月1日(金)

○場 所：グランデはがくれ(佐賀県佐賀市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 福岡国税局課税第二部法人課税課
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 佐賀県経営支援本部法務課
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 白川公認会計士事務所
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 治田会計事務所

(開催県 宮崎県)

○期 日：平成25年11月12日(火)・13日(水)

○場 所：ひまわり荘(宮崎県宮崎市)

○内容等

- ・ 講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・ 講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・ 講義「税務の基礎知識」 宮崎税務署法人課税第五部門
- ・ 講義「登録免許税の非課税証明」 宮崎県総合政策部文化文教・国際課
- ・ 会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 稲倉会計事務所
- ・ 講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 治田会計事務所

(2) 不活動宗教法人対策会議（包括宗教法人対象） [文化庁主催]

○期 日：平成26年1月27日(月)

○場 所：メルパルク京都（京都府京都市）

○内容等

- ・ 講義「不活動宗教法人の現状等について」 文化庁文化部宗務課
- ・ 講義「宗教法人における不活動宗教法人対策について」 神社本庁総務部
- ・ 講義「不活動宗教法人対策の方策について」 長谷川法律事務所

○期 日：平成26年2月14日(金)

○場 所：都道府県会館（東京都千代田区）

○内容等

- ・ 講義「不活動宗教法人の現状等について」 文化庁文化部宗務課
- ・ 講義「宗教法人における不活動宗教法人対策について」 浄土宗総務局
- ・ 講義「不活動宗教法人対策の方策について」 富永浩明法律事務所

4 都道府県職員向け研修会等の実施状況（平成25年度）

（1）都道府県宗教法人事務担当者研修会（法令等研修会） [文化庁主催]

○期 日：平成25年4月22日(月)

○場 所：都道府県会館（東京都千代田区）

○内容等

- ・講義「現代日本の宗教概要」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教行政について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗務行政上の留意点」 文化庁文化部宗務課

（2）都道府県宗教法人事務担当者研修会（認証事務・不活動宗教法人対策）

[文化庁・各都県共催]

北海道・東北地区

（開催県 福島県）

○期 日：平成25年8月8日(木)・9日(金)

○場 所：杉妻会館（福島県福島市）

○内容等

- ・講演「東日本大震災と東北大学による臨床宗教師養成」
東北大学大学院文学研究科実践宗教学寄附講座准教授 高橋 原
- ・講義「不活動宗教法人対策等について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「天理教における不活動法人整理の取組について」 天理教教務部宗教法人課
- ・事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

関東甲信越静地区

（開催県 群馬県）

○期 日：平成25年8月29日(木)・30日(金)

○場 所：群馬県庁（群馬県前橋市）

○内容等

- ・講演「現代と仏教一教団内調査から見えてくる曹洞宗の現状一」
曹洞宗総合研究センター研究員 平子 泰弘
- ・講義「不活動宗教法人対策等について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人における不活動宗教法人対策等について」 日蓮宗寺院僧籍課
- ・事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

近畿・中部地区

（開催県 福井県）

○期 日：平成25年7月25日(木)・26日(金)

○場 所：A O S S A内 福井市地域交流プラザ(福井県福井市)

○内容等

- ・講演「現代における神社神道の実情と課題」

皇學館大学文学部神道学科教授 河野 訓

- ・講義「不活動宗教法人対策等について」

文化庁文化部宗務課

- ・講義「宗教法人における不活動宗教法人対策等について」

浄土真宗本願寺派寺院活動支援課

- ・事例研究協議(認証事務関係・不活動宗教法人対策関係)

中国・四国地区

(開催県 鳥取県)

○期 日：平成25年6月20日(木)・21日(金)

○場 所：対翠閣(鳥取県鳥取市)

○内容等

- ・講演「中国・四国地方のモスクと地域社会」

早稲田大学イスラーム地域研究機構研究助手 岡井 宏文

- ・講義「不活動宗教法人対策等について」

文化庁文化部宗務課

- ・講義「宗教法人における不活動宗教法人対策等について」

神社本庁総務部

- ・事例研究協議(認証事務関係・不活動宗教法人対策関係)

九州地区

(開催県 熊本県)

○期 日：平成25年7月4日(木)・5日(金)

○場 所：ホテル熊本テルサ(熊本県熊本市)

○内容等

- ・講演「増加する外国籍住民の宗教的拠点」

大阪国際大学ビジネス学部教授 三木 英

- ・講義「不活動宗教法人対策等について」

文化庁文化部宗務課

- ・講義「宗教法人における不活動宗教法人対策について」

神社本庁総務部

- ・事例研究協議(認証事務関係・不活動宗教法人対策関係)

5 東日本大震災により被災した宗教法人の建物等の復旧のための指定寄附金制度の期間の延長等について

本制度については、所轄庁の確認の期限が、当初、平成25年12月31日まで（注1）とされていたところ、平成25年12月27日付け財務省告示第401号により、平成29年3月31日まで（注2）に延長された。

（注1）ただし、法令等に基づく建築行為等の制限がある場合には、所轄庁は、平成26年1月1日から平成27年12月31日までのいずれかの日を確認を受ける期限として定めることができるとされていた。

（注2）ただし、法令等に基づく建築行為等の制限がある場合には、所轄庁は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までのいずれかの日を確認を受ける期限として定めることができるとされている。

参考資料

- | | |
|---|----------|
| （1）平成23年3月15日付け財務省告示第84号 | →106 ページ |
| （2）指定寄附金制度に係る申請の手引（宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集する場合） | →108 ページ |
| （3）申請様式（宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集する場合） | →118 ページ |
| （4）指定寄附金制度の概要 | →134 ページ |
| （5）東日本大震災に係る指定寄附金の確認書の交付を受けた宗教法人の一覧（平成26年1月31日現在） | →135 ページ |

（1）平成23年3月15日付け財務省告示第84号

最終改正 平成二十五年十二月二十七日財務省告示第四百一号
※傍線部が改正箇所

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を次のように指定し、平成二十三年三月十一日以後に支出された寄附金について適用する。

なお、東日本大震災（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第二条第一項（定義）に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）による災害の復旧のために平成二十三年六月十日から平成三十四年三月三十一日までの間に支出された寄附金（第四号に掲げるものに該当するものに限る。）

は、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）第一号及び第一号の二に掲げる寄附金に該当しないものとする。

一～三（略）

四 法人税法別表第一に掲げる法人（港務局及び地方公共団体を除く。以下この号において「公共法人」という。）、同法別表第二に掲げる法人、法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十六号）附則第四条第二項（収益事業の範囲に関する経過措置）に規定する特例民法法人又は租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人である法人（以下この号においてこれらの法人を「公共・公益法人等」という。）に対して支出された寄附金（その寄附金を募集することについて相当の理由があること及び募集要綱（寄附金の使途並びに募集の目標額、方法及び期間並びに募集した寄附金の管理の方法を明らかにした書面をいう。）に記載された事項についてインターネットの利用その他適切な方法により公表することにつき当該公共・公益法人等が平成二十三年六月十日から平成二十九年三月三十一日までの間に当該公共・公益法人等に係る主務官庁（所轄庁を含む。以下この号において同じ。）の確認を受けた場合（法令等に基づく建築行為等の制限がある場合において当該主務官庁が平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間のいずれかの日を当該確認を受ける期限として定めるときは、同日までに当該確認を受けた場合を含む。）におけるその確認を受けた日の翌日から同日以後三年を経過する日までの間に支出されたものに限る。）で、公共・公益法人等が事業の用に供していた建物（その附属設備を含む。以下この号において同じ。）及び構築物並びにこれらの敷地の用に供されていた土地その他の固定資産（公共・公益法人等のうち公共法人以外の法人にあつては、その法人が行う法人税法第二条第十三号（定義）に規定する収益事業以外の事業の用に専ら供されていたものに限る。）のうち東日本大震災により滅失又は損壊をしたもの（その利用の継続が困難であることにつき当該公共・公益法人等に係る主務官庁が認めたものに限る。）の原状回復（当該建物及び構築物並びに土地の所在地において原状に復することが困難であり、かつ、当該所在地以外の地域において原状に復することが適当であることにつき当該主務官庁が認めた場合には、当該建物及び構築物並びに土地のその滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供される建物及び構築物並びに土地（土地の上に存する権利を含む。）の取得を含む。）に要する費用に充てられるものの全額

(2) 指定寄附金制度に係る申請の手引 (宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集する場合)

平成23年6月21日
文化庁文化部長官事務課
平成25年12月27日改訂

1 指定寄附金制度の概要

「指定寄附金」とは、「公益法人等が行う広く一般に募集する」寄附金であって、「教育又は科学の振興，文化の向上等の公益の増進に寄与する」ための支出で，緊急を要するものに充てられることが確実なものとして，財務大臣が期間及び募金総額を定めて指定したものに対する寄附金をいいます。

指定寄附金でない一般的な寄附金の場合，原則的な税制上の取扱いは，個人の所得税については，何らの優遇措置はなく，企業等の法人税については，一定限度の寄附金が損金に算入できる（すなわち，必要な経費として認められる。）こととなっています。

これに対し，財務大臣が「指定寄附金」として指定した寄附金や国又は地方公共団体に対する寄附金などについては，次のとおり，寄附者は所得税又は法人税の優遇措置を受けることができます。このため，「指定寄附金」は，一般の寄附金に比べ募集が容易となります。

個人の場合・・・所得金額の40%又は寄附金額のいずれか少ない方の金額から2千円を控除した金額が所得から控除されます。

法人の場合・・・寄附金の全額を損金に算入できます。

2 今回の措置

通常の場合，宗教法人が募集する募金が指定寄附金として指定されるのは，その所有する国宝又は重要文化財保護のための修理，防災施設設置の費用に充てるものだけです。

しかし，東日本大震災は，未曾有（みぞう）の被害をもたらし，政府はこの復旧に全力を挙げて対処しておりますが，宗教法人等の公益法人の被害も甚大であるため，通常の災害復旧の場合と異なり，法人の自助努力による復旧にも限度があると考えられることから，特例措置として，被災した建物等の復旧のために行われる募金を「指定寄附金」の対象とすることとなりました。

なお，以下では，今回の東日本大震災に係る指定寄附金を「震災復旧寄附金」といい，その対象となる復旧事業を「原状回復事業」ということにします。

3 震災復旧寄附金制度の概要

ほとんどの宗教法人やその所轄庁にとって、指定寄附金を取り扱うのは初めての経験です。したがって、以下の制度の仕組みをよく理解して、間違いのないようにしなければなりません。

(1) 特に注意しなければならない点

- ア 震災復旧寄附金は、情報公開の対象となり、適正な管理が必要であること
- イ 募金自体について、信者等への割当てがなされ、半強制的に行われているという
ような批判がなされないようにすること

(2) 募金の主体

この「震災復旧寄附金」の募集を行うことのできるのは、東日本大震災により被災した建物等を所有する宗教法人又はそれを包括する宗教法人です。

単立宗教法人及び包括宗教法人は、自ら所轄庁へ申請する必要があります。被包括宗教法人は、自ら所轄庁へ申請する方法と包括宗教法人を通じて申請する方法があります（併用不可）。

包括宗教法人を通じて申請する場合、震災復旧寄附金は、包括宗教法人の名義で募集し、集めた寄附金を包括宗教法人が被包括宗教法人に対して配分することになります。

どちらを選択するかは包括宗教法人と相談の上で御判断下さい。

なお、本稿では、単立宗教法人、包括宗教法人又は被包括宗教法人が自ら所轄庁へ申請する場合の具体的手続等を説明いたします。

(3) 対象施設

「震災復旧寄附金」の募集の対象となる施設は、宗教法人の所有していた（個人所有は不可）建物（その附属設備を含む。）及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地その他の固定資産（以下「建物等」といいます。）で、次の要件を全て満たしていると所轄庁が確認したものです。

ア 要件

- ①宗教法人が専ら自己の宗教活動又は公益事業の用に供していた建物等であること
- ②東日本大震災により、建物等が滅失又は損壊し、補修なしには建物等として本来の機能を果たさない、ないしはその利用の継続が困難であること

イ 建物等の説明

① 建物

土地の定着物であって、屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、その目的

とする用途に使用できるものをいいます。

建物として認められるものの具体例は、次のとおりです。

〈神道系〉

社殿，本殿，拝殿，祝詞殿，幣殿，覆殿，境内神社社殿，祖霊社社殿，神具庫，祭器庫，社務所，随神舎，参集殿，宝物殿，神楽殿，神社会館，祈祷殿，神輿庫，授与所，御旅所，参籠所など

〈仏教系〉

本堂，客殿，庫裏，観音堂，薬師堂，僧堂，檀信徒会館，仏具庫，内陣，堂内荘厳，納骨堂，位牌堂，書院，教職舎，持仏堂，稻荷堂，土蔵，経蔵など

〈キリスト教系〉

礼拝堂，教会，牧師館，会堂，修道院，伝道所，小神学校，神学校，教職舎，信徒育成所，信徒修行所，記念館，会館，納骨堂，事務所など

〈諸教系〉

上に挙げたものに相当するもの

(注) 法人税法に規定する収益事業に該当し、専らその収益事業の用のみに供されていた建物は対象となりません。

また、収益事業と収益事業以外の用に併用していた建物等については、収益事業の用に供していた部分を除いたものが対象となります。

② その附属設備

暖冷房設備，照明設備，通風設備，昇降機その他建物に附属する設備のことをいいます。

③ 構築物

土地に定着する土木設備又は工作物をいいます。

構築物として認められるものの具体例は、次のとおりです。

〈神道系〉

手水社，絵馬堂，鳥居，玉垣，石碑，忠魂碑，透塀，寄付石碑，狛犬，灯籠，社号標，記念碑など

〈仏教系〉

鐘楼，山門，参道，土塀，太鼓楼，灯籠，地蔵，祠，石碑など

〈キリスト教系〉

塀，門扉，十字架など

〈諸教系〉

上に挙げたものに相当するもの

④ 土地

原状回復事業の一環として要する、敷地の盛土などの整地、土壌改良等は対象となります。

また、津波の被害等により、震災前の所有地での原状回復が困難な場合、移転先の土地取得費用も認められます。この場合は、①から③までの原状回復に必要な土地で、引き続き宗教活動又は公益事業を行うことができる場所であることが要件になります。ただし、震災以前にはなかった建物等を移転先で新規に建てる費用などは認められません。

⑤ その他固定資産

宗教法人が所有している固定資産であり、随神像、仏具・仏像、信者の送迎用のマイクロバス等が対象となります。ただし、動産であることから、当該固定資産が被災前に実在していたこと、及び震災により滅失又は損壊したことが確認できることが必要となります。

なお、建物等については、宗教法人ごとにその特性によって対象とするかどうかを判断する必要があると考えておりますので、個別に所轄庁へ御相談いただく必要があります。

(4) 震災復旧寄附金の募集の対象となる復旧費用

(3)の対象施設を原状回復するために必要な事業費が募集対象限度額となりますが、震災復旧寄附金の目標額（寄附限度額）は、この額の範囲内で、原状回復にかかる総事業費から自己資金、借入金、補助金を差し引いたものとなります。自己資金には、地震保険等に加入していた際に支払われる保険金や、敷地を移転する際に移転前の土地を売却した代金などを含みます。

また、銀行等からの借入金について震災復旧寄附金で返済することは認められません。

なお、「借入金」とは、銀行等から復旧費用の財源（復旧計画に位置づけている財源）として、中長期的な返済計画を立てて借入れをした資金等のことであり、原状回復事業を行うため一時的に借り入れたもの（一時金、手付け金等）は含まれません。

具体的には、借入金の趣旨等により判断されます。

(5) 募集開始の申請

単立宗教法人が申請するとき又は被包括宗教法人が自ら所轄庁へ申請するときは、申請様式1から5と添付書類を用意してください。申請書類を提出する前に必ず所轄

庁へ相談してください。

確認期限は、平成29年3月31日までですので、余裕を持って申請してください。

なお、所轄庁は、被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域内で行われる土地区画整理事業等のために建築行為等の制限がなされるなど、原状回復を行う建物の所在地において原状回復事業が行えない期間がある場合には、平成29年4月1日から平成31年3月31日までのいずれかの日を確認を受ける期間として定めることができます。この確認を受ける期間として所轄庁が定める日は、例えば当該所在地において1年間の建築制限がなされている場合には、原則の指定期間とする平成29年3月31日から1年間延長した平成30年3月31日となります。

原状回復事業実施に関連する法令をあらかじめ調べていただき、申請に時間を要する場合は事前に所轄庁に御相談ください。

(6) 募集期間

震災復旧寄附金の募集を行うことができる期間は、所轄庁が募集開始について確認をした日の翌日から3年以内で、募集要綱で定める日までです。

なお、この期間は募金を集める期間ですので、必ずしもこの期間内に原状回復事業や、その費用の支払いを終えなければならないというものではありません。

4 震災復旧寄附金の募集のための手続等

(1) 事前準備

ア 前記3の(3)対象施設の「要件」に該当する建物等の調査・検討

イ 震災復旧寄附金の募集をする必要性（財政状況等から、募金によらなければ復旧が困難かどうか）の調査・検討

ウ この段階で所轄庁と事前の打合せを行う。

エ 宗教法人内部で次の①から③までについて意思決定

① 震災復旧寄附金の募集を行うこと

② 原状回復事業のための特別会計を設定し、金融機関に一の口座を開設すること。

原状回復事業に関する収入及び支出をこの口座以外で取り扱うことは認められませんので、注意してください。

③ 募金方法

指定寄附金は広く一般に募集するものなので、ごく少数の特定された寄附者を対象とすることを想定した募金方法は認められませんので、注意してください。

(2) 所轄庁への申請

募金開始の申請は、次の様式1から様式5までの書類を作成し、後に掲げる「添付書類」を添えて、所轄庁に提出することにより行います。

この確認の期限は平成29年3月31日までです。

なお、確認まで所轄庁で審査期間を要しますので、事前に所轄庁へ相談の上、余裕を持って申請してください。ただし、法令等の制限で期限までに確認を受けられない場合は、確認期限の延長が可能なので、その旨も併せて所轄庁へ御相談下さい。

様式1「東日本大震災により滅失又は損壊をした公益的な施設等の復旧のために募集する寄附金が指定寄附金として適当である旨の確認申請について」

様式2「東日本大震災により滅失又は損壊をした建物等の原状回復のための寄附金の募集要綱」

様式3「寄附金に係る事業及び資金概況書」（確認申請）

様式4「建物等の概要」

様式5「公共・公益法人等の概要」

ア 様式1の記載上の注意

- ・都道府県知事所轄の宗教法人は、知事宛てに提出することになります。文部科学大臣所轄の宗教法人は、文部科学大臣宛てに提出することになります。

イ 様式2の記載上の注意

- ・募集目標額は被害状況、法人の規模等から勘案して現実的な金額としてください。
- ・募集要綱は必ず公開対象としなければなりません。
- ・寄附金の受入れ状況については毎月公表することとし、原状回復事業の進捗状況については毎年公表する必要があります。公表手段としては、インターネットその他適切な手段によることとなります。
- ・経費支出に係る証拠書類（領収書等）は5年以上保存し、寄附者等外部から開示請求があった際は、公開できない正当な理由がある場合を除いて公開する旨を記載してください。
- ・募集に要する経費（パンフレット印刷代、広告掲載料等）を寄附金により賄う場合は8. を記載する必要があります。
- ・なお、募集経費には、募集のために直接必要な印刷費、旅費等が該当し、寄附金の中から充当することができますが、震災復旧寄附金の趣旨に鑑み、極力その額を抑えることが望まれます。したがって、その金額は事業規模、事業比率などを勘案して合理的な範囲内としてください。
- ・また、募集経費は所要額の積み上げにより算出すべきであり、募集総額の按分計算は認められません。

ウ 様式3の記載上の注意

- ・③原状回復費については、様式4⑩の合計額を記載してください。
- ・⑥募集方法については、様式2の2. を記載してください。
- ・⑦の（）書きには、原状回復対象となる施設の名称を記載してください。
- ・⑧の原状回復事業の概要については、具体的な施設の名称を種類ごとに記載してください。
- ・原状回復費には、様式4⑩の種類別事業費を記載してください。原状回復費の合計は③と一致します。
「（内 募集対象限度）」には様式4⑪の種類別費用を記載してください。
- ・事業費の内訳（資金計画）中の「自己資金」には包括宗教法人等からの復旧費用に充てるための援助金を含み、「補助金」とは、国又は地方公共団体等からの公的な補助金を指します。
また、銀行等からの借入金について寄附金で返済することは認められません。
なお、「借入金」とは、銀行等から復旧費用の財源（復旧計画に位置づけている財源）として、中長期的な返済計画を立てて借入れをした資金等のことであり、一時的に借り入れたもの（一時金、手付け金等）は含まれません。
- ・震災復旧寄附金の合計額は、④と同じとし、「（内 募集対象限度）」の合計額以下としなければなりません。

エ 様式4の記載上の注意

- ・③については、全壊した施設の現状復旧を行う場合は、取得予定年月日又は建築予定年月日を記載してください。
被災建物等の取得又は建築年月日が記録にない場合は「不明」と記載してください。
- ・④については、一の施設を非収益事業と収益事業の両方に利用している場合は、それぞれ使用目的を具体的に記載してください。
- ・⑤については、建物の総面積を登記簿謄本、財産目録、仕様書、設計図面などで確認して記載してください。
また、施設規模を総面積以外で算出することがより妥当な場合（付属施設を全長、重量等で記載する）は（）内に尺度を記載するとともに、各欄に数値を記載してください。
- ・⑦については、被災建物等の非収益事業部分と原状回復建物等を比較して機能や構造で変化がある場合はその内容を具体的に記載してください。
- ・⑧については、一の施設を非収益事業と収益事業の両方に利用している場合は、合理的な基準（面積比や利用時間比などで按分する）により非収益事業の用に供している割合を記載してください。
- ・⑨については、被災建物等に比べて原状回復建物等が大幅に拡張・変更されている

る場合のみ記載してください。記載する数値は、
⑥の原状回復建物等÷被災建物等－1＝超過割合
となります。

- ・⑪の計算式に基づいて算出される額が指定寄附金の募集対象限度額となります。

オ 様式5の記載上の注意

- ・②については、登記簿上の主たる事務所の所在地を記載してください。
- ・③については、宗教法人と記載してください。
- ・④については、設立の認証を受けた日を記載してください。
- ・⑦について、書類がなくなった又は作成していない場合は、所轄庁に相談してください。

カ 様式3から5の全てについて

- ・建物等に国又は地方公共団体が指定した文化財が含まれている場合、様式の左上にその旨を記載してください。
- ・建物等に宗教法人立の幼稚園、各種学校等が含まれている場合、様式の左上にその旨を記載してください。

キ 添付書類

- ・申請年度の収支予算書、前年度及び前々年度の収支計算書
(収支予算書が作成されていない場合は、過去3年間の収支計算書。被災により消失している場合には、代替書類)
- ・建物等が東日本大震災により滅失又は損壊をしたことを証明する書類
(り災証明書など。り災証明書だけで被害状況が不明瞭な場合は、追加資料を添付してください。)
- ・募集の対象となる復旧費用算定の基礎となる見積書等の資料(工事請負契約書、工事見積書の写し又は土地取得の売買契約書など)

(3) 宗教法人による募集の開始

所轄庁は提出書類を確認して、申請内容が妥当であると判断した場合は、申請内容を確認した旨の確認書(様式6)を交付します。震災復旧寄附金の募集は、所轄庁が確認をした日の翌日から開始することができます。

なお、所轄庁から確認を受けたら、募集要綱をホームページ等で公開してください。

(4) 震災復旧寄附金受領の取扱い

ア 宗教法人は、寄附者から寄附を受けた場合には、寄附者に確認書の写しと寄附受

領書（様式7）を発行して下さい。また、受領書は、複写式にするなどして、必ず「控え」（写し）を取っておいてください。

イ 所轄庁が確認した募金計画の寄附金募集目標額（寄附限度額）を超えて受け入れた寄附金については、寄附金控除等の対象とはなりませんので、寄附金の受入れ額は、厳格に管理しなければなりません。特に、寄附金の目標額（寄附限度額）に近づいてきたときは、一旦募金を打ち切り、申込者の調整を行うなど、慎重に募金を行ってください。

（5）情報公開

宗教法人は、原状回復事業が終了するまで、極力1月ごとに寄附金の募集実績並びに1年ごとの原状回復事業実績及び支出実績（支出ごとの費目、支出先及び金額）について、その経過をインターネットの利用その他適切な方法により公開するものとしてください。ホームページを備えていない宗教法人においても、公告方法に準じた形式で公表するほか、機関紙に実施状況等を掲載し、寄附者からの問合せに応じるなどして、適切に対応してください。

（6）原状回復事業や募金計画の変更

所轄庁が変更についてやむを得ないと認めたときに限り変更ができますが、このような場合には、必ず事前に所轄庁に相談をしてください。

（7）報告

募金開始後は、次のアからエまでの報告を所轄庁にする必要があります。

ア 年次報告

募金中、募金主体の会計年度終了後4月以内に報告する。

様式8「震災復旧寄附金実績報告書（年次報告）」

様式9「寄附金に係る事業及び資金概況書（年次報告）」

様式10「寄附金実績一覧表」

添付資料

- ・収支明細書
- ・通帳の写し

イ 募集終了報告

寄附金の目標額（寄附金限度額）に達した場合又は募集期間終了後1月以内に報告する。

様式 11「震災復旧寄附金実績報告書（募集終了報告）」

様式 12「寄附金に係る事業及び資金概況書（募集終了報告）」

様式 10「寄附金実績一覧表」

添付資料（既に提出したものを除く。）

- ・収支明細書
- ・通帳の写し

ウ 募集終了後事業報告

募集終了後、原状回復事業が終了するまで、募金主体の毎会計年度終了後 4 月以内に報告する。

様式 13「震災復旧寄附金実績報告書（募集終了後事業報告）」

様式 12「寄附金に係る事業及び資金概況書（募集終了後事業報告）」

添付資料（既に提出したものを除く）

- ・収支明細書
- ・通帳の写し

エ 完了報告

原状回復事業終了後 1 月以内に報告する。

様式 14「震災復旧寄附金実績報告書（完了報告）」

様式 15「寄附金に係る事業及び資金実績報告書（完了報告）」

様式 4「建物等の概要」

添付資料（既に提出したものを除く。）

- ・収支明細書
- ・通帳の写し

いずれもホームページ等への掲示その他適切な方法で公表してください。

(3) 申請様式 (宗教法人が自ら所轄庁に申請して募集する場合)

(様式 1)

	平成	年	月	日
〇〇〇〇知事 (文部科学大臣)				
〇 〇 〇 〇 殿				
	所在地			
	法人名			
	代表者			印
	担当者			
	連絡先			

東日本大震災により滅失又は損壊をした公益的な施設等の復旧のために募集
する寄附金が指定寄附金として適当である旨の確認申請について

このたび、東日本大震災により滅失又は損壊をした公益的な施設等の原状回復に
要する費用に充てるものとして、別添募集要綱により寄附金を募集するので、寄附
金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に
算入する寄附金を指定する件 (平成23年3月15日財務省告示第84号) 本文第4号の
確認をしていただきたく、必要書類を添えて申請します。

(用紙 日本工業規格A4)

東日本大震災により滅失又は損壊をした建物等の原状回復のための寄附金の募集要綱
(ひな型)

募集法人名	宗教法人〇〇〇〇
募集責任者	代表役員〇〇〇〇
募集を行う事務所所在地	××県××市××町××-××-×
連絡先	00-0000-0000 (担当：〇〇〇〇)

1. 寄附金を募集する目的及び使途内容

当法人が、東日本大震災により滅失又は損壊をした当法人が所有する〇〇〇（建物の具体的な名称）及び〇〇〇（構築物の具体的な名称）の原状回復に要する費用に充てるための寄附金を募集します。

2. 募集方法

個人、法人を問わず当法人が開設するインターネットのホームページにより広く全国に募集を行います。

3. 募集目標額

〇〇百万円

4. 寄附金の募集を行う期間

平成▲年▲月▲日（主務官庁の確認日の翌日）から平成〇年〇月〇日までとします。

5. 寄附金の受入れ

寄附金は下記の専用口座への銀行振込みにより募集します。

専用口座：〇〇銀行〇〇支店口座名：〇〇〇〇〇〇口座番号：〇〇〇〇〇

(注) 寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（平成23年3月15日財務省告示第84号）
本文第4号に基づく寄附金控除等の税制上の優遇措置を受けることを希望される寄附者に対しては、主務官庁の確認書の写し及び当法人が発行する寄附受領書を送付いたしますので、寄附を頂く際に必ず住所・氏名・お問合せ先を御連絡下さい。

6. 受け入れた寄附金の管理の方法

上記の専用口座で管理します。また、寄附を受けて行う原状回復事業に係る会計と他の会計とを区分して経理します。

7. 情報公開

寄附金の募集期間中は、当法人が開設するインターネットのホームページにおいてこの募集要綱を公表します。

また、寄附金の募集実績については〇〇日ごとに、原状回復事業実績及び支出実績については〇〇月ごとにその経過を当法人が開設するインターネットのホームページにて公表します。なお、支出に係る領収書は5年以上保存し、寄附者等外部から閲覧の求めがあった場合には、これを開示できないことにつき正当な理由がある場合を除き、その求めに応じます。

8. 募集に要する経費の額

領収書を送付する際の切手代等として、〇〇万円

当法人のホームページにおける原状回復事業の報告サイトの開設費として、〇〇万円

以 上

寄附金に係る事業及び資金概況書(確認申請)

(様式3)

①法人名	②住所					
③原状回復費	④③のうち 募集目標額		円			
⑤募集期間	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日	⑥募集方法		
⑦寄附金の募集の目的		公益事業の用に供している () の原状回復の費用に充当				
⑧ 寄 附 事 業 の 概 要	建物等 の種類	原状回復事業の概要	復旧工事 の実施期間	原状回復費 (内 募集対象限度)	事業費の内訳 (資金計画)	
			自 年 月 至 年 月	(内)	自己資金 千円	借入金 千円
				(内)		補助金 千円
				(内)		震災復旧寄附金 千円
				(内)		
募集経費				(内)		
合 計				(内)		

(用紙 日本工業規格A4)

建築物等の概要

(様式4)

	建築物等		建築物等	
	被災建築物等	原状回復建築物等	被災建築物等	原状回復建築物等
① 建物等の種類及び名称				
② 所在地				
③ 取得又は建築年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
④ 使用目的	非収益事業用			
	収益事業用			
⑤ 建物等の規模	総面積 ()	m ²	m ²	m ²
	面積 ()	m ²	m ²	m ²
⑥ 非収益事業部分の規模				
⑦ 新たに付加された機能				
⑧ 非収益事業割合 (⑥/⑤)		A		A
⑨ 原状回復超過割合				
⑩ 原状回復にかかる総事業費				円
⑪ 募集対象限度額 $\left[\frac{⑩ \times ⑧ \text{の } A}{1 + ⑨} \right]$				円

(用紙 日本工業規格A4)

公 共 ・ 公 益 法 人 等 の 概 要

(様式5)

① 法人名		② 所在地	
③ 法人格		④ 設立許可年月日	
⑤ 代表者氏名及び住所			
⑥ 事業の概要			
⑦ 収 支 内 訳 等	事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日 (決算)	年 月 日 ～ 年 月 日 (予算)
	1. 収入の部		
	(1) 基本財産運用収入		
	(2) 補助金等収入		
	(3) その他公益事業に係る収入		
	(4) 収益事業収入		
	2. 支出の部		
	(1) 公益事業支出		
	(2) 収益事業支出		
	(3) 管理費		
	3. 資産の部		
	(1) 純資産額		
	(2) うち基本財産額		

(用紙 日本工業規格A4)

平成 年 月 日

所在地
法人名
代表者

殿

〇〇〇〇大臣

〇〇 〇〇 印

東日本大震災により滅失又は損壊をした公益的な施設等の復旧のための寄附金の募集が指定寄附金として適当である旨の確認書

貴法人から平成 年 月 日付けで申請のあった下記の寄附金については、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（平成23年3月15日財務省告示第84号）本文第4号に掲げる要件を満たす寄附金であることを確認します。

なお、本件寄附金の募集が募集要綱にのっとっていなかったことその他不正等の事実があったことにより指定寄附金とはならないこととなった場合には、本件確認書を返還していただくこととなる旨申し添えます。

記

確認対象寄附金

東日本大震災により滅失又は損壊をした〇〇及び〇〇の原状回復に要する費用に充てるために募集する寄附金

指定寄附金の募集期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

〈様式例〉

発行番号 _____ 号

寄 附 受 領 書

(寄附者)

住所

名称

殿

寄附金の額	金																				円
-------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

上記のとおり寄附金を受領しました。

平成 年 月 日

宗教法人 ○○○○

代表役員

印

上記の金額は、東日本大震災により滅失又は損壊をしたためその利用の継続が困難である建物等の原状回復のために要する費用に充てるものとして、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（平成23年3月15日付財務省告示第84号）で別添のとおり主務官庁により確認を受けたものに該当するものです。

(注) 上記の措置を受けるために、確定申告に際して、この受領書が必要となりますので相当期間大切に保存してください。

平成 年 月 日

〇〇〇〇知事（文部科学大臣）

〇 〇 〇 〇 殿

所在地

法人名

代表者

印

震災復旧寄附金実績報告書（年次報告）

東日本大震災により滅失又は損壊をしたためその利用の継続が困難である建物等の原状回復のために要する費用に充てるものとして、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（平成23年3月15日財務省告示第84号）につき、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までの間に行った寄附事業の実績を別紙資料を添付の上、下記のとおり報告します。

記

募集目標額	法人		個人		合計	
	件数	寄附額	件数	寄附額	件数	寄附額
前年度までの報告書		千円		千円		千円
今年度の報告書						
合計						

寄附金に係る事業及び資金概況書（年次報告）

（報告期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日）

①法人名						②住所					
③募集目標額	円					④当年度未までの募集実績額	円				
⑤ 寄 附 事 業 の 概 要	建物等の種類	原状回復事業の概要	復旧工事の実施期間 自 年 月 至 年 月	契約年月日 年 月 日	進捗率 %	原状回復費 (内 募集対象限度)	事業費の支出状況 支払済み	未払額	震災復旧寄附金充当額	千円	千円
						(内)	千円				
						(内)					
						(内)					
	募集経費					(内)					
合 計											
事業費の内訳 (内 支払済み額)											
				自己資金	(内)	借入金	(内)	補助金	(内)	震災復旧寄附金	(内)

(様式9)

(用紙 日本工業規格A4)

平成 年 月 日

〇〇〇〇知事（文部科学大臣）

〇 〇 〇 〇 殿

所在地

法人名

代表者

印

震災復旧寄附金実績報告書（募集終了報告）

東日本大震災により滅失又は損壊をしたためその利用の継続が困難である建物等の原状回復のために要する費用に充てるものとして、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（平成23年3月15日財務省告示第84号）につき、当該寄附金の募集が平成〇〇年〇月〇日をもって終了しましたので、寄附金の募集実績を別紙資料を添付の上、下記のとおり報告します。

記

受領書発行番号	No.000001 ~ No.
募集期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
募集目標額	円
募集実績額	円

寄附金に係る事業及び資金概況書（募集終了報告・募集終了後事業報告）

（報告期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日）

①法人名	②住所				千円	⑤募集実績額	千円	⑥達成率 (⑤/④)	%
	建物等 の種類	原状回復費 の概要	千円	原状回復費 (内 募集対象限度)					
⑦ 寄附事業の概要									
	復旧工事 の実施期間	自 年 月 至 年 月	契約 年月日	進捗 率	千円	千円	千円	千円	震災復旧寄 附金充当額
				%	(内)	(内)	(内)	(内)	
					(内)				
					(内)				
募集 経費					(内)				
合 計									
事業費の内訳 (内 支払済み額)									
					自己資金 (内)	借入金 (内)	補助金 (内)	震災復旧寄附金 (内)	

(様式12)

(用紙 日本工業規格A4)

平成 年 月 日

〇〇〇〇知事（文部科学大臣）

〇 〇 〇 〇 殿

所在地

法人名

代表者

印

震災復旧寄附金実績報告書（募集終了後事業報告）

東日本大震災により滅失又は損壊をしたためその利用の継続が困難である建物等の原状回復のために要する費用に充てるものとして、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（平成23年3月15日財務省告示第84号）につき、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までの間に行った原状回復事業の実績を別紙資料のとおり報告します。

平成 年 月 日

〇〇〇〇知事（文部科学大臣）

〇 〇 〇 〇 殿

所在地

法人名

代表者

印

震災復旧寄附金実績報告書（完了報告）

東日本大震災により滅失又は損壊をしたためその利用の継続が困難である建物等の原状回復のために要する費用に充てるものとして、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（平成23年3月15日財務省告示第84号）につき、当該寄附を受けて行う原状回復事業が平成〇〇年〇月〇日をもって終了しましたので、当該原状回復事業実績を別紙資料を添付の上、下記のとおり報告します。

記

原 状 回 復 費	円
自 己 資 金	円
借 入 金	円
補 助 金	円
募 集 実 績 額	円

寄附金に係る事業及び資金実績報告書(完了報告)

(様式15)

①法人名	②住所		③原状回復費				④募集実績額				⑤達成率		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
建物等の種類	原状回復事業の概要		復旧工事の 実施期間	原状回復費 (内 募集対象 度)	自己資金	借入金	補助金	事業費の内訳 (資金実績)					
			自 年 月 至 年 月	千円 (内)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
⑦ 寄附事業の概要													
募集経費													
合計													

(用紙 日本工業規格A4)

(4) 指定寄附金制度の概要

東日本大震災で被災した宗教法人の建物等の復旧のために、宗教法人が募集する寄附金で、次の要件を満たすものとして所轄庁の確認を受けたものについては、寄附者が所得税又は法人税の税制上の優遇措置（※）を受けることができます。

※ 優遇措置の内容

個人の場合…所得金額の40%又は寄附金額のいずれか少ない方の金額から2千円を控除した金額が所得から控除されます。

法人の場合…寄附金の全額を損金に算入できます。

1 対象となる施設

「震災復旧寄附金」の募集の対象となる施設は、建物（その附属設備を含む。）及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地その他固定資産（以下「建物等」といいます。）で、次の要件を全て満たしているものが対象となります。

- ①宗教法人が専ら自己の宗教活動又は公益事業の用に供していた建物等であること
- ②東日本大震災により、建物等が滅失又は損壊し、補修なしには建物等として本来の機能を果たさない、ないしはその利用の継続が困難であること

2 対象となる費用

1の施設の原状回復のために必要な費用に充てるものとして適切に算定される事業費の範囲内の額とし、法人の自己資金、借入金及び補助金によって賄えない部分が対象となります。

3 所轄庁への確認の申請

単立宗教法人及び包括宗教法人は、自ら所轄庁へ申請する必要があります。被包括宗教法人は、自ら所轄庁へ申請する方法と包括宗教法人を通じて申請する方法があります（併用不可）。

所轄庁による確認の期限は、平成29年3月31日までです。

なお、法令等に基づく建築行為等の制限がある場合には、所轄庁は平成29年4月1日から平成31年3月31日までのいずれかの日を確認を受ける期限として定めることができます。

4 対象となる期間

所轄庁による確認を受けた日の翌日から3年以内で、法人が募集要項で定めた日までです。

(注) 詳しくは「指定寄附金制度に係る申請の手引」を御覧ください。

また、申請に当たっては、あらかじめ所轄庁に御相談ください。

(5) 東日本大震災に係る指定寄附金の確認書の交付を受けた宗教法人の一覧
(平成26年1月31日現在)

	宗教法人名 (当該法人の包括宗教法人)	主たる事務所の所在地	主務 官庁	指定期間
1	浅間神社 (神社本庁)	千葉県松戸市小山 664 番地	千葉県	H23.9.15 ～H25.12.31
2	笠間稲荷神社 (神社本庁)	茨城県笠間市笠間 39 番地	茨城県	H23.9.28 ～H26.9.27
3	芳林寺 (曹洞宗)	さいたま市岩槻区本町 1 丁目 7 番 10 号	埼玉県	H23.10.6 ～H26.9.30
4	鹿島神宮 (神社本庁)	茨城県鹿嶋市大字宮中 2306 番地 1	茨城県	H23.10.13 ～H25.10.13
5	須賀神社 (神社本庁)	千葉県野田市野田 31 番地	千葉県	H24.9.1 ～H24.12.15
6	願成寺 (日蓮宗)	茨城県高萩市大字赤浜 106 番地	茨城県	H24.12.20 ～H25.7.31
7	西明寺 (真言宗豊山派)	栃木県芳賀郡益子町大字益子 4469 番地	栃木県	H25.1.11 ～H25.12.31
8	小松寺 (真言宗智山派)	茨城県東茨城郡城里町上入野 3912 番地	茨城県	H25.5.21 ～H28.5.20
9	鹿嶋神社 (神社本庁)	茨城県日立市大久保町 2 丁目 2 番 11 号	茨城県	H25.9.27 ～H28.9.26
10	日本基督教団水戸中央教会 (日本基督教団)	茨城県水戸市大町 3 丁目 3 番 18 号	茨城県	H25.10.12 ～H28.10.11
11	津龍院 (曹洞宗)	宮城県本吉郡南三陸町歌津字館浜 69 番地	宮城県	H25.12.27 ～H26.12.31
12	佐竹寺 (真言宗豊山派)	茨城県常陸太田市天神林町 2404 番地	茨城県	H25.12.17 ～H28.12.16

(注) 上記 1 及び 3 ないし 7 の法人については募集終了済みであり、このうち、1 及び 5 の法人については原状回復事業も完了済みである。

宗務時報 No. 117

発行日 平成26年3月31日
編集・発行 文化庁文化部宗務課
〒100-8959
東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
電話 03-5253-4111 (代表)

印刷 株式会社エムア
